

「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画案」の策定について

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震による大災害からの復興を進めるため、県では「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画案」を策定しました。
- この計画案は、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」等における専門的な審議や市町村等の意見などを踏まえ、県として策定したものです。
- 今後、この計画案について、パブリックコメントや地域説明会等を実施し、意見等を反映させ、9月議会に計画の承認議案を提出する予定となっています。
- この計画の目指す姿であり「いのちを守り 海と大地に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」に向けた取組を、市町村をはじめとした地域の多様な主体とともに、スピード感を持って効果的・効率的に展開していきます。

1 計画の名称

名称：岩手県東日本大震災津波復興計画

～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造に向けて～

2 計画の期間及び構成イメージ

(1) 計画期間 平成 23 年度～平成 30 年度

※ 平成 31 年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成 23 年度から 30 年度までの 8 年間で全体計画期間とする。

(2) 計画の構成

次の 2 つの計画で構成される。

○復興の向けての目指す姿や原則、具体的取組の内容等を示す「復興基本計画」

○施策や事業、工程表等を示す「復興実施計画」

(3) 構成イメージ



3 計画の概要

(1) 目指す姿：いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

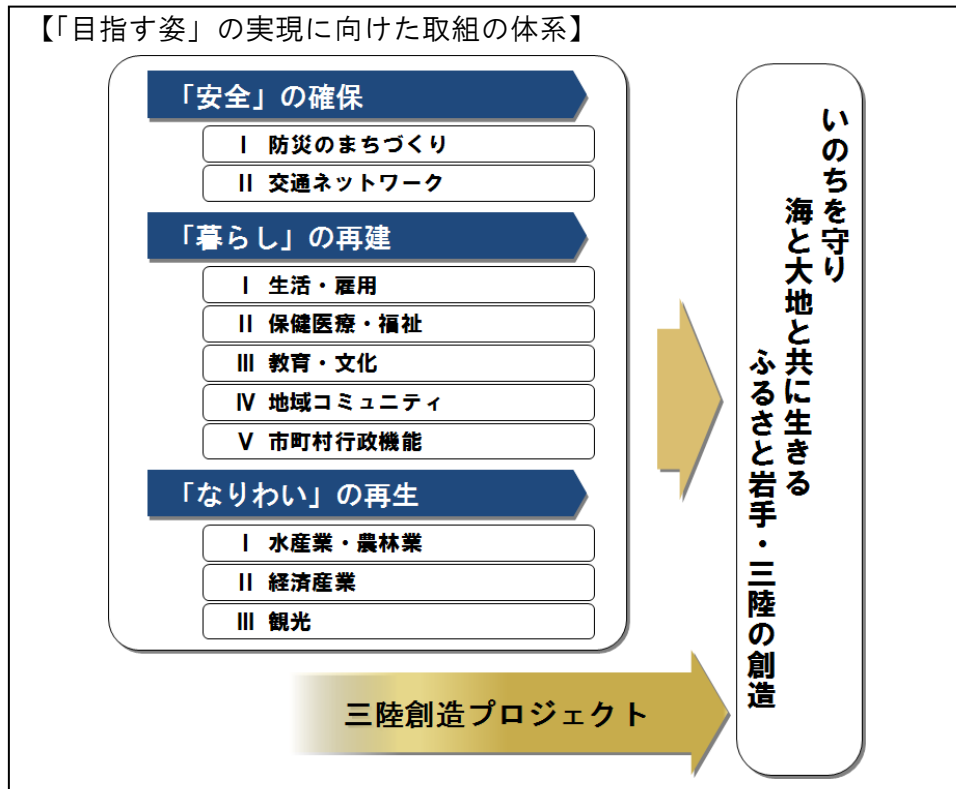
科学的・技術的な知見に立脚したうえで、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創りあげるため、復興の目指す姿を「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」とすること。

(2) 復興に向けた3つの原則：「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」

復興の原則として、まず、「安全」を確保した上で、被災者が希望をもって「ふるさと」に生き続けることができるよう「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することを復興の原則に掲げていること。

(3) 10分野の取組と三陸創造プロジェクト

3つの原則のもとに、10分野の取組を位置付け、具体的な取組の内容とその考え方を示すとともに、長期的な視点に立ち、復興を象徴するリーディング・プロジェクトとして三陸創造プロジェクトを掲げていること



4 今後の予定

- 6月～7月 パブリックコメントの実施
- 6月～8月 地域説明会（出前説明会含む）の開催
- 8月 具体的に取り組む施策等を盛り込んだ「復興実施計画」（案）の策定
- 8月 「復興基本計画」（案）等に基づき国に予算要望
- 9月 県議会に計画策定に係る承認議案を提出

（上記スケジュールは、現時点での予定であり、変更となる場合がある。）

岩手県における東日本大震災津波関連予算の措置状況

[一般会計]

(単位：百万円)

区 分		予 算 額	財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	その他	一 般
H22	補正予算額（第7号）	13,427	7,753	376		5,298
H23	現 計 予 算 額	682,980	72,739	47,043	122,601	440,598
	補正予算額（第2号）	225,556	133,399	34,438	49,827	7,892
	補正予算額（第3号）	184,990	105,718	34,180	37,525	7,566 <small>（うち財政調整基金5,227）</small>
	補正予算額（第2、3号小計）	410,546				
	補正後現計予算額	1,093,526				

(注) 現計予算額とは、当初予算額と補正予算額（第1号：大雪等災害対応分）の合計額です。
内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

- 23年度の岩手県の東日本大震災津波関連予算額は、第2号補正及び第3号補正を合わせて、**4,105億円余**
23年度の現計予算額は**1兆935億円余**となり、**過去最大の予算規模**
- 国の一次補正予算に対応した本県の負担額は**688億円余**と、**標準的な年間税収の6割超の規模**
- 第3号補正では、本年度の漁獲時期や次年度以降の漁業資源の確保などに的確に対応できるよう、水産業の復旧を中心に、**国の一次補正予算では不足する部分にも踏み込み編成**
- これらの補正財源を捻出するため、**52億円余の財政調整基金の取り崩し**を行った結果、その**残高は87億円程度**となり、今後の復興に向けた追加財政需要を考慮すれば**極めて少額**
単独事業も含めた**地方の復興費用への財源措置が不可欠**

目 次

- 1 平成23年度一般会計補正予算（第3号：東日本大震災津波関連）概要 1～6ページ
- 2 平成23年度一般会計補正予算（第2号：東日本大震災津波関連）概要 7～8ページ
- 3 平成22年度一般会計補正予算（第7号：東北地方太平洋沖地震関連）概要 9ページ

1 平成 23 年度一般会計補正予算（第 3 号：東日本大震災津波関連）概要

〔予算編成の考え方〕

- ・ 4 月補正予算（第 2 号）では、主に、災害救助、応急仮設住宅の整備、がれき処理など、年度当初から緊急的な対応が必要な予算について措置
- ・ これに加え、今回の補正予算は、国の一次補正予算に対応するとともに、国の一次補正予算では不足する部分にも踏み込み、編成したもの
被災者等の心身ケアの充実のほか、水産業、商工業などの産業の復旧・復興や、公共施設の復旧などを早急に行うべく必要な予算を編成

〔補正予算の主な内容〕

○ 「暮らし」の再建〔355 億円〕

➤ 生活再建等

- ・ 災害救助法に基づく避難所の設置、食品・飲料水の提供、応急仮設住宅の整備等を引き続き実施するほか、民間賃貸住宅の借り上げ戸数を拡大（200 戸→2,000 戸）
- ・ 自力で住宅の再建ができない被災者のための災害公営住宅整備に向けた調査等の実施 等

➤ 雇用

緊急雇用創出臨時特例基金を活用した県事業及び市町村補助事業により、4 月補正予算と合わせて、1 万人程度の被災者等の雇用の場を創出

➤ 保健医療・福祉

- ・ 応急仮設住宅等における介護サービス等の提供体制の整備を支援
- ・ 被災地における「こころのケア活動」や、児童の健全育成のための取り組みを実施
- ・ 被災地における医療提供体制を確保するため、仮設診療所設置経費に対し助成 等

○ 「なりわい」の再生〔1,216 億円〕

➤ 水産業

流失・損壊した漁船の建造・修繕、養殖施設・産地魚市場・水産加工施設等の復旧整備や、ワカメ・ホタテ等の種苗確保など、水産業の再生に向けた取り組みを支援 等

➤ 農業

被災した農業共同利用施設の復旧、農業機械等の整備に対し支援 等

➤ 経済産業

- ・ 被災地の中小企業等が一体となって行う施設・設備の復旧整備等に対し支援

- ・ 被災地の事業協同組合が行う共同施設・設備の復旧整備に対し支援 等

○ 「安全」の確保〔143 億円〕

- ・ 被災した公共土木施設（道路、河川、橋りょう）、海岸保全施設等の復旧事業を実施
- ・ 被災した信号機等の交通安全施設の復旧事業を実施 等

○ その他〔136 億円〕

消防・警察賞じゅつ金の支給

国の交付金による基金積立金 等

〔補正予算の主な事業〕

○ 「安全」の確保（補正予算額 14,265 百万円）

≪防災のまちづくり≫

・ 河川等災害復旧事業費（12,500 百万円）【県土整備部】

被災した公共土木施設（道路、河川、橋りょう等）の復旧事業を実施

- 道路 362 箇所・橋りょう 16 箇所・河川 148 箇所・急傾斜地 7 箇所・砂防 2 箇所

・ 交通安全施設災害復旧事業費（351 百万円）【警察本部】

被災した信号機等の交通安全施設の復旧事業を実施

- 幹線道路に係る交通信号機 36 基・標識 187 本・標示延べ 7 km等について優先実施

・ 警察施設災害復旧事業費（354 百万円）【警察本部】

被災した釜石警察署及び沿岸運転免許センターの仮設庁舎の整備を行うほか、破損した警察施設（45 施設）の修繕を実施

○ 「暮らし」の再建（補正予算額 35,487 百万円）

≪生活再建≫

・ 救助費及び救助事務費（17,345 百万円）【保健福祉部】

災害救助法に基づき、避難所の設置、食品・飲料水の提供、物資輸送等の被災者支援を実施

- 災害救助費における単価改正に伴う補正等を行うとともに、民間賃貸住宅の入居戸数を 200 戸から 2,000 戸に引き上げ

・ 災害弔慰金負担金（1,530 百万円）【保健福祉部】

- 東日本大震災津波による死亡者数の増加に伴い、増額補正を実施

・ 生活福祉資金貸付事業推進費補助（1,792 百万円）【保健福祉部】

低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談援助を実施

- 特例生活復興支援資金の新設、生活福祉資金相談業務等に従事する専門相談員の新規配置

・ 災害公営住宅整備事業費（1,113 百万円）【県土整備部】

応急仮設住宅入居期間満了後も自力で住宅の再建ができない被災者のための災害公営住宅の整備を実施

- 宮古市・釜石市・大船渡市・陸前高田市・山田町及び大槌町での整備に向け、合計 750 戸分の設計委託料及び地質調査委託料を計上

《雇用》

次の追加補正により、4月補正予算と合わせ、沿岸地域を中心に約10,000人以上の雇用創出を図る。

・緊急雇用創出事業費補助（5,850百万円）【商工労働観光部】

離職を余儀なくされた失業者に対し、短期の雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図ることを目的とした事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成

・臨時職員緊急雇用事業費（403百万円）【商工労働観光部】

離職を余儀なくされた失業者に対し、短期の雇用・就業機会を提供するため、県の期限付臨時職員として任用

《保健医療・福祉》

・被災地児童等サポート関連事業（19百万円）【保健福祉部】

（児童養育支援ネットワーク事業費・子育てサポートセンター管理運営費・子育て支援対策臨時特例事業費）

親族・里親を対象とした交流研修会、法律・財産管理の相談などの総合的支援や、被災地における子育て親子を対象とした遊び・交流の場の設定、イベント等の実施

・被災地こころのケア活動支援事業費（15百万円）【保健福祉部】

被災等による自殺のリスクを抱えた住民に対し、地域の実情に即したケアや支援等を実施

➤ 大船渡市ほか6市町村に相談診察拠点を設置、業務従事者・ボランティア等への研修等の実施

・障害者支援施設等災害復旧事業費補助（183百万円）【保健福祉部】

被災した障害福祉サービス事業所に対し、設備や車両等の購入経費を助成

・老人福祉施設等自家発電設備整備事業費補助（257百万円）【保健福祉部】

人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引を必要とする入所者を有する施設に対し、自家発電設備等の整備に要する経費を助成

・老人福祉施設等災害復旧事業費補助（1,250百万円）【保健福祉部】

被災した介護サービス事業者に対し、事業再開に要する経費（車両・事務用品購入、事務所借上に要する初期契約料等）を助成

・被災地医療確保対策事業費（831百万円）【保健福祉部】

被災地における医療提供体制の確保を図るため、仮設診療所を委託設置するとともに、被災診療所修繕費を助成

➤ 整備内容等

- 仮設診療所 19箇所（民間：14、市町村診療所：2、県立病院：3（高田病院・大槌病院・山田病院））
- 仮設歯科診療所 5箇所（民間：4、市町村診療所1）
- 巡回診療車：2台
- 被災診療所の修繕：105箇所

《教育・文化》

・いわての学び希望基金積立金（500百万円）【総務部】

東日本大震災津波により著しい被害を受けた児童・生徒等の修学の支援、教育の充実等のため設置する「いわての学び希望基金」への積立を実施

・被災児童生徒就学援助事業費補助（461百万円）【教育委員会】

東日本大震災津波により被災した児童生徒を対象に、市町村が実施する就学援助事業（学用品費等、学校給食費、医療費の給付）に対し助成

《地域コミュニティ》

・ **応急仮設住宅団地内環境整備事業費**（187 百万円）【**県土整備部**】

応急仮設住宅団地内における住民の交流を図るため併設する集会所等の附属設備として、ベンチ、プランター、遊具等を設置

・ **地域支え合い体制づくり事業費**（1,836 百万円）【**保健福祉部**】

応急仮設住宅等において、要介護高齢者や障がい者が安心して日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービス等の提供体制の整備を支援

- 高齢者等サポート拠点やグループホーム型仮設住宅に係る整備費、初年度設備及び運営費を助成

○ 「なりわい」の再生（補正予算額 121,640 百万円）

≪水産業≫

・ **共同利用漁船等復旧支援対策事業費**（28,525 百万円）【**農林水産部**】

流失・損壊した漁船の早期復旧を図るため、小型漁船建造や漁協共同化に向けた支援を実施

➢ 整備概要

- 共同利用を図る小型漁船建造：2,600 隻程度を整備
- 共同利用を図る定置漁船等の漁船復旧：150 隻程度を整備、950 隻程度を修繕
- 定置網等漁具：280 箇所程度を整備

・ **さけ、ます生産地震災復旧支援緊急事業費**（2,407 百万円）【**農林水産部**】

被災により壊滅的な被害を受けたサケふ化場の仮復旧工事を実施（津軽石川ふ化場ほか 14 ふ化場）

・ **養殖用種苗供給事業費**（462 百万円）【**農林水産部**】

養殖業の早期再開を図るため、必要な種苗（ワカメ、コンブ、ホタテ、カキ）の生産及び購入を支援

➢ 種苗生産・購入の概要

- ワカメ種苗：2,028,000m
- コンブ種苗：116,000m
- ホタテガイ種苗：30,700 千個
- カキ種苗：16,800 蓮

・ **水産業経営基盤復旧支援事業費**（5,935 百万円）【**農林水産部**】

養殖施設、加工処理施設・冷蔵保管施設等の復旧・整備を支援

➢ 整備概要

- 養殖施設復旧整備
ワカメ養殖施設：5,500 台程度、コンブ養殖施設：2,700 台程度
- 共同利用施設復旧整備
加工処理施設：12 箇所、冷蔵施設：12 箇所、漁船保全修理施設：4 箇所 等

・ **水産養殖施設災害復旧事業費補助**（966 百万円）【**農林水産部**】

ワカメ、コンブ、ホタテ、カキの共同利用養殖施設及び個人施設に対し、激甚災害法に基づき原形復旧する経費を助成

➢ 整備概要

- 共同利用施設：1,950 台程度
- 個人施設：1,100 台程度 計 3,050 台程度

・ **水産業共同利用施設復旧支援事業費補助**（1,550 百万円）【**農林水産部**】

産地魚市場及び水産加工施設等の早期復旧に必要な機器等の整備を支援

➢ 整備概要

- **中核的産地魚市場**（久慈・宮古・釜石・大船渡）
廻来船（カツオ、サンマ等の県外船籍の入港漁船）に対応するため、市場機能と併せ、地区水産加工業協同組合が保有する冷凍・冷蔵・加工施設等を一体的に整備
- **開設中のその他の産地魚市場**（種市・八木・普代）
秋サケに対応するため、市場内で使用する機器（フォークリフト等）を整備

・ **製氷保管施設等早期復旧支援事業費補助**（3,105 百万円）【農林水産部】

産地魚市場（13 箇所）の製氷施設・貯水施設の整備並びに民間水産加工事業者の機器整備を支援

- 内訳
 - 製氷・貯水施設回復支援（2,483 百万円）
 - 水産加工事業者生産回復支援（622 百万円）

≪農業≫

・ **被災農家経営再開支援事業費**（446 百万円）【農林水産部】

被災地において、農地等の復旧作業を共同で行う農業者に対し経営再開支援金を交付

- 交付金の概要

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 水田作物・野菜・果樹 | ○ 畜産 |
| ・ 水田作物 3.5 万円/10 a | ・ 乳用牛 29,000 円/頭 |
| ・ 露地野菜 4.0 万円/10 a | ・ 肉用牛 繁殖 182,200 円/頭、肥育 21,700～59,000 円/頭 |
| ・ 施設野菜 5.0 万円/10 a | ・ 豚（養殖豚） 22,400 円/頭 |
| ・ 果 樹 4.0 万円/10 a | ・ 鶏（採卵鶏） 12,000 円/千羽 |
| | 等 |

・ **東日本大震災農業生産対策事業費**（574 百万円）【農林水産部】

被災した農業共同施設の復旧、農業機械の整備に対し交付金を交付

- 交付金の概要

- | |
|-------------------------------|
| ○ 整備交付金 |
| ・ 農業関連の共同利用施設、農業研修施設、乳業施設の復旧等 |
| ・ バイオマス、小水力等の再生可能エネルギー供給施設の復旧 |
| ○ 推進交付金 |
| ・ 共同利用農業機械等のリース方式等による新規導入 |
| ・ 被災農家の次期作に必要な生産資材の購入 |
| 等 |

≪林業≫

・ **木材供給等緊急対策事業費**（1,239 百万円）【農林水産部】

震災により被害を受けた木材加工流通施設の復旧、整備等に対し助成

- | |
|--------------------------------|
| ○ 木材加工・流通施設の整備 |
| ・ 木材加工流通施設の廃棄・復旧・整備 実施予定：4 事業者 |
| ・ 木質バイオマス関連施設の整備 実施予定：2 事業者 |
| ○ 間伐材等の流通コスト支援 |
| ・ 被災工場の在庫原木の流通等 対象：90 事業者 |
| ・ 流出木材の回収・集積 対象：4 事業者 |

≪経済産業≫

・ **中小企業等復旧・復興支援事業費**（7,918 百万円）【商工労働観光部】

被災地の中小企業等が一体となって行う施設・設備の復旧、整備に対し助成

- 対象
 - ・ 複数の中小企業等から構成されるグループ（中堅・大企業の参画も可）
 - ・ 商店街グループ
- 補助対象
被災を受けた施設・設備の復旧経費（企業個々の施設設備又はグループの共有施設設備いずれも対象）
- その他
事業者負担分について、（独）中小企業基盤整備機構貸付金の借入が可能

・ 事業協同組合等共同施設災害復旧事業費補助（1,197百万円）【商工労働観光部】

被災地の事業協同組合等が行う共同施設・設備の復旧、整備に対し助成

- 対象 事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協業組合・商工組合・商工組合連合会
- 補助対象 事業協同組合等の共同施設（倉庫・生産施設・加工施設・販売施設・検査施設・共同作業場・原材料置場等）
- その他
事業者負担分について、（独）中小企業基盤整備機構貸付金の借入が可能

・ 中小企業東日本大震災復興資金貸付金・保証料補給補助（26,665百万円）【商工労働観光部】

被災した中小企業が事業を再建するために必要な資金（融資枠500億円）を供給するための貸付原資を預託するとともに、当該貸付に係る保証料補給補助を実施

- 融 資 枠 500億円
- 貸付限度額 8,000万円以内
- 貸付期間 15年（うち据置3年）
- 貸付利率 ～10年以内：1.5% 10年超～15年以内：1.7%
- 保証料補給 罹災証明を受けた企業等にあつては、0.8%の保証料について全額補助

・ 今こそいわてへ誘客促進事業費補助（14百万円）【商工労働観光部】

平泉の文化遺産の世界遺産登録の機をとらえ、岩手県内の観光産業の振興・復興に資することを目的とした誘客事業を実施

- 県内旅行者に対し、「つなげる・つながる・まごころ運動」加盟店で利用可能なクーポン券をプレゼント

○ **その他（補正予算額 13,597百万円）**

- ・ 消防賞じゅつ金（3,100百万円）【総務部】
- ・ 警察賞じゅつ金（660百万円）【警察本部】
- ・ 国の交付金による基金積立金（9,565百万円）【保健福祉部、商工労働観光部、教育委員会】

2 平成 23 年度一般会計補正予算（第 2 号：東日本大震災津波関連）概要

〔予算編成の考え方〕

東北地方太平洋沖地震及び津波による被災者への支援や、現地の復旧・復興への対応など、当面、必要となる予算を計上

〔補正予算の主な内容〕

○ 応急仮設住宅の整備等〔1,001.3 億円〕

- ・ 仮設住宅リース 3,300 戸、仮設住宅買取 14,700 戸 計 18,000 戸
- ・ 民間賃貸住宅借上 200 戸

○ 被災者支援関係〔334.6 億円〕

- 被災者の生活支援等
 - ・ 災害救助法に基づく避難所の設置、食品・飲料水の提供、物資輸送等の経費
 - ・ 被災した地域の高校生、特別支援学校生に対する教科書、教材等の無償貸与 等
- 災害弔慰金負担金
- 保健福祉医療関係支援経費等
 - ・ 避難所生活者等の心身ケアのため、内陸の旅館等への短期移動を実施
 - ・ 被災地の児童生徒をサポートするため、臨床心理士を学校へ派遣
 - ・ 被災地における医療確保等のため、仮設診療所及び医療機器の整備に対し助成 等

○ 雇用対策・産業復旧関係〔90.2 億円〕

- 雇用関係
 - 緊急雇用創出臨時特例基金を活用した県事業及び市町村補助事業により、約 5,000 人の被災者等の雇用の場を創出
- 産業復旧関係
 - ・ 被災した中小企業の設備・運転資金の円滑な供給を図るため、災害復旧資金貸付金（融資枠 50 億円）に係る原資を金融機関に預託
 - ・ 早期に事業を再開したいという企業を後押しし、被災地での働く場を回復させるため、店舗や工場の修繕、再建に向けた支援を実施
 - ・ 魚市場での生産物の鮮度保持のため応急的に必要な設備整備に要する経費に対し助成 等

○ 災害廃棄物処理・施設復旧関係〔750 億円〕

- ・ 宮古市ほか 5 市町村からの要請に基づき、災害廃棄物の処理を受託実施
- ・ 農林水産関係施設・公共土木施設等の災害応急復旧工事、災害廃棄物の処理等の実施
- ・ 被災した県立学校、警察施設の復旧工事の実施

○ 交通確保支援関係〔1.4 億円〕

- ・ 県立病院が大きな被害を受けた陸前高田市・大槌町の住民の通院手段確保のため広域生活路線バスを運行

- ・ 仮校舎を市外に設置する高田高校など、公共交通機関が不通となっている気仙地域の高校生の通学手段を確保するため通学バスを運行 等

○ 予備費〔20 億円〕

3 平成 22 年度一般会計補正予算（第 7 号：東北地方太平洋沖地震関連）概要

〔予算編成の考え方〕

東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、避難者の支援等緊急に要する災害救助経費やその他必要な経費について、予算を計上

〔補正予算の主な内容〕

○ 災害救助法関係〔94.7 億円〕

炊き出し、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、学用品の給与 等

○ 災害復旧関係〔4.5 億円〕

河川等災害復旧事業、学校施設災害復旧事業 等

○ 予備費〔35 億円〕

被災者受入れのための公営住宅の修繕、被災地の汚染箇所の消毒等を想定しつつ、あらゆる事態に機動的に対応

〔債務負担行為の設定〕

応急仮設住宅の設置に要する経費等について債務負担行為を設定〔400.0 億円〕 等

「開かれた復興企画」公募・実現スキーム（イメージ案）

岩手県

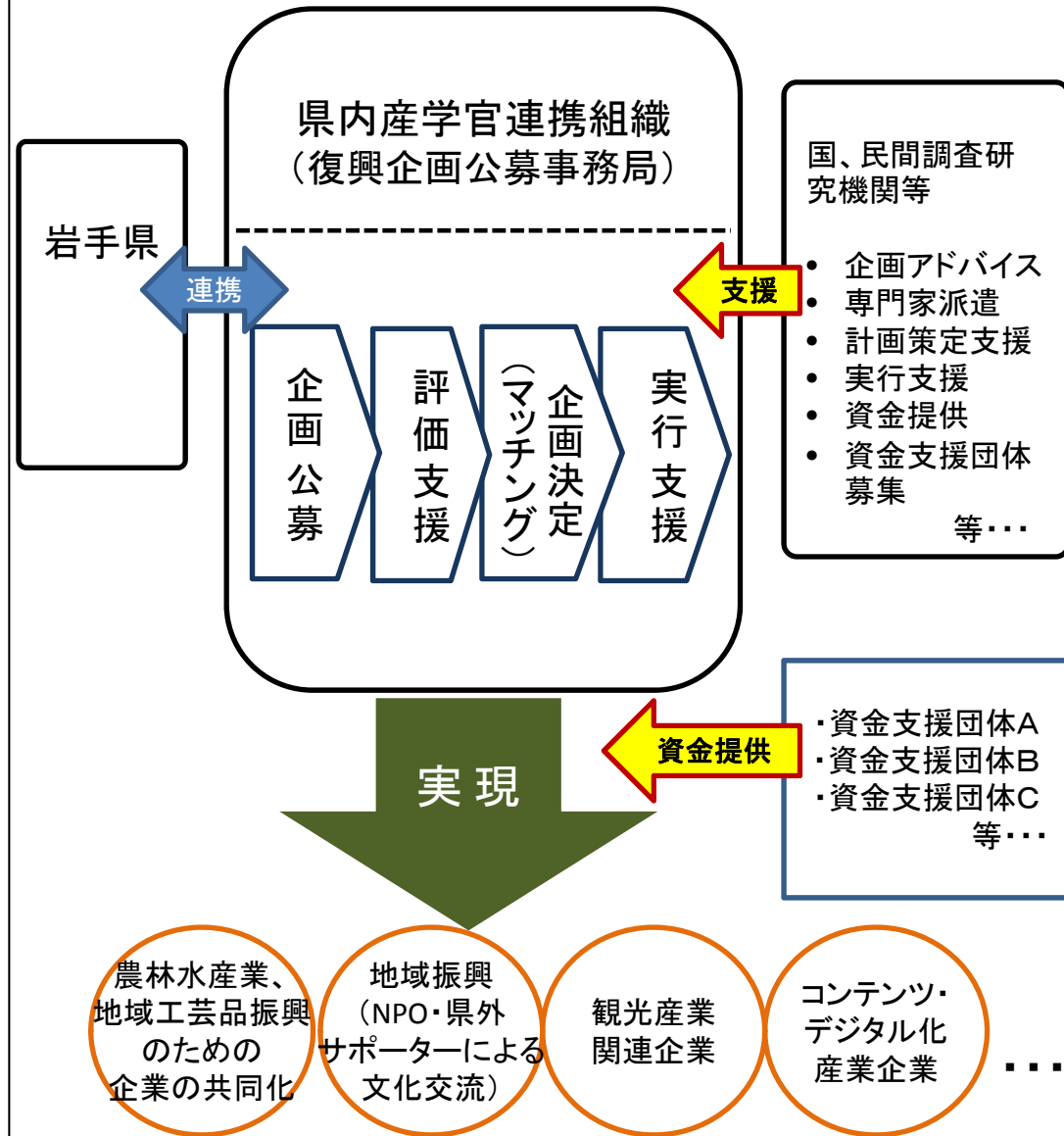
1. 目的

- 東日本大震災津波からの復興に向け、東北の文化、伝統に根ざした地域資源を活かし、地域主導による復興企画の公募と国内外からの支援の呼び込み
- 地域の人々、企業の思いと行動を国内外の専門家や支援者が支える「共助の仕組み」の実現

2. 事業内容

- 復興へ向けた様々な企画を広く公募し、地域の人々が中心となって、審査
 - 復興企画に対する国内外からの資金や人材の呼び込み
 - 復興企画の実行を通じた人材育成
 - 東北に存在する豊富な地域資源を活かした復興への取組み
 - 農林水産業、地域工芸品の復興・振興
 - 地域振興（県外サポーターによる文化交流の活性化）
 - 観光振興（三陸海岸、平泉、奥の細道など観光資源を活かす）
 - コンテンツ・デジタル化産業の誘致・創業（地域の記憶の保存）
 - 祭りの再生
- 等…

3. 体制



岩手復興特区

安全の確保

「いのちを守り、海と大地と共に生きる、ふるさと岩手・三陸」を力強く創造するため、前回紹介した7つの特区に加え、2つの特区の実現を目指します。

再生可能エネルギー導入促進特区
多様なエネルギー資源を活用した電源開発等

まちづくり特区
土地利用規制手続き等の迅速化、多重防災型まちづくりに向けた財政支援等

岩手・三陸交通ネットワーク特区
復興道路・鉄道網・港湾の有機的連携網の構築による安全確保と復興

追加

TOHOKU 国際科学技術研究特区
国際的な海洋研究、防災研究、素粒子エネルギー研究ゾーンを形成し、世界をリード

追加

保健・医療・福祉サービス提供体制特区
施設の早期復旧、まちづくりを一体となった体制構築、遠隔医療の推進等

いのちを守り
海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸

いわての森林の再生・活用特区
県産材の活用による災害復興、多機能海岸防災林の造成等

教育振興特区
教育施設の早期復旧、教職員の配置充実化、児童生徒の居場所づくり等

漁業再生特区
漁船・施設等の共同利用、漁船建造許可の迅速化、漁港復旧等

くらしの再建

企業・個人再生特区
早急な二重債務対策の実施、税制優遇による被災地投資の加速化等

なりわいの再生

いのちを守り、海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸を力強く創造するため

岩手復興特区に追加する2つの特区

岩手復興特区を構成する9つの特区		ページ
I	再生可能エネルギー導入促進特区	前回説明済
II	保健・医療・福祉サービス提供体制特区	
III	企業・個人再生（二重債務対策）特区	
IV	いわての森林の再生・活用特区	
V	漁業再生特区	
VI	まちづくり特区	
VII	教育振興特区	
VIII	TOHOKU 国際科学技術研究特区	1
IX	岩手・三陸交通ネットワーク特区	8

岩手復興特区 VIII TOHOKU 国際科学技術研究特区

<p>岩手県の特徴</p>	<p>1 岩手県沿岸海域は、寒流と暖流が混合し、生物多様性に富んでおり、東京大学待機海洋研究所国際沿岸海洋研究センターや北里大学海洋バイオテクノロジー一釜石研究所等の研究機関が立地。</p> <p>2 北海道・東北地方の太平洋岸沖につらなる千島海溝から日本海溝沿いで巨大地震が頻繁に発生し、この海域に面する三陸海岸はリアス式海岸地形により、しばしば大きな津波災害を被っている。</p> <p>3 一方、三陸海岸の後背地の北上山地は、日本でも古い地層からなり、特に、花崗岩地帯は安定した岩盤であり、今回の地震による被害もなく、国際素粒子研究施設、国際リニアコライダーの候補地となっている。</p>
<p>岩手県における課題</p>	<p>1 地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変。海洋環境・生態系の研究実績の蓄積を生かした海洋研究や海洋生態系の解明研究、海洋資源を活用した国際海洋研究開発拠点を形成することが課題となっている。</p> <p>2 地球物理学や津波メカニズム研究、津波防災の研究の国際研究拠点を形成するとともに、世界各地へ津波防災啓発体制の構築が課題となっている。</p> <p>3 国際リニアコライダー（ILC）については建設・運転に伴う人口増加は約5,000人、予想される経済効果は当初10年間で約5.2兆円と試算されていることから、これを核とした国際素粒子物理・物質生命科学拠点を形成し、雇用の創出や経済効果を創出することが課題となっている。</p> <p>4 これら国際研究エリアを三陸沿岸域から岩手県南部から宮城県北部域に「TOHOKU 国際科学技術研究特区」として形成する。</p> <p>6 外国人研究者・技術者とのその家族が生活するに当たり、快適性を担保するための課題としては次のとおり</p> <p>(1) 住宅取得を円滑に進めるための対処</p> <p>(2) 希望する子弟教育の環境整備</p> <p>(3) 医療機関の充実とコミュニケーション対応の充実</p>
<p>特区化する事項（概要）</p>	<p>1 海外からの研究者への住居の提供への財政支援</p> <p>(1) 外国人研究者への住居の円滑な提供を図るため国による一定の財政支援</p> <p>2 外国人研究者の所得税・住民税の減免</p> <p>(1) 子弟のインターナショナルスクールの授業料等の所得控除等</p> <p>3 インターナショナルスクールへの税制支援</p> <p>(1) 子弟を受け入れる良好な教育環境の整備のための各種税制支援</p> <p>(2) 子弟の学費負担を軽減する奨学金制度を創設</p> <p>4 外国人研究者の出入国手続の簡素化</p> <p>(1) 家族を含めたビザの取得・更新手続の迅速化</p> <p>(2) 入国管理規制の緩和</p> <p>5 外国人研究者・家族の在留資格要件の緩和</p> <p>(1) 在留期限の緩和</p> <p>(2) 外国人研究者が事業活動をする際における在留資格の付与</p> <p>6 医療制度の充実</p> <p>(1) 家族を含めた医療制度の充実</p> <p>7 国際研究所の立地促進のための都市計画法等の規制緩和</p>

	<p>(1) 先進的な施設等で一定の安全性配慮をした建物の用途、容積率等建築規制の緩和や速やかな立地促進のため、手続の緩和も含めた都市計画法の規制緩和</p> <p>(2) 農地転用等農地法の規制緩和</p> <p>(3) 環境影響評価の地熱発電の開発に係る環境影響評価の特例措置（環境影響評価の対象基準の緩和）</p> <p>8 関連産業の立地等促進のための税制支援</p> <p>(1) 関連産業の立地・投資促進・研究開発促進及び人材投資促進に対する法人税の一律免除等</p> <p>(2) 企業の設備投資に係る土地・建物に対する不動産取得税の非課税措置</p> <p>(3) 立地する企業の輸出入に関する関税の免除</p>
<p>(制度等イメージ)</p>	<p>1 TOHOKU国際科学技術研究特区の形成</p> <p>(1) 国際海洋研究ゾーンの形成</p> <p>海洋環境・生態系の研究実績の蓄積を生かした国際海洋研究所の設立と海洋研究機関等の集積を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋物理、海洋生物、海洋地質等広範な研究機能を集積し、海洋学に関する複合的研究拠点となる国際海洋研究所を国の主導で設立 ・海洋に関する国連大学プログラムの誘致など国際的な研究を実施 ・国際研究所を核として、国内外の研究機関や国の外郭団体・独立行政法人などの集積を図るとともに、岩手県が取り組んできた海洋研究機関ネットワークを強化 ・三陸沿岸を実証フィールドとした再生可能エネルギー研究を実施 <p>(2) 国際防災研究ゾーンの形成</p> <p>地球物理学、大規模地震、津波発生メカニズム研究、津波防災の研究の国際研究所の設立による世界の防災研究者・防災関係者が集うモデル都市の形成を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する、まちづくり、人材教育・訓練、メモリアル、災害避難、支援物資備蓄・供給等の機能 ・災害関連データを蓄積し、後世への継承を図るとともに、国内外の研究者・防災関係者のフィールドを提供 ・世界中の人々津波防災学習と啓発体制の構築 ・世界の防災研究者が集う、防災モデル都市の建設と情報発信 <p>(3) 国際素粒子・エネルギー研究ゾーンの形成</p> <p>日本が世界をリードする粒子線加速器を中核とした「国際素粒子・エネルギー研究所」を国家プロジェクトとして東北地方に創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その中核となる「素粒子物理・物質生命科学研究拠点」として、現在国際連携による計画が進められている『国際リニアコライダー（ILC）』を誘致。 ・素粒子物理・物質生命科学研究拠点には、超伝導、半導体、電磁石、光学素子、スーパーコンピュータ、センサ技術、精密加工、材料工学など日本が得意とする基盤技術を核に、ハイテクを駆使した多岐にわたる産業の集積を推進

・さらに将来的には東北各地に加速器技術を応用した新たなエネルギー研究、先端医療の国際研究拠点の形成を目指す。

これにより、真の国際都市にふさわしい環境・インフラを整備、世界でも類をみない科学・技術・医療ツーリズムを一体として実現

2 支援を求める事項

(1) 国家プロジェクトとしての国際科学技術研究特区の中核となる研究機関の設立

それぞれのゾーンに中核となる国際研究を国家プロジェクトとして位置づけ、国主導による国際研究機関の設立

(2) 国際研究所立地に向けた調査費の計上

速やかな立地促進のため、施設設計等に必要な調査費の計上

(3) 国際研究所の立地のための各種土地利用規制の緩和

速やかな立地促進のため、手続の緩和も含めた規制緩和措置

(4) 外国人研究者・家族の快適な居住のための財政支援と規制の緩和

外国人研究者等への住居整備、国際会議場の整備支援、インターナショナルスクールの整備や授業料の支援、在留資格要件の緩和、医療等を安心して受けられる支援制度の創設及び関係する規制の緩和等

(5) 関連産業の立地等促進

関連産業の立地環境整備、投資促進・研究開発促進のための助成制度の創設及び人材投資促進に対する法人税の一律免除等

3 特区の目指す姿

- ・ 国際的な科学技術研究都市（研究所集積、関連産業集積、研究者等の交流拠点、研究者・家族の居住）エリアの形成
- ・ 海外研究者・家族が快適に居住する、都市・里山・海が調和する新しい「TOHOKU」の形成
- ・ 関連研究機関、関連産業の集積による雇用の創出
- ・ 「平泉」「白神山地」など世界遺産と連動した国内外からの誘客と交流人口の活発化
- ・ 以上による、東北全域にわたる経済の復興

科学技術による東北の復興を目指して

岩手県

～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造～

岩手県沿岸地域の状況と課題

岩手県の人口の約2割(約28万人)が居住
 風光明媚な陸中海岸や水深を誇る天然の良港と世界的な漁場を有する
 地域特性を生かした水産業、世界的シェアを誇る精密機械関連産業
 鉄鋼業、セメント製造業等の素材産業が集積するが、
 内陸部と比べ経済的発展が弱いという課題(雇用、高齢化に顕著)

⇒産業振興と雇用の創出が震災前から課題

雇用(H23.2現在)

	有効求人倍率
大船渡地域	0.47 (0.76)
釜石地域	0.41 (0.66)
宮古地域	0.51 (0.82)
久慈地域	0.34 (0.55)
岩手県	0.50 (0.81)
全国	0.62 (1.00)

()は全国との格差

人口に占める65歳以上の比率(H22)

	高齢者の割合
大船渡地域	32.8%
釜石地域	34.2%
宮古地域	32.1%
久慈地域	28.4%
岩手県	27.1%
全国	23.2%

⇒震災と津波により沿岸地域の産業は壊滅的被害
 新産業の創出と雇用の創出の必要性

岩手県沿岸地域の持つポテンシャル

○岩手県沿岸海域は、寒流と暖流が混合し、生物多様性に富む
 ○北海道・東北地方の太平洋岸沖につらなる千島海溝～日本海溝沿いで巨大地震が頻繁に発生し、この海域に面する三陸海岸はリアス式海岸地形により、しばしば大きな津波災害
 ○三陸海岸の後背地の北上山地は、日本でも古い地層からなり、特に、
花崗岩地帯は安定した岩盤であり、今回の地震による被害もなく、国際素粒子研究施設、国際リニアコライダーの候補地

岩手県東日本大震災津波復興計画・「復興基本計画」(案)の策定 H23.6.9



■ 復興に向けて目指す姿の考え方(抜粋)

三陸地域が持つ多様な資源や潜在的な可能性などを生かした復興

■ 産業振興の基本的考え方

地域の牽引役となる産業の早期回復を支援

更なる産業集積・新産業の創出を図ることにより地域経済の活性化を促進

■ 「三陸創造プロジェクト」に国際科学研究を位置付け

三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、復興を象徴し、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すリーディング・プロジェクトを実施

- 国際的な防災研究拠点の形成と国内外の防災研究ネットワークの構築
- 三陸の「海」の資源を活用した新産業創出等に向けた海洋研究拠点の形成
- 国際リニアコライダー(ILC)を核とした国際学術研究エリアの形成

↓
 岩手県はもとより、宮城県、東北全体への波及効果

TOHOKU国際科学技術研究特区による東北の復興

「TOHOKU国際科学技術研究特区」

岩手県

東北全域の復興を目指し、世界のフロントランナーとなる素粒子/エネルギー・海洋・防災研究ゾーンを形成。宇宙、地球、生命の起源等に関して、国家プロジェクトとして、国際的科学技術研究と必要な規制緩和を復興特区により推進。

国際素粒子・エネルギー研究ゾーン

日本が世界をリードする粒子線加速器を中核とした「国際素粒子・エネルギー研究所」を東北地方に創設

- ・その中核となる「素粒子物理・物質生命科学研究拠点」に『国際リニアコライダー(ILC)』を誘致
 - ・超伝導、半導体、電磁石、光学素子、スーパーコンピュータ、センサ技術、精密加工、材料工学など多岐にわたる関連産業の集積を推進
 - ・さらに新たなエネルギー、先端医療の国際研究拠点の形成を目指す
- これにより、真の国際都市にふさわしい環境・インフラを整備、世界でも類をみない科学・技術・医療ツーリズムを一体として実現

国際素粒子・エネルギー研究所

新エネルギー研究拠点

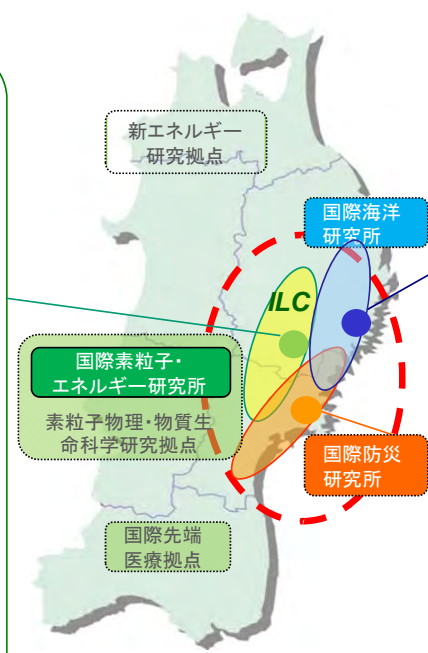
- ・超伝導加速器による未臨界炉(ADSR)
- ・放射性廃棄物処理研究

素粒子物理・物質生命科学研究拠点

- ・物質生命科学の新たな道を切り拓く
- ・最先端量子加速器で宇宙の起源を探る

国際先端医療拠点

- ・X線治療装置
- ・粒子線治療装置
- ・中性子捕捉療法(BNCT)



国際海洋研究ゾーン

- ・海洋環境・生態系の研究実績の蓄積を生かした国際海洋研究所を誘致
- ・海洋物理、海洋生物、海洋地質等広範な研究機能を集積し、海洋学に関する複合的研究拠点を整備
- ・海洋に関する国連大学プログラムの誘致など国際的な研究を実施
- ・国際研究所を核に、国内外の研究機関や、国の外郭団体・独立行政法人などの誘致を図るとともに、岩手県が取り組んできた海洋研究機関ネットワークの強化を図る
- ・三陸沿岸を実証フィールドとした波力発電など再生可能エネルギー研究を実施

国際防災研究ゾーン

- ・地球物理学、大規模地震、津波発生メカニズム研究、津波防災の研究の国際研究所を誘致
- ・防災に関する、まちづくり、人材教育・訓練、メモリアル、災害避難、支援物資備蓄・供給等の機能
- ・災害関連データを蓄積し、後世への継承を図るとともに、国内外の研究者・防災関係者のフィールドを提供
- ・世界中の人々に津波防災学習の機会を提供等啓発体制を構築
- ・世界の防災研究者が集う、防災モデル都市の建設と情報発信

【復興特区の目指す姿】

世界と繋がる復興
人が集積し雇用を生む復興
科学・文化をつくり誇りを生む復興
産業を創出し発展させる復興

【特区内容】

- ・国家プロジェクトとしての中核となる拠点研究機関の誘致
- ・研究開発税制や進出企業の法人税減免等
- ・外国人研究者の受け入れ促進(ビザ取得手続きの迅速化、在留資格要件の緩和等)等

【見込まれる効果】

- ・海外研究者・家族が居住し、関連産業が立地する、国際的な科学技術研究都市エリアの形成
- ・都市・里山・海の風景が調和する新しい「TOHOKU」の形成
- ・頭脳流出から頭脳流入への新たな日本のモデル構築
- ・東北・日本復興の起爆剤、シンボルになるとともに、青少年の夢、国民の誇りを醸成
- ・ILC関連による経済波及効果は約5.2兆円、雇用創出効果は建設時に2.5万人/年、運営時に1.1万人/年と試算

「TOHOKU国際科学技術研究特区」

～ 国際素粒子・エネルギー研究所 ～

東北全域、及び日本の復興を目指し、世界のフロントランナーとなる素粒子・海洋・防災研究のTOHOKU国際科学技術研究特区を形成。さらにエネルギーや医療研究、高度土木技術、精密加工、IT、物流等を含めた関連産業の集積を図る。

国際素粒子・エネルギー研究所の中核となる

【国際リニアコライダー（ILC）】

世界のフロントランナーとなる国際研究拠点、
先端技術、産業等の集積・連携

- ・全長31～50kmの地下トンネルに建設される加速器を中心とした大規模研究施設
- ・電子と陽電子を光速まで加速し、衝突させることで宇宙誕生＝ビッグバン直後の状態を再現し、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す

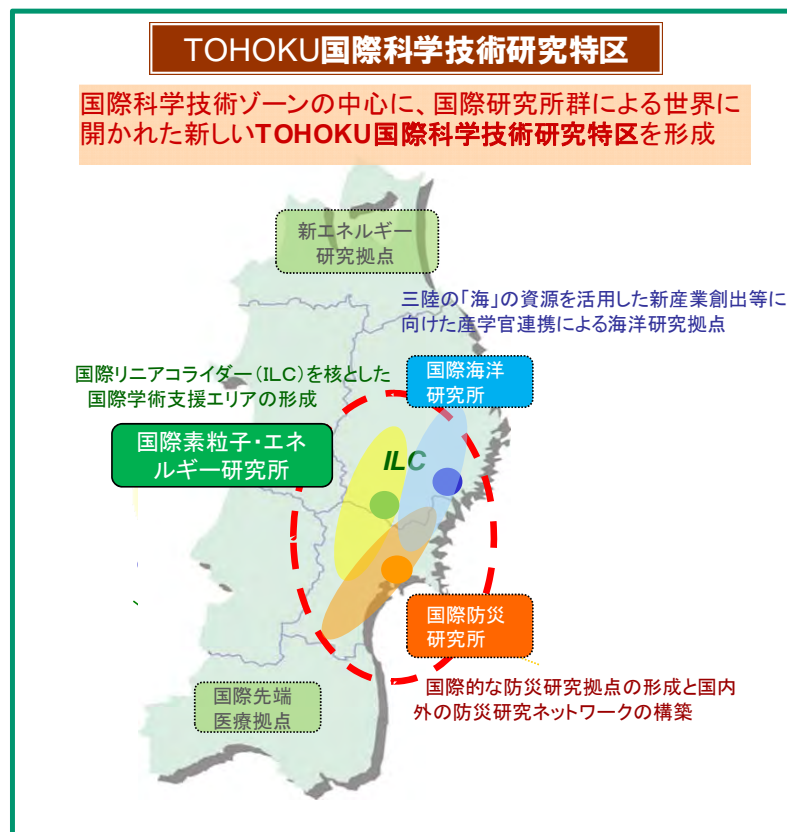


【建設条件】

- ・人工振動や活断層がなく、固い安定岩盤にトンネル収容ができること
 - 北上山地は活断層もなく、硬質な花崗岩岩帯が50km以上にわたり分布
 - 今回の地震で内陸部は震度6弱を観測したが、ILC建設候補地付近の被害はなかった（候補地付近のトンネル内に設置された既存の観測施設内ではトンネル岩盤、機器設備への被害は全く無かった）

【今後の予定】

- ・2012年まで工学設計（建設サイトを想定した技術設計）、日・米・EU政府等に設計案が提示（プロポーザル）されて、政府が立候補するという流れ
- その後、政府間協議で建設地を決定



・建設費は約8,000億円。ホスト国負担は1/2と想定
 ・2010年代後半以降10年間で負担（年400億円程度）

人・企業が集積し雇用を生み、技術と産業が発展し、科学・文化を創造し、誇りを生む、世界と繋がる復興へ

- ・ILC国際研究所を核とした**研究所等の集積、世界の研究者が暮らす都市の形成**
- ・建設に際して高度土木技術、精密加工技術、活動時に研究・技術機会を求める様々な**企業集積を誘発**
- ・基礎科学研究の成果を活用した医療、生命科学、新材料、情報通信、計量・計測、エネルギーへの**波及効果**
(超伝導、半導体、電磁石、光学素子、スーパーコンピュータ、センサ技術、精密加工、材料工学など多岐にわたる産業への波及効果)
- ・世界から研究者・技術者等が集まる、**世界規模での定期的な学術研究交流を誘発**
- ・東北・日本復興の起爆剤、シンボルになるとともに、**青少年の夢、国民の誇りを醸成**

ILC関連（国際科学研究都市）の経済効果

初期段階（概ね10年間）（試算）約5.2兆円

**国際科学研究都市の建設・活動による経済波及効果
（概ね10年間）**

分野	建設 (億円)	活動 (億円)	合計 (億円)
直接経済効果	13,800	6,210	20,010
経済波及効果(一次 +二次生産誘発額)	22,080	9,936	32,016
合計	35,880	16,146	52,026

※「経済面から見た国際リニアライダー」講演会 野村総研北村氏資料より加工

【試算にあたっての前提条件等】

- ・ILC: 建設コスト約8,000億円、運営コスト約200~400億円(いずれも国際分担)
- ・国際科学研究都市の都市整備関連費用 約5,800億円
- ・研究者・職員及び家族 5,000人(常時)
- ・関連企業の従業者及び家族 3,500人 等

ILC関連（国際科学研究都市）の雇用効果

- ・建設時 (試算) 約2.5万人/年
- ・活動時 (試算) 約1.1万人/年

◆建設時には、研究者や技術者、土木建築関連従事者に加え、事業所向け・個人向けのサービス提供従事者等

◆活動時には、研究者や技術者、生産従事者に加え、様々なサービス提供従事者等

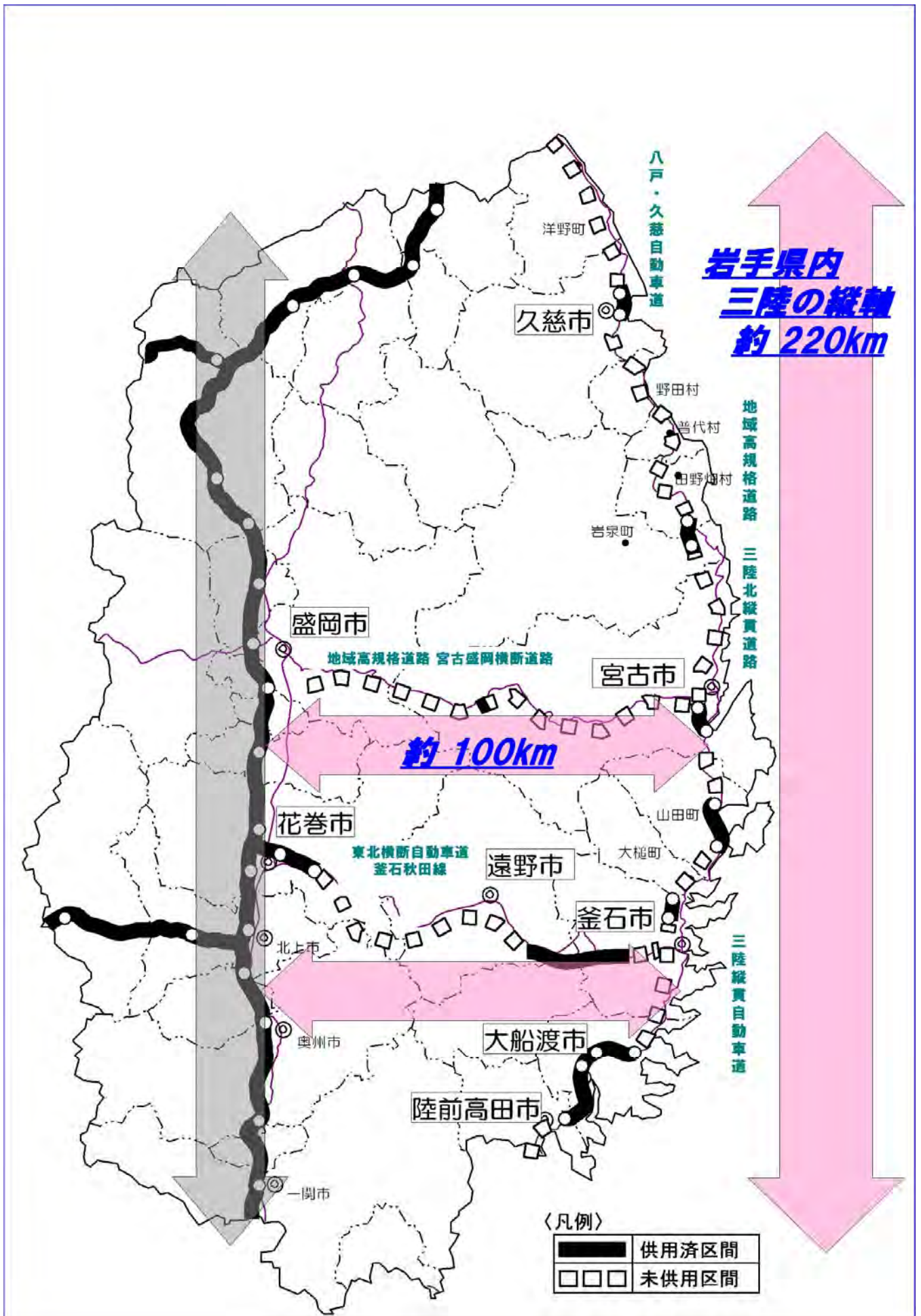
【試算にあたっての前提条件等】

- ・国際科学研究都市の建設・活動による経済波及効果(概ね10年間)の試算結果をもとに、毎年でほぼ等しく経済波及効果が生じ、その波及分野は多様な分野に及ぶと仮定。
- ・総務省 2005年産業連関表における雇用係数(0.069人/百万円)を用いて、概算。
- ・なお、この雇用効果は、経済波及効果と同様、岩手県内や東北内にとどまる効果ではない。

岩手復興特区 Ⅹ 岩手・三陸交通ネットワーク特区

<p>岩手県の特徴</p>	<p>1 岩手県の沿岸地域の特徴</p> <p>岩手県の沿岸地域は、南北に約 220 km にも及び都市間距離も長いほか、内陸部との距離も盛岡～宮古間で約 100 km となっているなど、自然災害発生時における救急活動や避難、復興段階における物資等の輸送には、非常に大きな不安を抱えている地域である。</p> <p>2 高規格幹線道路が果たした役割</p> <p>今回の地震津波災害においては、沿岸部の基幹道路である国道 45 号が各地で寸断された一方で、3 月 5 日に開通した「釜石山田道路」をはじめとする「三陸縦貫自動車道」や東北横断自動車道釜石秋田線（仙人峠道路）」については損傷がほとんどなく、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能したほか、地域住民避難路としても利用され、正に「命の道路」であることが明確となった。また、復興に向けた交通も増加しており、今後の迅速な復興にあたって大きな役割を果たすものと考えられる。</p> <p>3 港湾の果たした役割</p> <p>今回の地震津波災害において、県内重要港湾 4 港（久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港）は、大きな被害を被りつつ、迅速な応急復旧工事や船舶航路の啓開作業等により、発災後最速 5 日（3 月 16 日）にはその機能を再開し、がれきのため陸路が使えない地域においても、被災者に向けた食糧・生活用品、灯油・重油等の燃料などの緊急支援物資の海上からの搬入、並びに船舶を利用した被災者への食事提供・入浴支援等により大きな役割を果たした。</p> <p>また、一部の港湾では企業所有の専用岸壁や荷役機械等が被災し、原材料や製品の荷揚げや積み出しが困難となる中でも、公共ふ頭の活用によりその機能を補完し、企業活動の早期再開、並びに地元雇用の回復に繋がるなど、地元経済の復興にあたり大きな役割を果たしている。</p> <p>4 鉄道の果たした役割</p> <p>今回の地震津波災害により、沿岸を縦断する三陸鉄道及び JR 線は甚大な被害を受けたが、三陸鉄道は比較的被害が軽微であった北リアス線の久慈～陸中野田間及び宮古～小本間について、早期に運行を再開し、自動車を失った被災者の足として大きな役割を果たした（3 月中は無料）。</p> <p>また、鉄道が防波堤の役割を果たし、浸水を軽減した。</p>
<p>岩手県おける課題</p>	<p>1 岩手県の高規格道路の整備状況</p> <p>高規格幹線道路及び地域高規格道路による本県沿岸縦貫軸の整備率は未だ 2 割、【東北横断自動車道釜石秋田線】の釜石自動車道の整備率は 4 割弱にとどまる。</p> <p>2 岩手県の港湾の被災状況</p> <p>県内港湾の公共岸壁については、本体等の大きな損傷はなかったものの、地盤沈下に伴う岸壁天端の嵩上げやそれに併せての背後ふ頭用地の嵩上げ等が必要となっている。</p> <p>また、津波防護施設である釜石港及び大船渡港の湾口防波堤は、防波堤本体（ケーソン）が倒壊・流出するなど甚大な被害を受けており、港内の静穏度確保が難しいため、岸壁での荷役や荒天時における船舶の港内避泊に支障を来している。</p> <p>3 岩手県沿岸部の鉄道の被災状況</p> <p>三陸鉄道は、現在、北リアス線の久慈～陸中野田間及び宮古～小本間のみ運行しており（全区間の 3 分の 1 の運行）、その他の区間は運行再開の目途が立っていない</p>

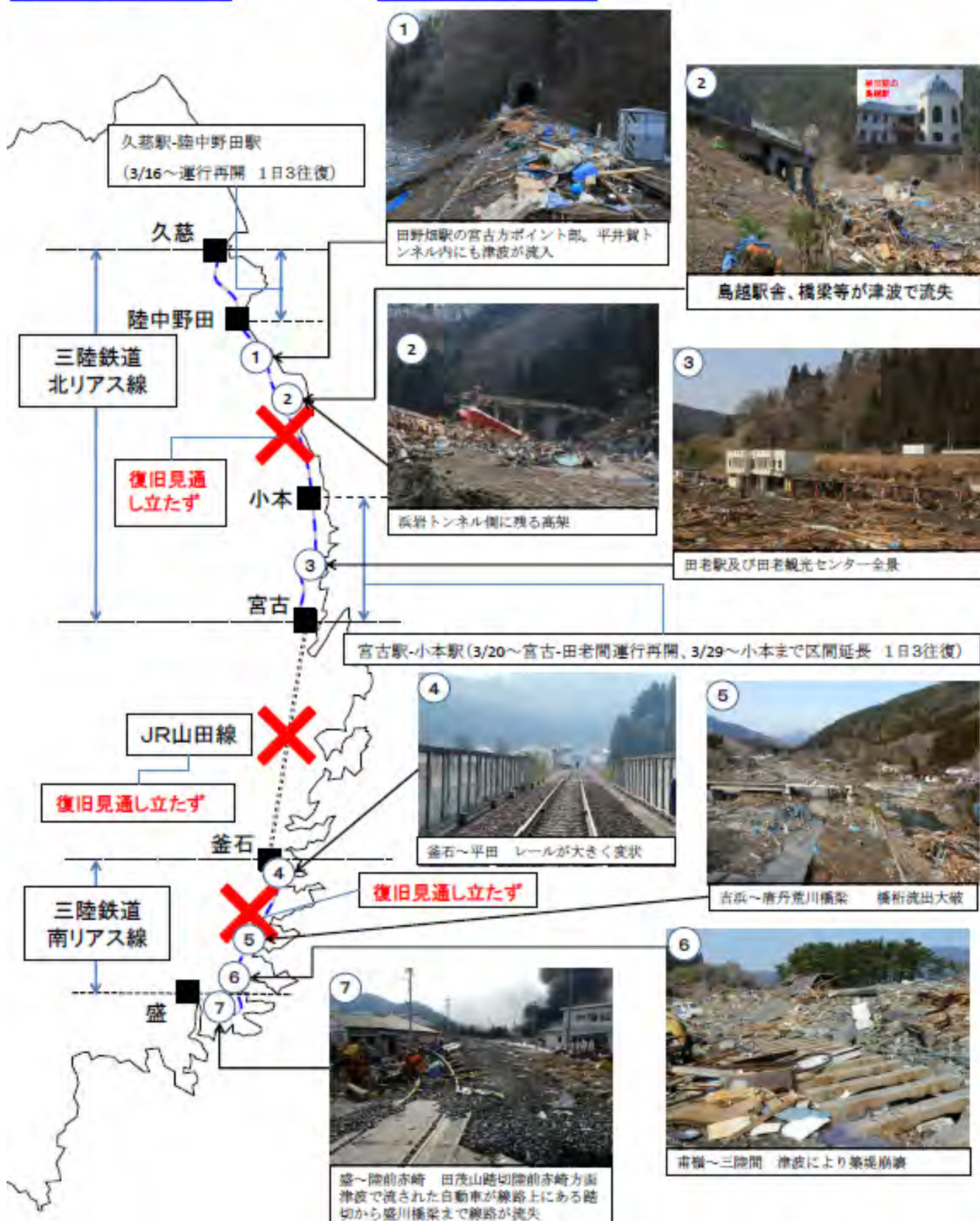
	<p>い。また、沿岸を運行する JR 線の県内区間についても、再開の目途が立っていない（運行している区間なし）。</p>
<p>特区化する事項 (概要)</p>	<p>1 復興道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸沿岸地域を縦貫する三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道及び内陸と三陸沿岸地域を結ぶ東北横断自動車道釜石秋田線等を「復興道路」として位置づけ、3年間の重点的な整備と5年以内の全線開通 ・地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道106号）の直轄権限代行による早期整備 ・上記を実現するための各般の特例措置 <p>2 港湾の早期復旧・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国直轄事業による釜石港及び大船渡港の湾口防波堤の迅速な復旧、久慈港湾防波堤の重点投資による完成年次の前倒し ・県が実施するふ頭用地、上屋等の早期復旧に対する国による全面的な財政支援 ・沿岸地域の拠点となる企業等が所有する専用岸壁、荷役機械等の早期復旧に対する国による財政支援 ・臨港地区内にある被災企業の早期活動再開に対する国による財政支援 ・物流の活性化を通じて被災地域の復興に資するため実施する公共岸壁使用料等の減免措置に対しての国による財政支援 ・上記を実施するための各般の特例措置 <p>3 三陸鉄道及び JR の早期復旧・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸鉄道の復旧に際し、地元自治体等の負担のない新たな制度の創設又は現行補助率の最大限の嵩上げ ・三陸鉄道の経営維持に係る国による特段の支援 ・ルート変更等を計画している JR 線の復旧への国による特段の支援 ・津波防災や新たなまちづくりに対応した鉄道施設の整備 ・駅を中心としたまちづくりの推進 ・上記を実施するための各般の特例措置 <p>4 県負担の軽減</p> <p>直轄事業の重点実施や県によるインフラ整備における県の財政負担軽減のための全面的な財政支援</p>
<p>(制度等イメージ)</p>	<p>1 復興道路の整備</p> <p>防災等を考慮した総合的な事業評価の実施</p> <p>2 三陸鉄道及び JR の早期復旧・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸鉄道の復旧に際しては、国庫補助制度（鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助金：国 1/4・自治体 1/4・事業者 1/2）があるが、復旧に係る経費は多額であり、被災した地元にとっては負担が過大であるので、国による全面的な支援を（補助率 10/10）。 ・JR の復旧に際しては、現在、補助制度がないので、新たな制度の創設が必要。 <p>3. 県負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設等の早期復旧に向けた国庫補助・負担率の引き上げや地方負担に係る全額交付税措置、調査設計等に要する費用に係る国の全額負担等の全面的な財政支援。 ・国が実施する直轄事業及び直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担等の全面的な財政支援。



三陸鉄道(S59開業 第三セクター鉄道) 被災状況

1 三陸鉄道路線状況等

2 三陸鉄道被災状況



岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画（案）

～いのちを守り 海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸の創造に向けて～

平成 23 年 6 月

岩 手 県

目 次

はじめに	1
序章	2
第1章 被災状況	
1 地震及び津波の概要	5
2 被害の状況	6
第2章 復興の目指す姿と3つの原則	
1 復興の目指す姿	11
2 復興に向けた3つの原則	12
第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	
1 津波対策の基本的考え方	13
2 津波対策の方向性	13
3 まちづくりのランドデザイン	15
第4章 復興に向けた具体的取組	
1 取組の体系	22
2 主な取組内容	
《「安全」の確保》 I 防災のまちづくり	24
《「安全」の確保》 II 交通ネットワーク	27
《「暮らし」の再建》 I 生活・雇用	30
《「暮らし」の再建》 II 保健医療・福祉	33
《「暮らし」の再建》 III 教育・文化	36
《「暮らし」の再建》 IV 地域コミュニティ	39
《「暮らし」の再建》 V 市町村行政機能	41
《「なりわい」の再生》 I 水産業・農林業	42
《「なりわい」の再生》 II 経済産業	50
《「なりわい」の再生》 III 観光	53
3 取組項目一覧	56
第5章 三陸創造プロジェクト	69
第6章 復興に向けた連携等	71
附属資料	74

はじめに

平成23年3月11日に東日本を直撃したマグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われた。

本県においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取組などを進めてきたが、今回の津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのないような大災害となった。

今、この筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして、私たち県民一人ひとりの胸には、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

この「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下「計画」という。）は、このような切なる思いを実現するべく、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、被災住民・市町村の意見等を十分踏まえながら、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（委員長：藤井克己岩手大学学長）をはじめとする県内外の専門家、学識経験者からの提言等に基づき、岩手県が策定するものである。

計画では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とし、復興に向けた3つの原則として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を掲げている。また、安全で安心な防災都市・地域づくり、被災者が一日でも早く元の生活に戻ることができる住環境の整備や雇用の確保、本県の基幹産業である水産業の再生など、当面する課題から地域が復興する姿まで、基本的な考え方や復興への歩み等を示している。

この計画は、沿岸地域をはじめとした被災地域が、岩手の未来を担う力となるよう、地域社会のあらゆる構成主体が連携して復興の主体となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げることを目指す。また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりや契機とし、これらのつながりを力に、開かれた復興を実現する。

そして、私たち県民が復興に向かう姿は、今後の世界的な津波防災の方向を指し示すものと確信している。

今回の大震災津波により、広範囲にもたらされた甚大な被害からの復興は、まさに国家的な課題と位置付けられるものであり、その道りは決して平たんではない。しかし、この計画により、県民全員で震災を乗り越え、さらには、ふるさと岩手・三陸の力強い創造に向け、希望を抱きながらその道を着実に歩んでいきたい。

序章

1 策定の趣旨

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容、復興への歩み等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

2 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- (3) 復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- (4) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する計画である。
- (5) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

3 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、取組の当初から一体的な戦略に基づき復興を目指す。

4 計画の期間

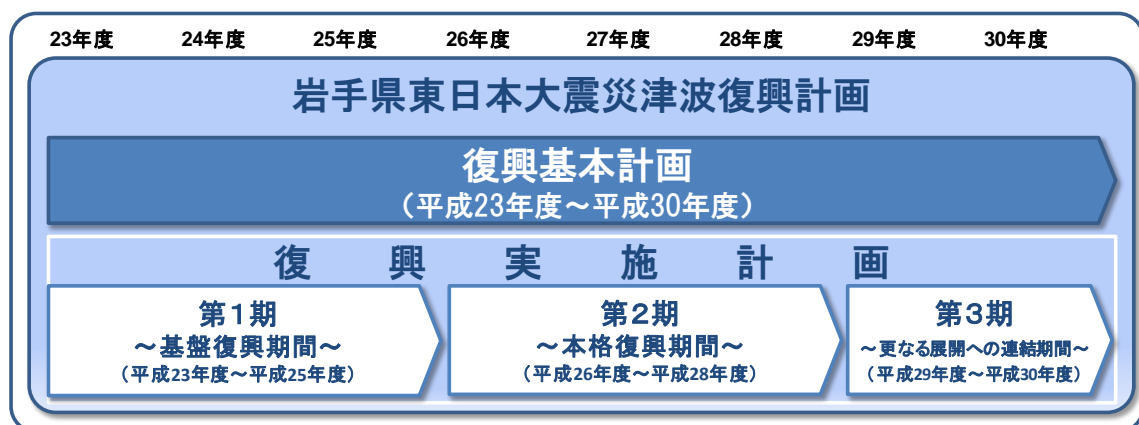
この計画は、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、特に第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

《計画の構成及び期間》



※ 復興への歩みと計画期間との関係については、23ページを参照。

5 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

6 対象地域

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

7 計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行うものとする。

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と国内観測史上類を見ない規模の大地震で、その地震に伴う巨大津波、さらにその後断続的に発生した余震は、本県各地に深刻な被害を与えた。

特に、巨大津波による被害は甚大で、沿岸地域における人的、物的被害は、想像を絶するものとなった。

また、内陸地域においても、人的被害や公共土木・農林業被害などの被害が発生しており、物流面の混乱や風評被害等の社会経済的な影響は、県内全域に及んだ。

1 地震及び津波の概要

平成23年3月11日14時46分、三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）を震源とする、国内の観測史上最大となるマグニチュード9.0の地震が発生した。アメリカ地質調査所（USGS）によると、1900年以降に世界で発生した地震の中で4番目の規模の地震となった。

この地震により、本県では、大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市で震度6弱を観測したほか、県内各地で強い揺れを観測した。

この地震に伴って発生した津波は、北海道から東北、関東地方の広範囲に及ぶなど、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波を凌ぐ大規模なものだった。

気象庁は、この地震を、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名したが、日本政府は、この地震による震災の名称を「東日本大震災」とすることを決定した。

また、この地震の発生後、大小含めた数多くの余震が断続的に発生した。特に、平成23年4月7日には、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.1の強い余震が発生し、大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、奥州市での震度6弱をはじめ、県内各地で強い揺れを観測した。

表1 地震及び津波の概要

項目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする余震
発生日時	平成23年3月11日(金)14時46分頃	平成23年4月7日(木)23時32分頃
震央地名	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度)	宮城県沖(北緯38.2度、東経141.9度)
震源の深さ	24km	66km(暫定値)
規模	マグニチュード9.0(暫定値)	マグニチュード7.1(暫定値)
本県の最大震度	震度6弱：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市	震度6弱：大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、奥州市
津波の最大波	宮古 11日15時26分 8.5m以上 釜石 11日15時21分 4.1m以上 大船渡 11日15時18分 8.0m以上	—

出典：岩手県災害対策本部調べ

2 被害の状況（平成23年6月6日現在）

東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸部の広範囲に及び、本県の沿岸地域を中心に甚大な被害を与えた。

東日本大震災による人的被害は合計で7,517人、水産業をはじめとした産業被害が4,795億円、公共土木被害が2,567億円となっている。

沿岸地域の被害は、壊滅的な被害を受け集落・都市機能をほとんど喪失した地域、臨海部の市街地を中心に被災し後背地の市街地は残存している地域など、市町村や地域によって大きく異なっている。

また、内陸地域においても、人的被害や家屋、製造業・農林業施設、公共土木等の被害が発生している。

表2 被害の状況

※ 平成23年6月6日現在

被害の区分		被害	備考
人的被害	死者数	4,526人	
	行方不明者数	2,825人	
	負傷者	166人	一部、負傷者数を把握できていない市町村がある。
家屋被害	全・半壊	23,756棟	
産業被害	農業被害	581億円	農地・農業用施設541億円、農業施設23億円等
	林業被害	193億円	林業施設174億円、森林7億円等
	水産業・漁港被害	2,360億円	漁港1,756億円、漁船158億円、養殖施設132億円、水産施設等118億円等
	工業（製造業）被害	890億円	津波による流出・浸水被害の推定額であり、地震による被害は含めていない。
	商業（小売・卸売業）被害	445億円	
	観光業（宿泊施設）被害	326億円	
公共土木施設被害	河川・海岸・道路等施設被害	1,711億円	海岸1,289億円、道路251億円、河川136億円等
	都市・公園施設被害	411億円	下水道312億円、公園99億円
	港湾関係施設被害	445億円	港湾367億円、海岸78億円

出典：岩手県災害対策本部調べ

（1）人的被害

今回の大震災津波による人的被害は、合計で7,517名となっており、本県の人口の0.6%、沿岸地域の人口の2.7%が被害を受けた。被害の概要は、次の表のとおりである。

表3 人的被害の概要

市町村名	人口	人的被害の状況（平成23年6月6日現在）				
		死者数 （人）	行方 不明者数 （人）	負傷者 （人）	合計 （人）	対人口 割合（%）
岩手県計	1,330,530	4,526	2,825	166	7,517	0.6
陸前高田市	23,302	1,511	632	不明	2,143	9.2
大船渡市	40,738	323	140	不明	463	1.1
釜石市	39,578	860	442	不明	1,302	3.3
大槌町	15,277	777	952	不明	1,729	11.3
山田町	18,625	577	273	不明	850	4.6
宮古市	59,442	417	355	33	805	1.4
岩泉町	10,804	7	0	0	7	0.1
田野畑村	3,843	14	22	8	44	1.1
普代村	3,088	0	1	1	2	0.1
野田村	4,632	38	0	17	55	1.2
久慈市	36,875	2	2	8	12	0.0
洋野町	17,910	0	0	0	0	0.0
沿岸小計	274,114	4,526	2,819	67	7,412	2.7
内陸小計	1,056,416	0	6	99	105	0.0

出典：平成22年国勢調査及び岩手県災害対策本部調べ

（2）家屋被害

家屋被害は、全壊・半壊が23,756棟にのぼっている。ほとんどが津波による被害であり、浸水地域の人口は約8万8千人で、被災市町村の全人口の約3割を占めている。

また、避難者数は、発災直後に約5万2千人に及んだ。平成23年6月6日現在、約2万4千人の避難者がおり、うち約1万人がいまだ避難所生活を強いられている。

（3）産業被害

産業被害は、全体で4,795億円となっている。内訳をみると、水産業・漁港被害が漁港や漁船、養殖施設、水産加工施設など全般にわたる被害でおよそ2,360億円と最も甚大で、次いで、工業（製造業）被害が890億円、農業被害が581億円、商業（小売・卸売業）が445億円となっている。

今回の大震災津波により、雇用情勢は厳しさを増し、震災発生直後から平成23年5月26日までに、沿岸4か所の公共職業安定所における離職票等の交付件数は11,391件に及んでおり、これは昨年度1年間の交付件数（11,185件）を上回っている。

また、人的、物的被害に加え、震災発生後の旅行キャンセルや自粛ムードによる様々な行事の中止等は、本県の産業経済に深刻な影響を与えた。

(4) 公共土木施設被害

公共土木施設被害は、全体で1,619か所、約2,567億円となっている。そのうち、津波被害を受けた海岸施設等の被害が特に甚大であり、被害額は約1,367億円となっている。他にも港湾施設が約367億円、下水道施設が約312億円、道路施設が約251億円の被害額となっている。

また、3月11日以降に発生した余震等により、内陸地域の道路施設を中心に被害箇所が増加している。

なお、今回の津波被害では、防災施設の多くが被災していることに加え、各地で地盤沈下が起こっており、潮位が上がるたびに浸水がみられる。

(5) ライフラインの被害

ライフラインの被害について、県災害対策本部が把握している最大値でみると、停電が約76万戸、ガス供給停止が約9.4千戸、断水が約18万戸、電話不通回線が約6万6千回線となっている。

表4 ライフライン被害の概要

区分	最大被害状況	被害状況（平成23年6月6日現在）
停電	約76万戸	停電なし（5/28復旧）
ガス供給停止	約9.4千戸	供給停止なし（4/26復旧）
断水	約18万戸	1,193戸
電話不通	約6.6万回線	サービス中断中の通信ビルなし（4/17復旧）※

※加入者宅と通信ビル間の回線切断等により、利用できない場合がある。

出典：岩手県災害対策本部調べ

(6) 資本ストックの被害額

株式会社日本政策投資銀行の試算によると、今回の大震災津波による資本ストックの被害額（推計）は、県全体で4兆2,760億円となっている。このうち、沿岸地域が3兆5,220億円と約8割を占めており、資本ストックの約半分が被害を受けたことになる。

表5 資本ストックの被害推計

（単位：10億円）

	推定資本 ストック A	推定資本ストック被害額				合計 B	被害率 B/A
		生活・社会 インフラ	住宅	製造業	その他		
内陸部	26,369	457	22	64	211	754	2.9%
沿岸部	7,449	1,943	607	191	781	3,522	47.3%
合計	33,818	2,400	629	255	992	4,276	12.6%

出典：株式会社日本政策投資銀行

【参考：岩手県沿岸地域の概要】

■ 概況

本県の沿岸地域は、本州最東端に位置し、北は洋野町から南は陸前高田市まで5市4町3村で構成されている。地域の総面積は約4,946k㎡。風光明媚な陸中海岸や天然の良港、さらには世界的な漁場等の豊かな自然環境に囲まれた地域である。

この地理的利点を生かした水産業の他にも、世界的シェアを誇る精密機械関連産業や鉄鋼業、セメント製造業等の産業が集積しているとともに、本県内陸地域等で生産された工業製品の積み出し港として陸海の交通ネットワークを形成している地域である。

しかしながら、全国や本県内陸地域と比べ経済的基盤が弱いなどの課題も抱えており、本県では、「沿岸地域の発展なくして県の発展はない」との考え方から、県政の最重要課題として、当該地域の振興に重点的に取り組んできた。

こうした取組により、特に産業振興の分野では、食産業、ものづくり産業、観光産業、農林水産業などにおいて、様々な地域資源を活用した新商品の開発や販路の開拓、企業の新規立地や既存立地企業の生産拡大、農林水産物のブランド化などで成果が現れてきたところであり、その豊富な地域資源を背景に、今後の更なる発展が期待される地域である。

■ 自然的特性

総延長が708kmにも及ぶ海岸線は、国内ではほとんど類例をみないほどの変化に富んだ美しい海蝕景観によって構成されており、ほぼ全域が陸中海岸国立公園に指定されている。

沿岸地域の地形は、宮古市を境に、北部は、海蝕崖や海岸段丘が発達した典型的な隆起海岸の特徴を示しているが、南部は、北上高地の裾野が沈水してできた、日本における代表的なリアス式海岸となっている。

また、沿岸及び沖合は、南からの黒潮と北からの親潮に加えて、沿岸沿いに南下する津軽暖流が複雑に交わり、世界有数の漁場となっている。

沿岸地域の気象は、冬はフェーン性の好天が続き、気温も内陸に比べ温暖だが、夏は親潮や偏東風の影響で、比較的冷涼で霧が多い気象条件となっている。

■ 人口等の現況

平成22年の沿岸地域の人口は、約27万4千人で、岩手県の人口の約2割を占めている。人口を年齢構成別にみると、本県は全国に比べて高齢者の割合が高く、その中でも、沿岸地域は、高齢化が進行している。

沿岸地域の総世帯数は、104,333世帯で、本県の世帯数の約2割を占める。人員別世帯数の割合をみると、沿岸地域も全国と同じく1人世帯、2人世帯が全体の半分以上を占めているものの、6人以上の世帯の割合は全国平均の約2倍と高くなっている。

また、高齢世帯の状況をみると、沿岸地域の65歳以上の親族のいる世帯の割合は、52.5%で、全国より17.4ポイント高く、岩手県の平均と比べても6.4ポイント高くなっている。

■ 歴史・文化風土

縄文の昔からの漁労文化が根付いた地域で、鮑、ナマコなどの採捕を中心とした漁業が始まり、江戸時代には、煎海鼠（いりなまこ）や干鮑（ほしあわび）などの長崎俵物の産出地として知られ、吉里吉里善兵衛（きりきりぜんべい）等の豪商が生まれるほど豊かな地域であった。

その後、漁業の発達に伴い、漁場の管理等が課題となり、現在では地域ごとに漁業協同組合が組織され、漁業権の管理を行うなど、漁業協同組合を核とした漁業が展開されている。

また、産業面では、鉄鋼石、石灰石等の地域資源を活用し、製鉄、セメント等の基礎素材型産業が発展し、本県経済を牽引してきた。

文化面では、黒森神楽（国指定無形民俗文化財）等の神楽、虎舞、鹿踊等の郷土芸能にあふれている。

■ 地域産業等の特徴

沿岸地域の平成 20 年の純生産額は、5,689 億円で県全体の約 2 割を占める。一人当たりの県民所得や有効求人倍率は、県平均を下回っている状況である。

このような状況の中、沿岸地域の振興に向けた様々な取組が進められ、その成果が得られてきたところである。例えば、食産業においては、良好な漁場を背景とした水産物のブランド化が進み、生産量全国 1 位を誇るワカメをはじめホタテなどの水産物が、首都圏においても高い評価を得ている。

また、産業においても、世界的シェアを誇る精密機械関連産業や鉄鋼業、セメント製造業に加え、コネクタ関連企業など国際競争力の高い企業の立地が進んでおり、最近では、県内の食品製造事業所の半数が域内に所在している。

さらに、観光においては、全国観光資源評価（「自然資源・海岸」の部）で国内唯一の最高ランク特A級に格付けされた北山崎など数々の景勝地に加え、豊富な水産物等に直接触れることができるグリーン・ツーリズムなどの取組が進んでおり、首都圏からも多くの観光客が訪れ、岩手ファンの拡大が促進されるなど、今後も一層の発展が望まれる地域である。

■ 社会資本の整備

鉄道では、東日本旅客鉄道株式会社が、八戸線や山田線、大船渡線を運行している。さらに、国鉄再建法により廃止されることとなった路線を引き継ぎ、地域住民の足を守るため、昭和 56 年に設立された三陸鉄道株式会社が、国内初の第 3 セクター方式の鉄道会社として、北リアス線と南リアス線を運行している。

道路は、国道 45 号のほか、沿岸地域を縦貫する三陸縦貫自動車道、地域高規格道路三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の幹線道路ネットワークの整備が進められており、整備率は 21.2%となっている。

港湾は、重要港湾が 4 港（久慈、宮古、釜石、大船渡）と地方港湾が 2 港（八木、小本）整備されている。これまで、津波により幾たびも甚大な被害を受けてきた経験から、津波防潮堤や河口水門などの海岸保全施設が整備され、整備率は、被災前の段階で 72%となっている。また、湾口防波堤については、大船渡港が昭和 42 年に、釜石港は平成 21 年に完成している。

今回の大震災津波の経験を踏まえ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げなければならない。

本章では、今回の大震災津波からの復興に当たっての目指す姿を掲げるとともに、復興に向けた3つの原則を示す。

1 復興の目指す姿

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興を実現する。
- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをつなげ、人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げる。

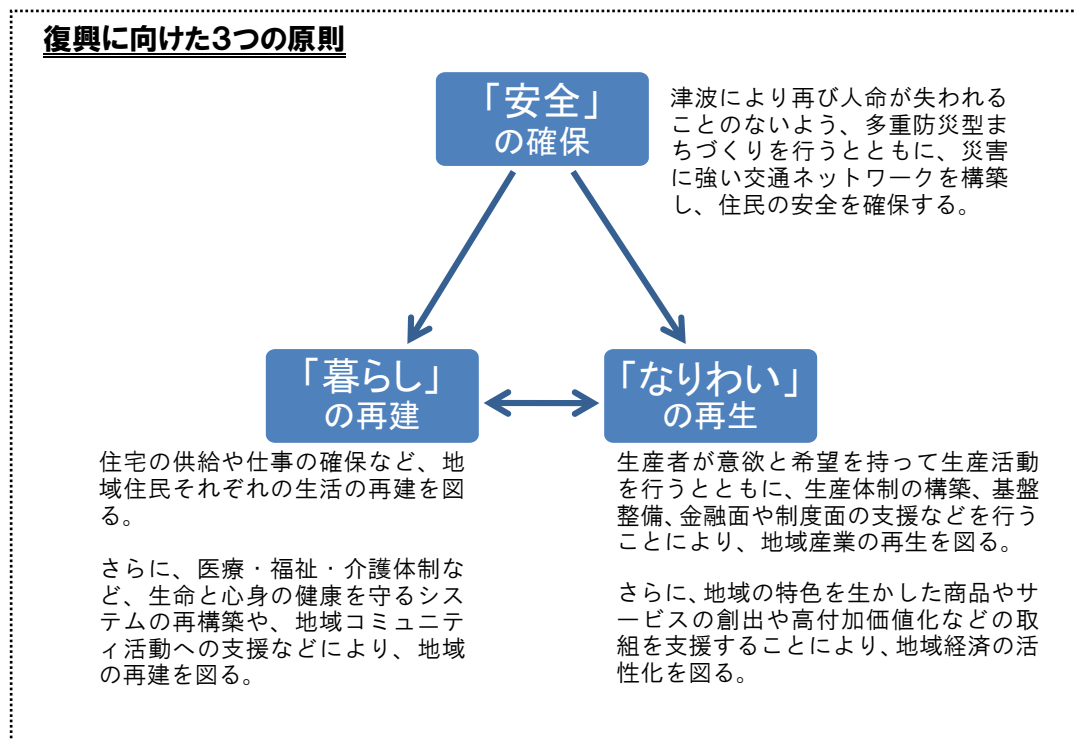
いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

2 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。

こうした考え方にに基づき、第3章では、「安全の確保」のための「復興に向けたまちづくりのグランドデザイン」について明らかにし、続く第4章で、復興の目指す姿と3つの原則を踏まえた今後8年間の具体的な取組の考え方と内容を示す。



「なりわい」とは、本計画では、農業、漁業、林業、建設業、製造業、商業、サービス業など生計を立てていくための職業や営みをいう。

1 津波対策の基本的考え方

今回の大震災津波は、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波を凌ぐ大規模なものとなった。今回の津波に対して防潮堤や湾口防波堤など既存防災施設が果たした役割について検証した結果、津波到達時間を遅らせる効果、浸水の深さを下げる効果、津波エネルギー（流速）を減衰する効果が確認されたが、ハード対策のみでは防御することが困難であることが示された。

一方、日頃から各地域で実施されてきた避難訓練、地域や小中学校等で行われてきた防災教育等も今回の大震災津波からの避難に一定の寄与がみられた。

これらを踏まえ、本県における津波対策の基本的な考え方として、再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す。具体的には、被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じて、その地域にふさわしい「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図る。

2 津波対策の方向性

(1) 海岸保全施設

ア 海岸保全施設の整備

津波対策の基本的な考え方を達成するためには、海岸保全施設の整備は過去に発生した最大の津波高さを目標とするのが望ましい。しかし、地形条件や社会・環境に与える影響、費用等の観点から、海岸保全施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合がある。この場合、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度で起こり得る津波高さを海岸保全施設の整備目標とする。

防潮堤や湾口防波堤、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。

今回の津波による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、復旧・整備に当たっては、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討する。

また、水門や陸こうについては、操作員の安全を確保するため、操作の遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。

イ 適切な維持管理による機能の維持

海岸保全施設の機能が長期にわたって維持されるよう、施設の構造形式や地理的条件等を十分に把握し、定期的な点検や劣化、損傷等に対する適時・的確な修繕など、維持

管理計画に基づいた適切な維持管理を行う。

(2) まちづくり

ア 安全な住環境の整備

被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。

イ 津波防災を考慮した土地利用計画

被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

ウ 公共施設等と連動した防災

避難場所となる公園や避難路を適切に配置するとともに、幹線道路や鉄道等については、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化等を行うことを検討する。

(3) ソフト対策

ア 避難計画の策定と情報通信網の整備

津波発生時のシミュレーションにより、浸水範囲や浸水深さ、津波到達時間を明示した津波浸水予測図を作成するとともに、今回の避難行動の実態調査を実施し、高齢者や障がい者など誰もが余裕を持って避難することができるよう、避難距離や避難時間を考慮した避難場所・避難路の配置、避難の手法、津波防災訓練等を定めた避難計画を策定する。

また、災害時にも迅速で確実な情報伝達・提供を可能とする重層的な情報通信ネットワークを構築する。

イ 「防災文化」の醸成と継承

震災の経験や教訓を後世に語り継ぐためには、災害体験により培われた先人の知恵を大切に、自然と折り合いながら暮らし、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくことが重要である。

このため、災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的施設の整備、津波浸水高の現

地表示などを行うとともに、自主防災組織の強化や地域に根ざした津波防災教育の充実を図る。

3 まちづくりのランドデザイン

まちづくりのランドデザインは、その地域の地理的・社会的条件や被災状況に応じたものでなければならず、何よりも被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする。

(1) まちづくりの視点

ア 生命と財産の保全

津波に対してはどのような場合でも避難することを基本とした上で、概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、防潮堤等のハード整備により生命と財産を確実に守るとともに、過去に発生した最大津波に対しては、ハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防災型の考え方で生命を確実に守る。

イ コンパクトな都市形成

住民生活や企業活動に必要な機能を一定エリアにコンパクトに集約し、効率的な市街地整備を図るとともに、住民や地域の復興意欲を集中し、まちづくりの原動力とする。

特に、街のにぎわいを作り出すことが復興の第一歩であることから、住居地と商業地、業務地を近接又は一体化するよう配慮する。

ウ 産業の再生と活性化

水産業など沿岸地域の強みである地場産業や地域の経済を支える基幹産業の再生に加え、復興に寄与する新たな産業を育む基盤づくりのため、防災施設や都市施設の整備と適正な土地利用の誘導を図る。

特に、水産業は漁港・集落が一体となって形成され、生産活動を行ってきたことから、効率的な生産が図られるよう居住地と業務地の配置について配慮する。

エ 環境との共生

自然環境に負荷をかけない市街地整備や自然エネルギーの活用など、沿岸地域の産業基盤であり観光資源でもある自然環境との共生に配慮する。

(2) 津波防災の分類

津波防災は、津波のエネルギーへの対応方法により、「回避型」、「分散型」及び「抑制型」の3つに分類できることから、多重防災型まちづくりのグランドデザインは、地域の状況に応じてこの分類を組み合わせて描いていくものである。

図1 津波防災の分類

分類	回避型	分散型	抑制型
ねらい (巨大津波 に対して)	生命と財産を守る	生命を守り、財産の多くを保全する	生命を守り、財産の壊滅的被害を防ぐ
イメージ	<p>宅地造成 高所移転 被災集落 津波エネルギー</p>	<p>嵩上げ・高所移転 再生市街地 分散 被災市街地 防災施設 津波エネルギー</p>	<p>嵩上げ・高所移転 道路 鉄道 再生市街地 抑制 被災市街地 防災施設 津波エネルギー</p>

回避型：津波を回避するため、浸水しない安全な地域に移転する。

分散型：防災施設等の配置により、津波エネルギーを分散して市街地を守る。

抑制型：第一線の防災施設に加え、道路や鉄道などの嵩上げで津波エネルギーを抑制し壊滅的被害を防ぐ。

(3) 防災のまちづくりのツール

多重防災型まちづくりは、被災した地域の被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造なども踏まえつつ、防災施設、住環境及び土地利用のあり方について公共施設との連動や避難経路の確保等を考慮しながら検討しなければならないことから、多重防災型まちづくりのツールを「骨格的防災施設」、「防災・避難施設」、「建築物」及び「土地利用の誘導」の4つに分けて、配置する施設等の考え方を示す。

表1 防災のまちづくりのツール

施設等		配置する施設等の考え方
骨格的 防災 施設	防潮堤 湾口防波堤 河川堤防	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、湾口防波堤は、津波や高潮から地域を守る第一線堤としての防災施設となる。 河川堤防は、防潮堤や周辺の土地利用との関係を考慮し、水門設置又は堤防嵩上げ等を検討する。
	防潮林	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の前面又は背後に、一定の幅を確保して設置する。 津波、塩害の防災機能を有し、併せて市民の憩いの場となる。
	三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道	<ul style="list-style-type: none"> 津波や洪水の被害を受けない位置に建設する。 災害時は避難路、救援物資輸送路、その後は復興道路として、平時は広域連携、産業振興等の機能を持つ。 インターチェンジ周辺は、都市機能集約の候補地となる。
	国道、県道、臨港道路	<ul style="list-style-type: none"> 新たな市街地と一体的に計画し、必要に応じてルート変更を行うほか、嵩上げ等により第二、三線堤として防災機能を付加することを検討する。 災害時は避難路、緊急輸送路、平時は生活道路、地域間交流、産業振興等の機能を持つ。 嵩上げた道路は、都市の拡散を防ぐ輪郭としての機能を併せ持つ。
	鉄道（JR、三陸鉄道）	<ul style="list-style-type: none"> 新たな市街地と一体的に計画し、必要に応じてルート変更を行うほか、嵩上げ等により第二、三線堤として防災機能を付加することを検討する。 広域連携、地域間連携、観光、生活等における重要な交通手段である。 駅は都市、地域の核としての機能を有し、公民館や福祉施設等との複合化を検討する。
	防災・避難施設	<ul style="list-style-type: none"> 避難道路 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に、高台に向け、短時間で避難できるルートとする。 歩道、階段、スロープ等を適正に配置し、車と歩行者それぞれが安全に避難できる構造とする。 夜間の避難を考慮し、蓄電機能を持った照明施設を配置する。 メモリアル（防災）公園 <ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下や地形的条件により利用が困難な土地を活用し、後世に大震災津波の記憶を伝える施設とする。 平時は、市民の憩いの場、観光拠点及び鎮魂の場とする。 高台公園 <ul style="list-style-type: none"> 住居地や工場・業務地等の背後の安全な高台に設置する。 災害時は、一時避難場所となる。 平時は、地域住民の憩いの場となる。 高所移転（住宅団地）地盤嵩上げ <ul style="list-style-type: none"> コミュニティの維持を考慮しながら、高台や安全な高さまで嵩上げた場所に住宅を移転する。 地形や防災施設との関係及び生活の利便性、経済性等総合的に検討し、より有利な方法を選択する。 職住分離を可能とする安全な住宅地を確保する。 人工地盤 <ul style="list-style-type: none"> 魚市場周辺等の土地の高度利用が必要な場所に設置する。 防災施設等の関係により地盤嵩上げその他の手法が選択できない場所に設置する。
建築物	防浪ビル 避難ビル 避難タワー	<ul style="list-style-type: none"> 防浪ビルは、海岸に近い場所で津波の勢いを抑制する機能を有する。 避難ビルは、高台まで遠く避難に時間を要する場所で、商業施設、公共施設等の概ね4階建以上の建物を活用し、一時避難所の機能を確保する。 避難タワーは、近くに防浪ビル、避難ビルがない海浜や港湾施設用地等に設置する。
	公共公益施設 (災害弱者施設)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎や病院等の地域の拠点となる公共公益施設をコンパクトなまちづくりの核として適正な配置とする。 公共公益施設は、捜索、救援、医療等の災害対応の中枢となるため、安全度の高い位置及び構造とする。 公民館（コミュニティセンター）や図書館、福祉施設等は、公営住宅や商業施設と一体化した施設（複合ビル）とすることを検討する。 病院や学校、福祉施設等の災害弱者のいる施設は、迅速で確実な避難手段を確保する。

施設等		配置する施設等の考え方
建築物 土地利用の誘導	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保した上で、鉄道やバス路線等の公共交通機関の利便性の高い地域に整備する。 ・官公庁や病院等の公共公益施設に近い、又はこれらと一体となった集合住宅(複合ビル)とすることを検討する。 ・災害時には、一時避難場所の機能を併せ持つ。
	商業地 (中心市街地)	<ul style="list-style-type: none"> ・街の中心として、公共公益施設や商業施設、集合住宅等を集約する。 ・祭りやイベントが開催可能で、人が集まりにぎわいのある地域とする。
	工業地 業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難手段等を確保した上で、防潮堤等の防災施設の配置や港湾、漁港、インターチェンジ等の拠点施設へのアクセス性を考慮して、適正に配置する。
	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤と市街地間の緩衝帯となる。 ・食料生産と併せて、環境、景観保全の機能を持つ。
	太陽光、風力 発電用地	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下や地形的条件により、利用が困難な土地の有効活用を図る。 ・平時は、公園や防潮堤の照明や管理施設等の電源として利用することも可能。 ・災害時は、避難所や下水処理場、通信施設等の予備電源とすることも考えられる。

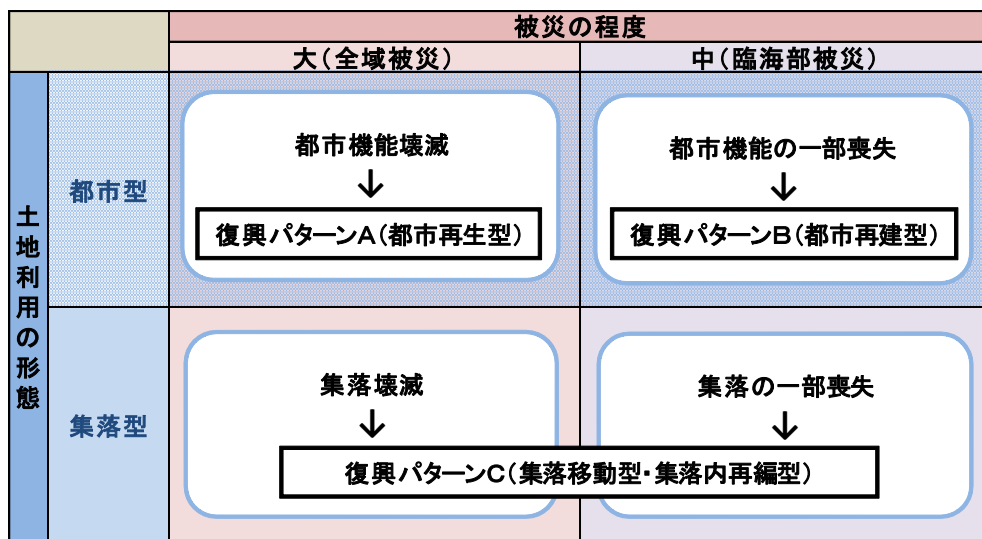
(4) まちづくりのランドデザインのモデル

まちづくりのランドデザインは、「まちづくりの視点」を踏まえ、「津波防災の分類」と「多重防災型まちづくりのツール」を効果的に組み合わせて検討する。

市町村が被災地域ごとに作成する復興プラン等の参考としてもらうため、被災地域における被災の程度と土地利用の形態から被災類型を4つに分類し、それぞれの被災状況に応じた3つの復興パターンを、まちづくりのランドデザインのモデルとして示す。

① 復興パターン

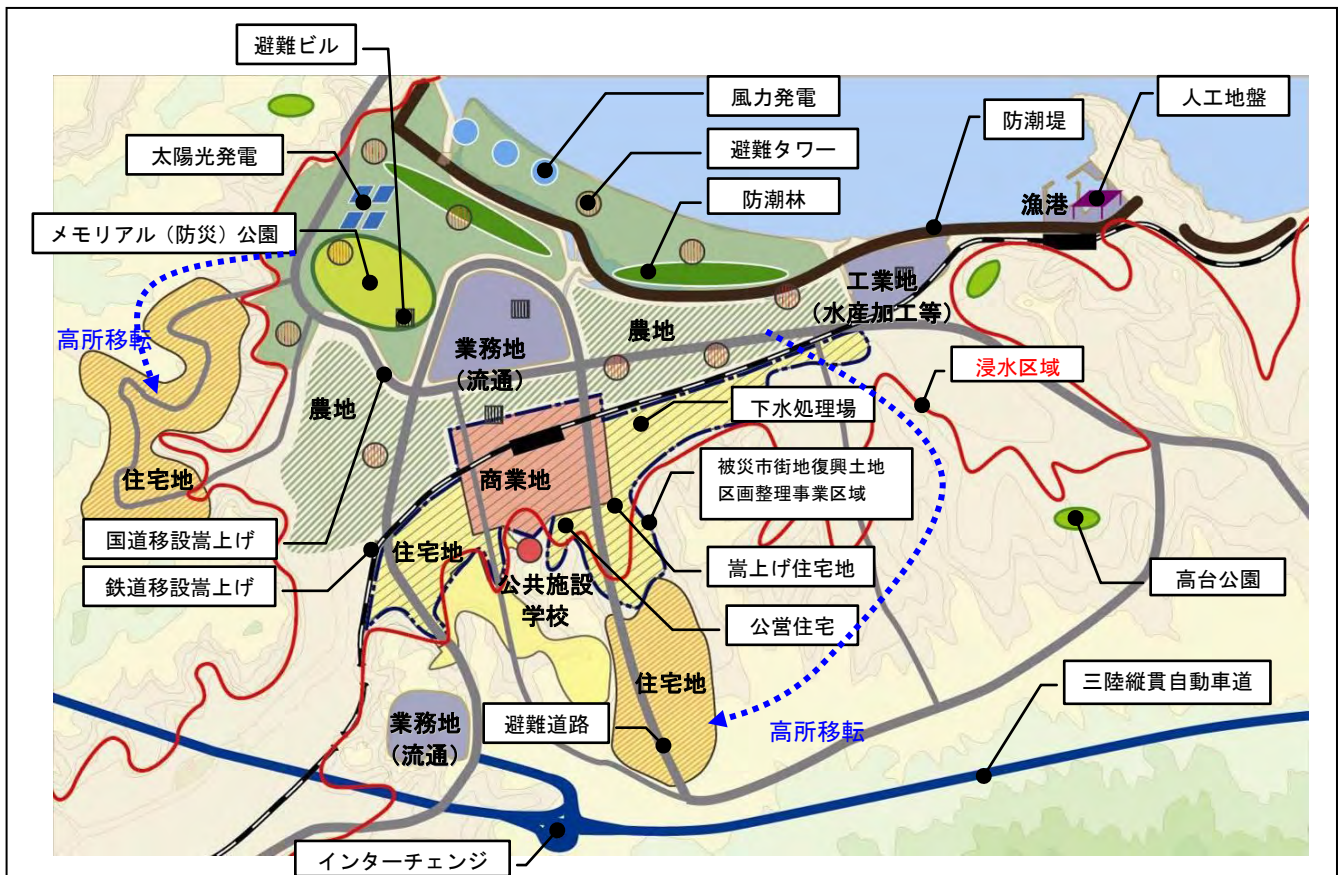
図2 土地利用の形態と被災の程度による復興パターン



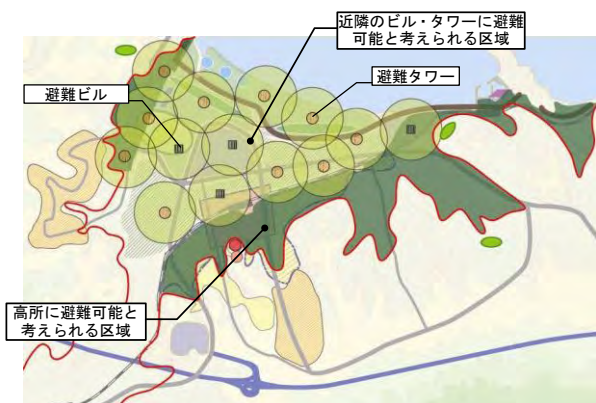
※ 実際には、被災程度や土地利用が中間的な地域もあり、地形的条件や住民意向などによって復興の形は異なる。

②復興パターンに応じたモデル

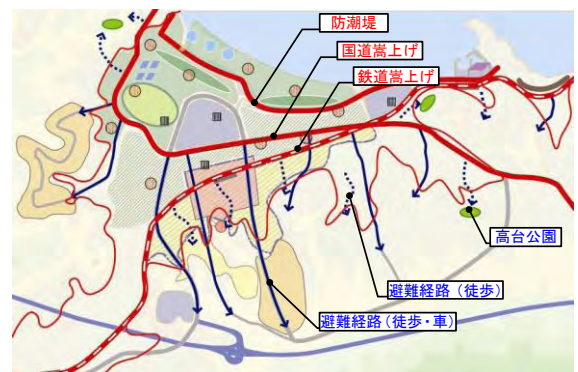
復興パターンA（都市再生型）



【参考】避難可能と想定される区域イメージ

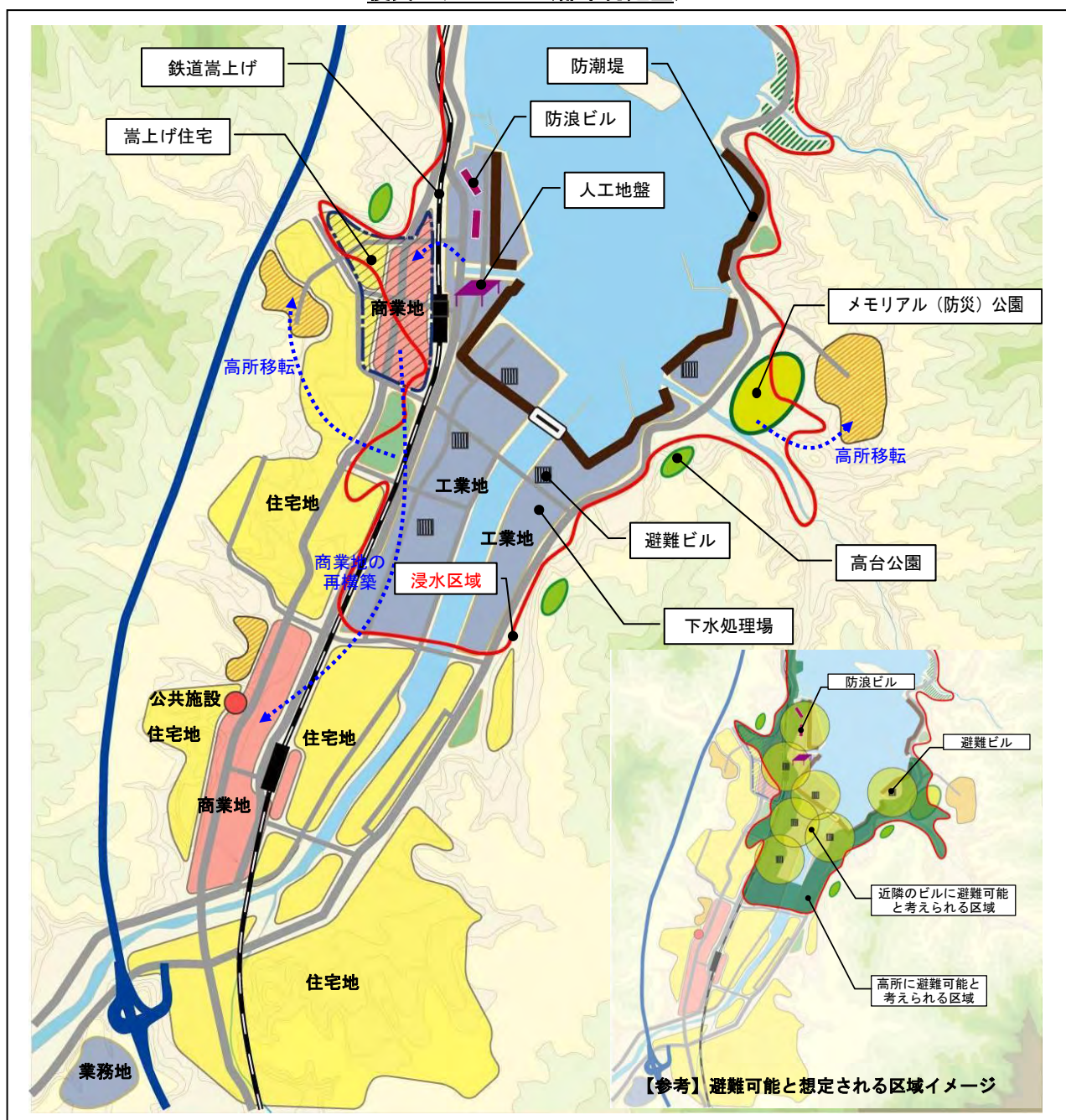


【参考】防潮堤と避難経路のイメージ



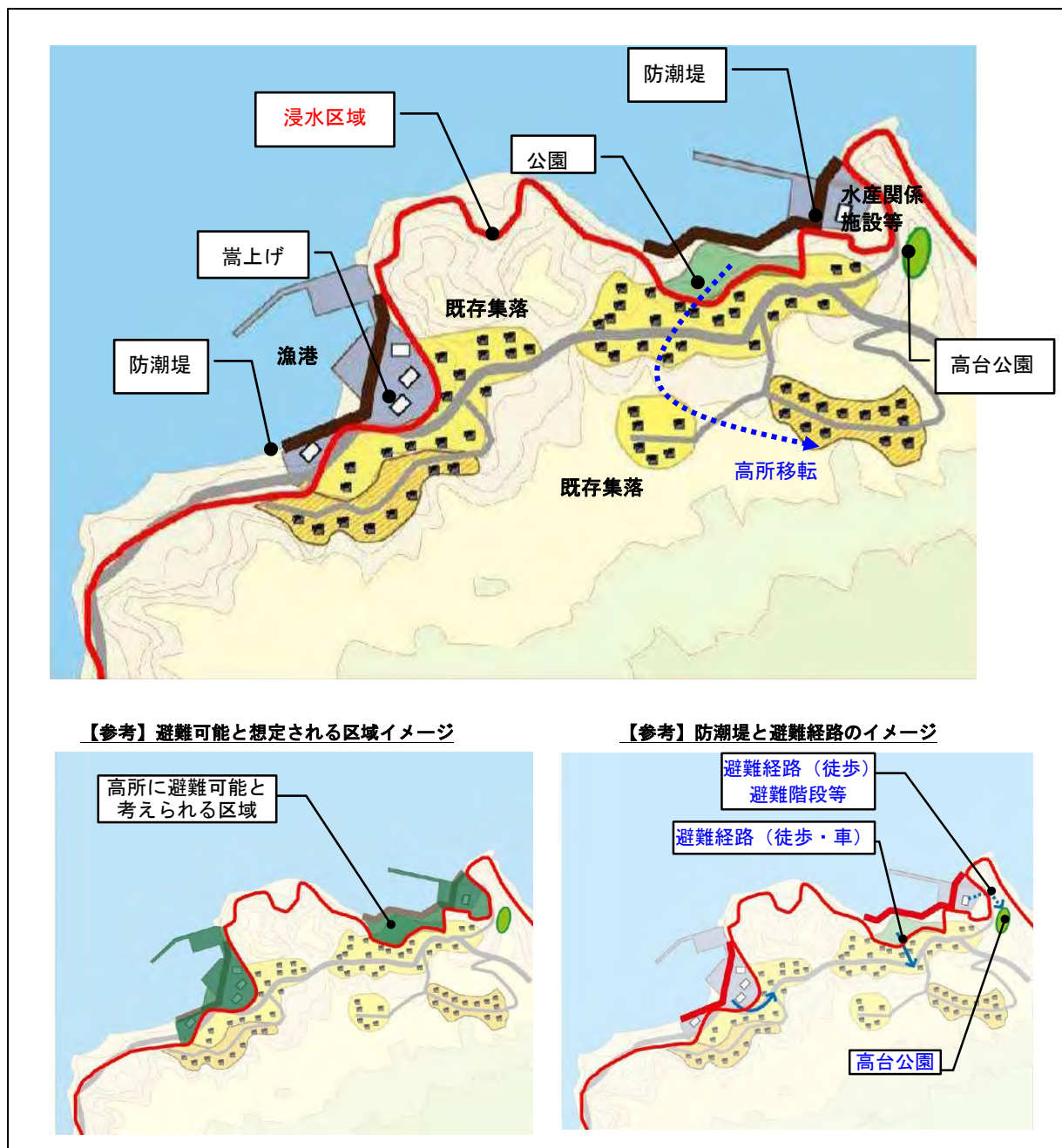
- ・ 都市機能が壊滅したことから、新たに都市機能を形成する都市再生型として根本から都市づくりを考える。
- ・ 被災エリアが広大であるため、津波エネルギーの抑制型を基本とし、住宅地や人が集まる商業地・公共公益施設エリアは海から離れた高台や山際に、漁業関係施設等は必要に応じて臨海部に配置するとともに、徒歩で避難可能な距離に避難ビルや避難タワーを配置する。
- ・ 多重防災の緩衝エリアは、農地、大規模業務地、メモリアル（防災）公園等として活用し、避難道路の整備と併せて避難タワー等を配置する。

復興パターンB（都市再建型）



- ・ 都市機能の一部を喪失したものの、工業地、商業地、業務地、官公庁施設等が致命的な被害を免れていることから、従前の都市機能を回復する都市再建型を基本に考える。
- ・ 被災した地域は、商業地、業務地に住宅が混在しているところが多いことから、住居は津波が及ばない高所又は構造強化したビルの上層に移転させるとともに、臨海部の商店や事業所は当該地で再建することを前提に、防災施設で津波エネルギーの抑制・分散を図る。
- ・ 過去に発生した最大津波の浸水エリアには、避難道路の整備に併せて防浪ビルの配置誘導と避難ビル・避難タワーの設置、高台には避難エリア（避難公園等）を配置する。

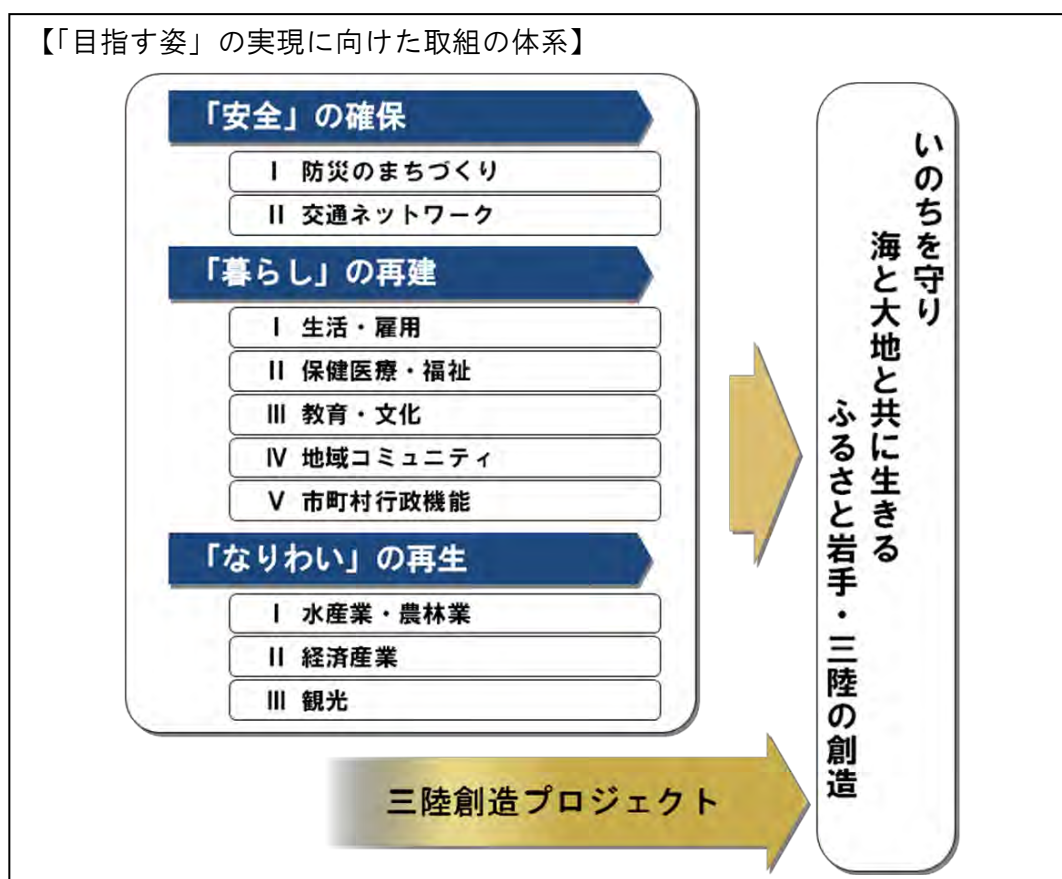
復興パターンC（集落移動型・集落内再編型）



- ・ 海辺に近接して住居が立地している集落については、集落全体が壊滅又は半壊したケースが多いことから、コミュニティを崩さずに集団で高所に移転することや、集落内での津波を回避できる山際への移動、被災地の地盤嵩上げと避難路整備などによる新しい集落形成を図る。
- ・ また、新しい集落を結ぶアプローチ道路の整備などにより、職住分離を可能とする生活基盤を確保する。

1 取組の体系

第2章に掲げた3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「経済産業」、「観光」の10分野の取組を位置付け、今後8年間の具体的な取組の内容とその考え方を本章で示す。



本章2では、それぞれの分野の「主な取組内容」を記載する。「主な取組内容」では、その推進期間を「緊急的な取組」（概ね1年以内）、「短期的な取組」（概ね3年以内）、「中期的な取組」（概ね6年以内）として整理し、実施に当たっては、被災市町村の復興と歩調を合わせながら、スピード感を持って効果的・効率的に取組を進めるものとする。

また、これらに加え、中期を超える期間を要する内容を含む取組全体については、「取組項目一覧」として、本章3にその全体を掲げる。

さらに、10分野の取組とともに、長期的な視点に立ち、分野横断的な取組を「三陸創造プロジェクト」として進めることとし、その内容については、第5章で示す。

【参考】復興への歩みと計画期間との関係



三 陸 創 造 プ ロ ジ ェ ク ト

「安全」の確保

I 防災のまちづくり

■ 基本的考え方

津波対策の基本的考え方（海岸保全施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえて、津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを進める。また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進める。

取組項目① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

概 要

地域に最も適した多重防災型のまちづくりや災害に強いライフラインの構築、エネルギー自給システムの導入促進などにより、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 生活環境に支障が生じる災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 高潮や波浪に対する二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧を推進
- ・ 災害情報等を的確に伝達する防災通信機能の復旧
- ・ 防潮堤等の海岸保全施設にまちづくり・ソフト対策を組み合わせた多重防災型のまちづくり計画等の策定

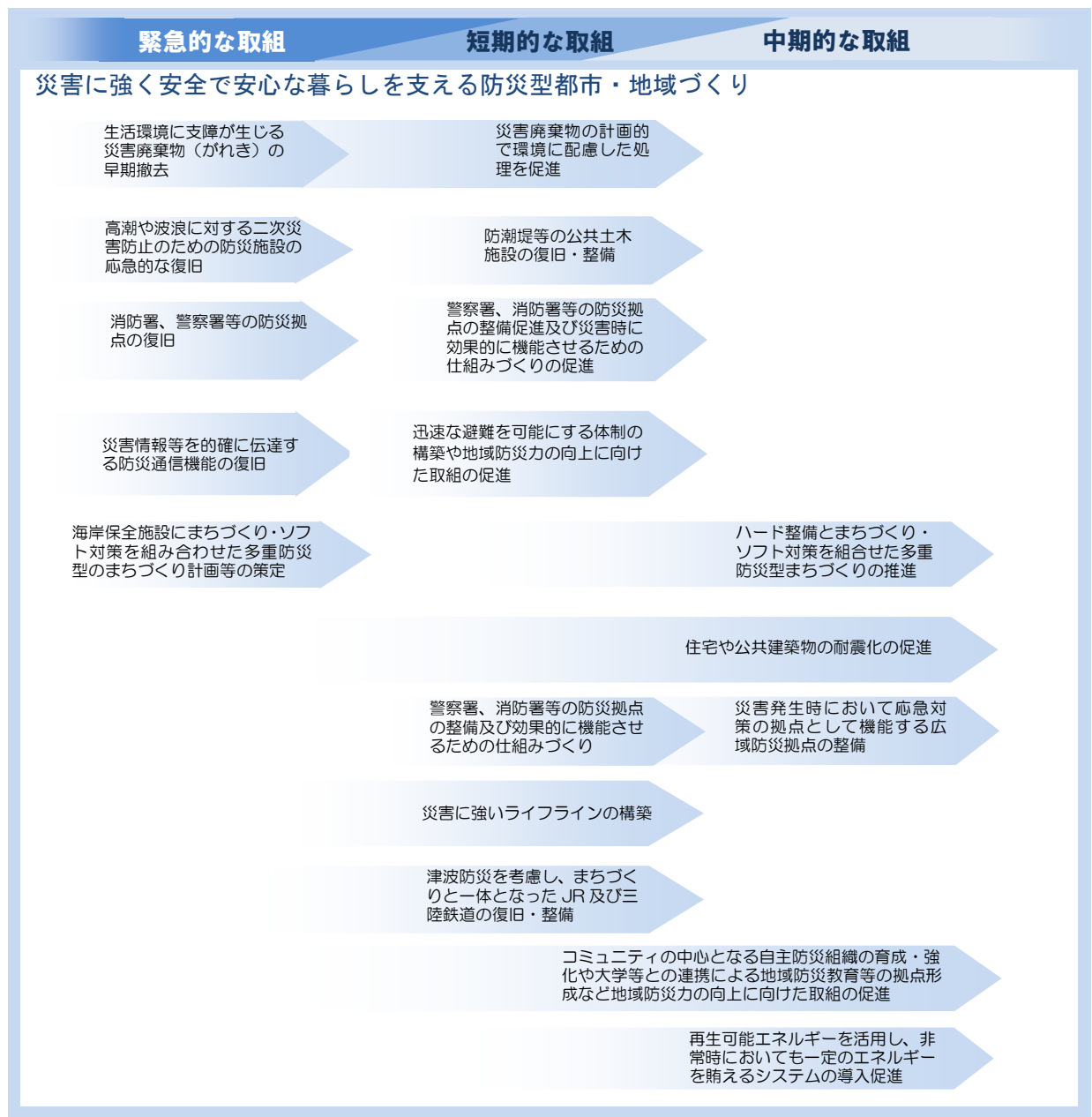
➤ 短期的な取組

- ・ 計画的な災害廃棄物の処理を行うとともに、リサイクルを進めるなど、環境に配慮した処理を促進
- ・ 消防署、警察署等の防災拠点の復旧・整備及び災害時に効果的に機能させるための仕組みづくり
- ・ 防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備
- ・ 住宅や公共建築物の耐震化の促進
- ・ 災害に強いライフラインの構築
- ・ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった JR 及び三陸鉄道の復旧・整備
- ・ 避難経路の充実をはじめとする迅速な避難を可能にする体制の構築
- ・ コミュニティの中心となる自主防災組織の育成・強化や大学等との連携による地域防災教育等の拠点形成など地域防災力の向上に向けた取組の促進

➤ 中期的な取組

- ・ 防潮堤等の海岸保全施設の整備、津波防災を考慮した土地利用計画によるまちづくり、災害に強い防災通信ネットワークの構築や複数の避難経路の確保等による誰もが余裕を持って安全に避難できる体制の構築などのソフト対策を組み合わせた多重防災型まちづくりの推進
- ・ 災害発生時において応急対策の拠点として機能する広域防災拠点の整備(災害時における物流ターミナル基地、広域医療搬送拠点等)
- ・ 太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用し、非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入促進

復興への歩み



取組項目② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

概 要

震災の記憶を未来に語り継ぐため「防災文化」を醸成し継承していくとともに、地域住民の故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民主体の生活環境づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 住民生活を支える道路、污水处理施設等の生活基盤の緊急的な復旧

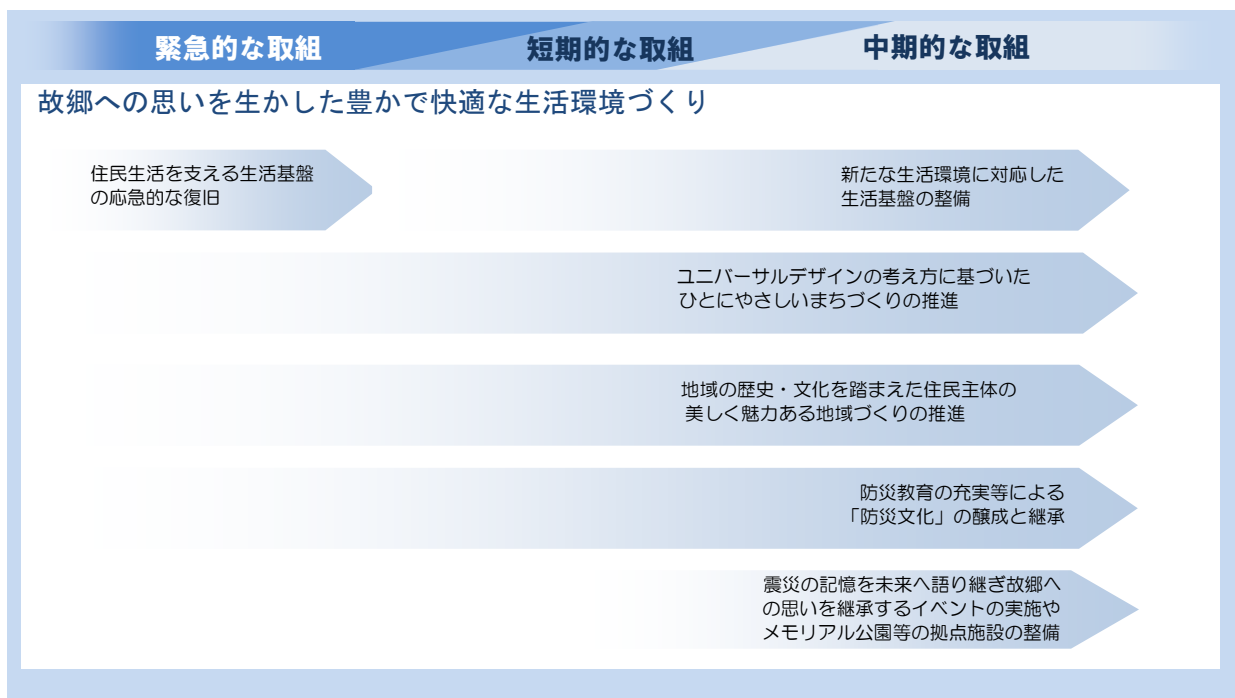
➤ 短期的な取組

- ・ 住民の意向を踏まえた新たな生活環境に対応した道路、污水处理施設等の生活基盤の整備
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基いたひとにやさしいまちづくりの推進
- ・ 地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりの推進
- ・ 災害遺構の保存や防災教育の充実等による「防災文化」の醸成と継承

➤ 中期的な取組

- ・ 震災の記憶を未来へ語り継ぎ故郷への思いを継承するイベントの実施やメモリアル公園等の拠点施設の整備

復興への歩み



「安全」の確保

II 交通ネットワーク

■ 基本的考え方

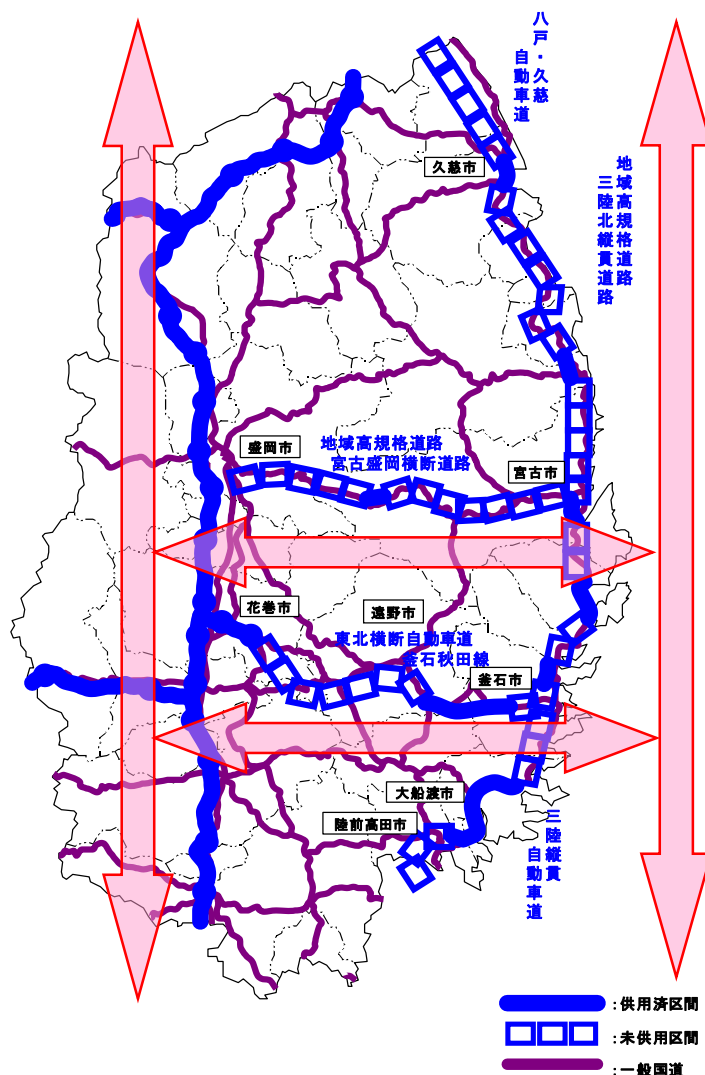
災害時等の確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築や、救護活動や人員輸送を支える港湾や空港、鉄道の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

取組項目① 災害に強い交通ネットワークの構築

概要

復興道路として『災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク』を整備し、これを補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークを構築するとともに、災害対応拠点としての港湾やいわて花巻空港の機能強化、災害時にも安全・安心な鉄道の整備を推進

◆ 災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク



➤ **緊急的な取組**

- ・ 緊急輸送等のための迂回路の確保や道路の応急的な復旧
- ・ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進

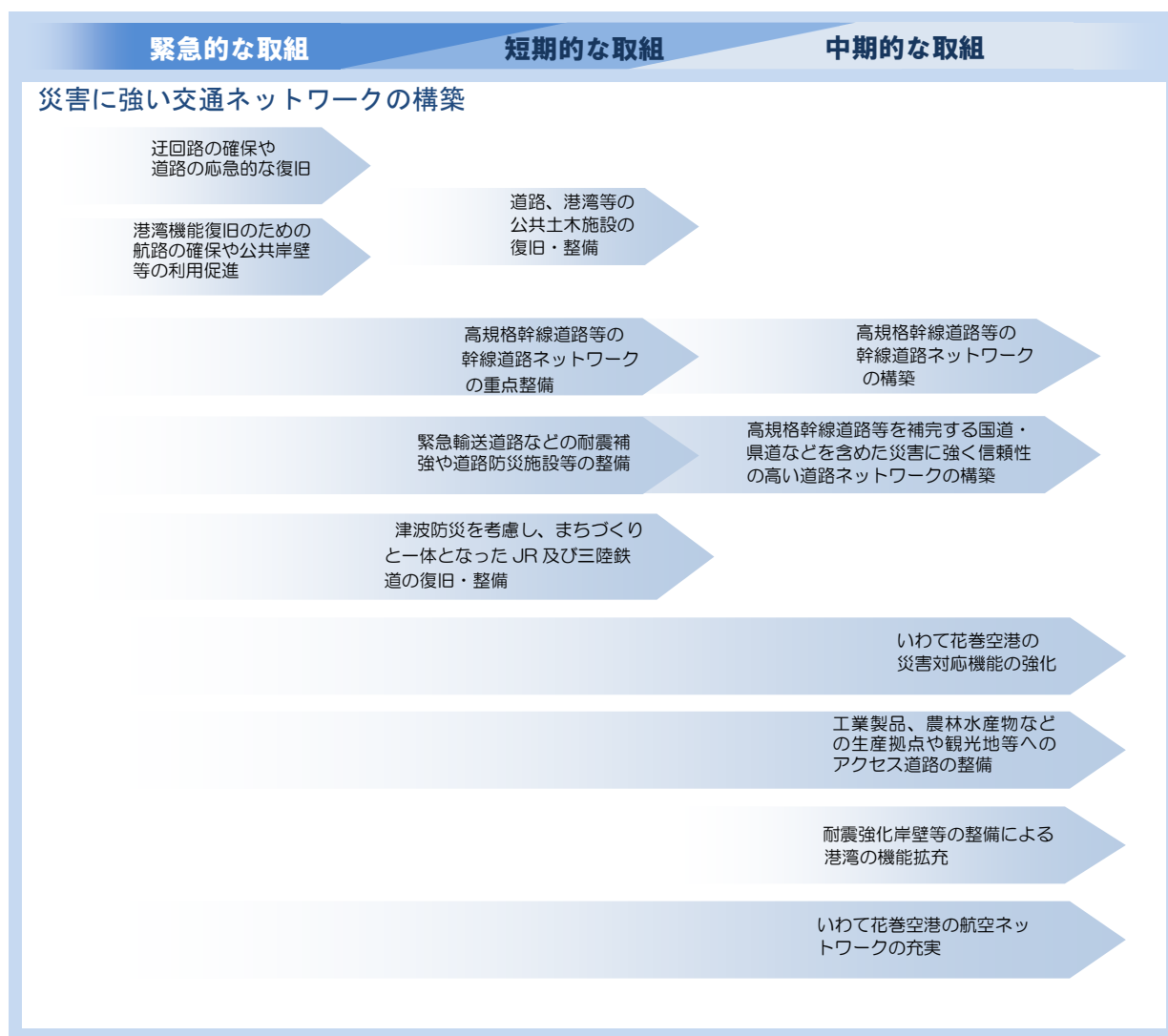
➤ **短期的な取組**

- ・ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備
- ・ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備（三陸縦貫自動車道などの三陸沿岸地域の縦断軸、東北横断道釜石秋田線などの内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸）
- ・ 緊急輸送道路などの耐震補強や道路防災施設等の整備
- ・ 津波防災を考慮し、新たなまちづくりと一体となった JR 及び三陸鉄道の復旧・整備（再掲）
- ・ いわて花巻空港の災害対応機能の強化（非常用電源、ターミナル機能等の充実）

➤ **中期的な取組**

- ・ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築
- ・ 高規格幹線道路等を補完する国道・県道などを含めた災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築
- ・ 耐震強化岸壁等の整備による港湾の機能拡充
- ・ 工業製品、農林水産物などの生産拠点や観光地等へのアクセス道路の整備
- ・ いわて花巻空港の航空ネットワークの充実

復興への歩み



「暮らし」の再建

I 生活・雇用

■ 基本的考え方

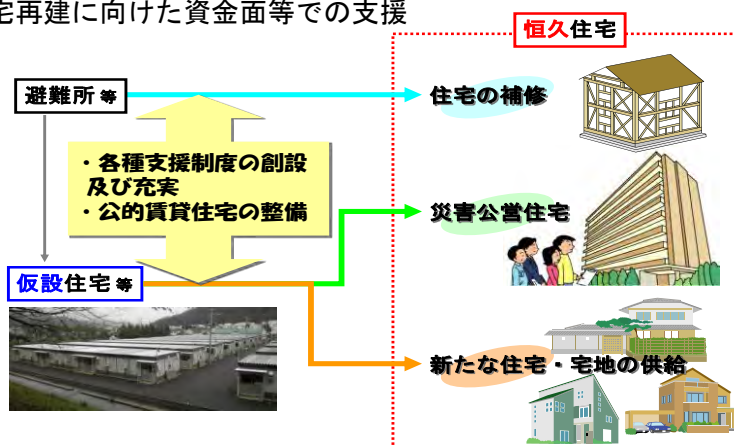
被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、被災により雇用情勢が深刻化しているため、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、安定的な雇用の場を創出する。

取組項目① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

概要

被災者の生活の安定や住宅再建に向けた資金面等での支援、住まいや生活全般に関わる相談に応じられる体制の整備、被災者が安全に安心して暮らせる住宅や宅地を供給するなど生活再建を促進

◆ 被災者の住宅再建に向けた資金面等での支援



➤ 緊急的な取組

- 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- 住宅ローンの二重債務の解消に向けた支援
- 義援金、被災者再建支援金等による生活支援
- 被災者の避難所生活を早期に解消するため、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の空き住戸の有効活用を進めるとともに、公営住宅等に居住する被災者に対する家賃負担を軽減
- 生活再建に向けた被災住宅の新築や修繕等に対する支援
- 避難施設や応急仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援
- 被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関する様々な相談に対応できる体制を整備

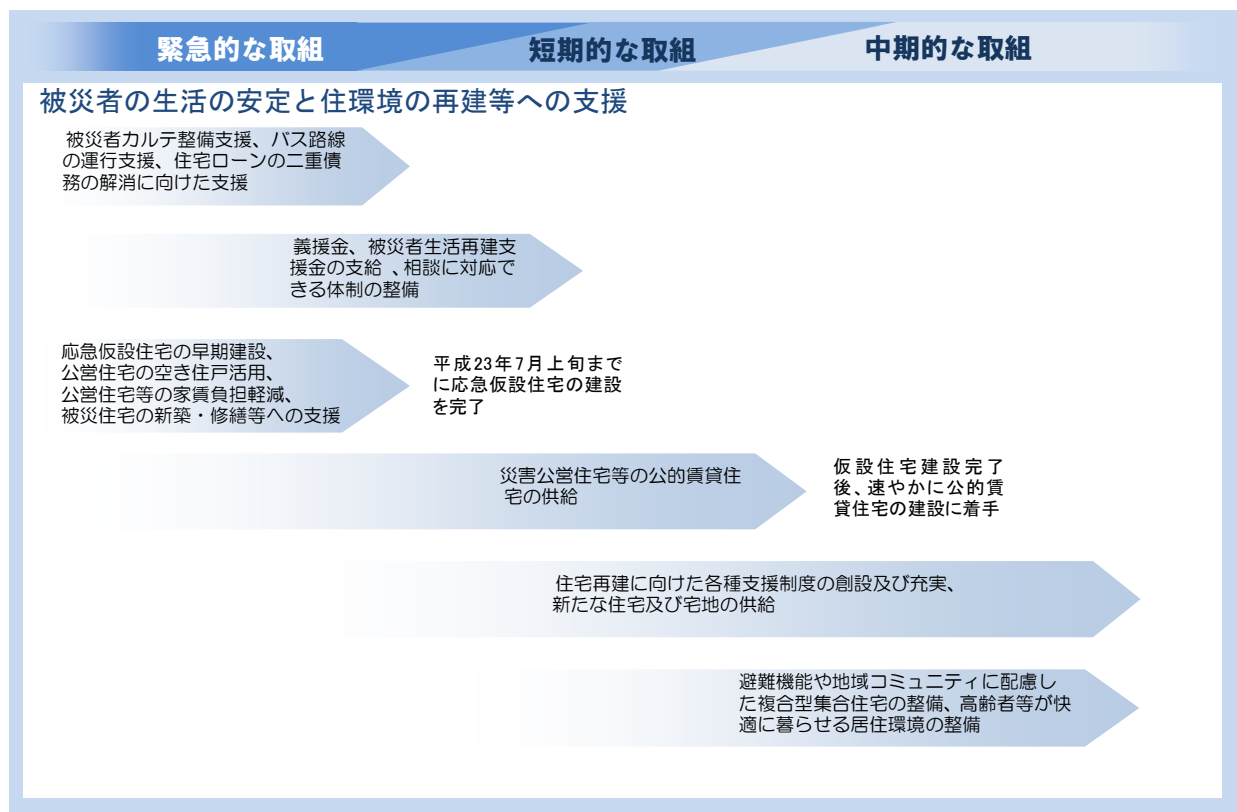
➤ **短期的な取組**

- ・ 応急仮設住宅入居者等が、早期に安定した住生活を営めるよう、安全で良質な公的賃貸住宅の供給を推進
- ・ 住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
- ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進

➤ **中期的な取組**

- ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進（再掲）
- ・ 避難機能や地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備
- ・ 高齢者等が快適に暮らせる居住環境の整備

復興への歩み

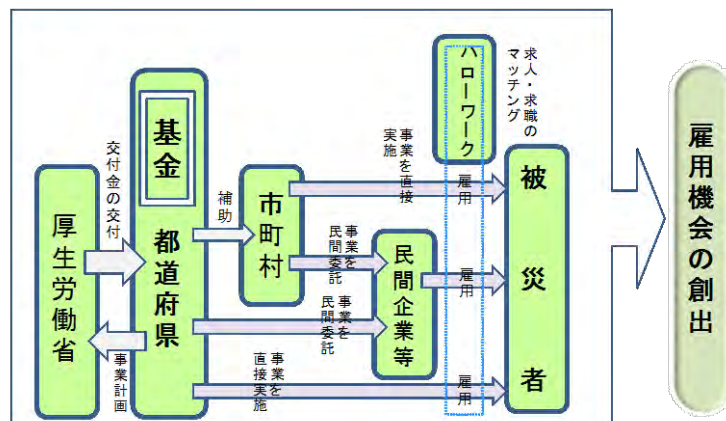


取組項目② 雇用維持・創出と就業支援

概要

深刻化する被災地域の雇用情勢に対応するため、雇用の維持と産業振興による雇用の創出に努めるとともに、離職者等の雇用相談や再就職に向けた職業訓練等を実施

◆ 緊急雇用創出事業のスキーム



➤ 緊急的な取組

- ・ 雇用調整助成金や雇用保険等による労働者の雇用維持
- ・ 雇用対策基金を活用した離職者等の雇用創出
- ・ 復興需要等による一時的な雇用増大に向けた雇用のマッチング
- ・ 復興需要に対応した離職者等の再就職に向けた職業訓練等の拡充
- ・ ワンストップ形式の出張労働相談会等の開催によるきめ細かな生活・就労支援

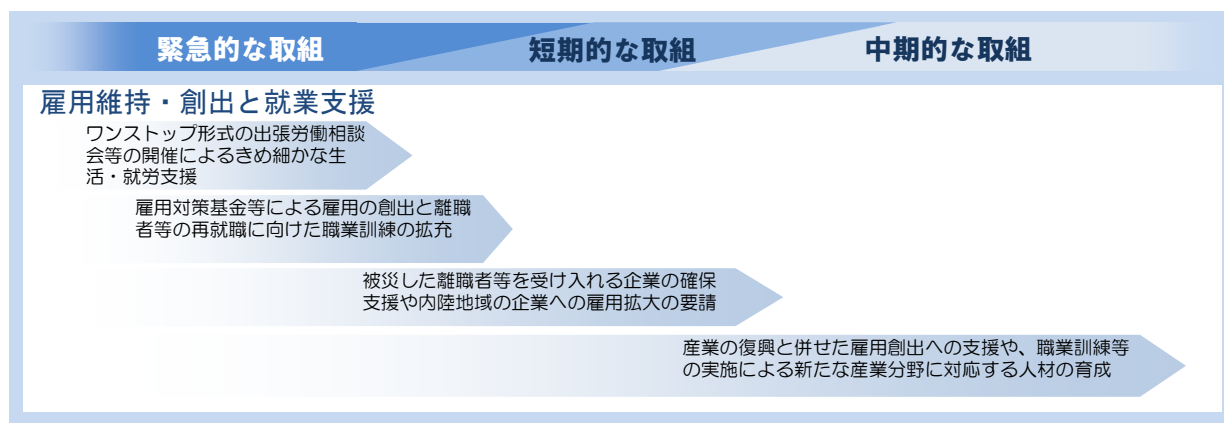
➤ 短期的な取組

- ・ 被災した離職者等を受け入れる企業の確保支援や、内陸地域の企業への雇用拡大の要請

➤ 中期的な取組

- ・ 産業の復興と併せた雇用創出への支援や、職業訓練等の実施による新たな産業分野に対応する人材の育成

復興への歩み



「暮らし」の再建

II 保健医療・福祉

■ 基本的考え方

被災者の心身の健康を守るため、被災した医療機関や社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。

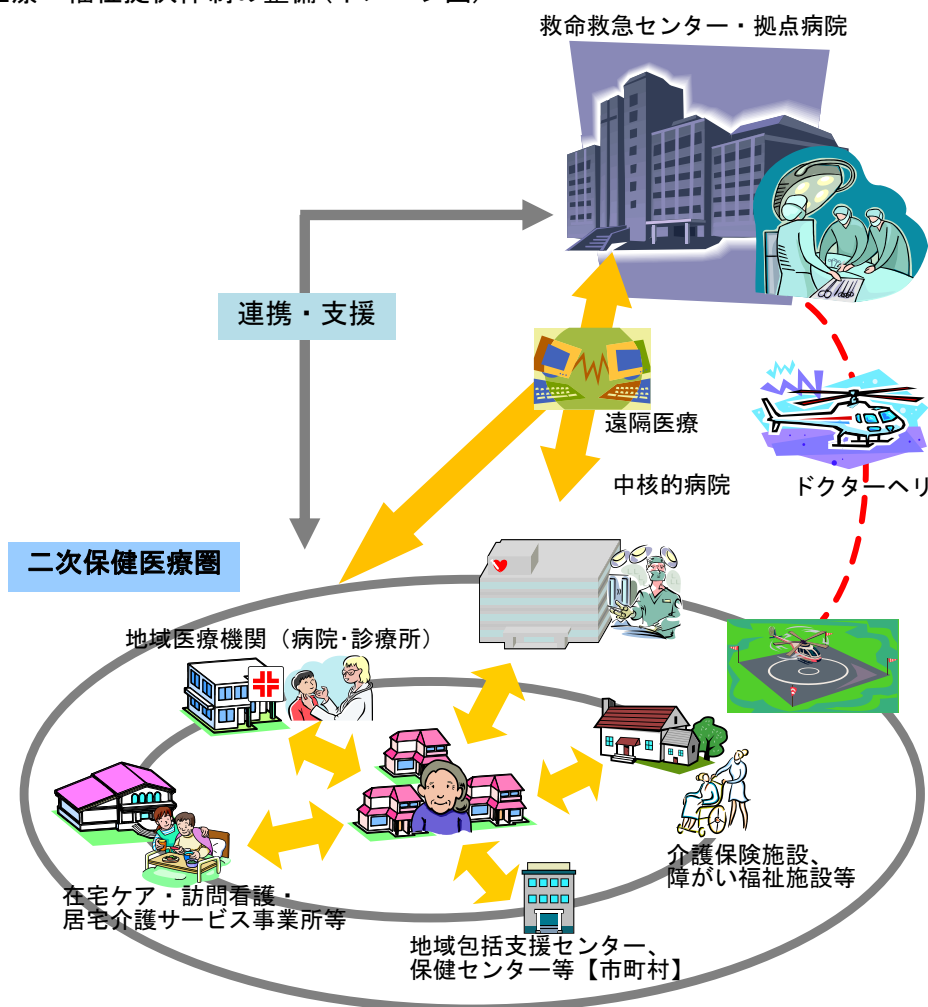
また、新たなまち（地域社会）において質の高い保健医療・福祉サービスを継続的に提供する保健医療・福祉提供体制を再構築する。

取組項目① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備

概要

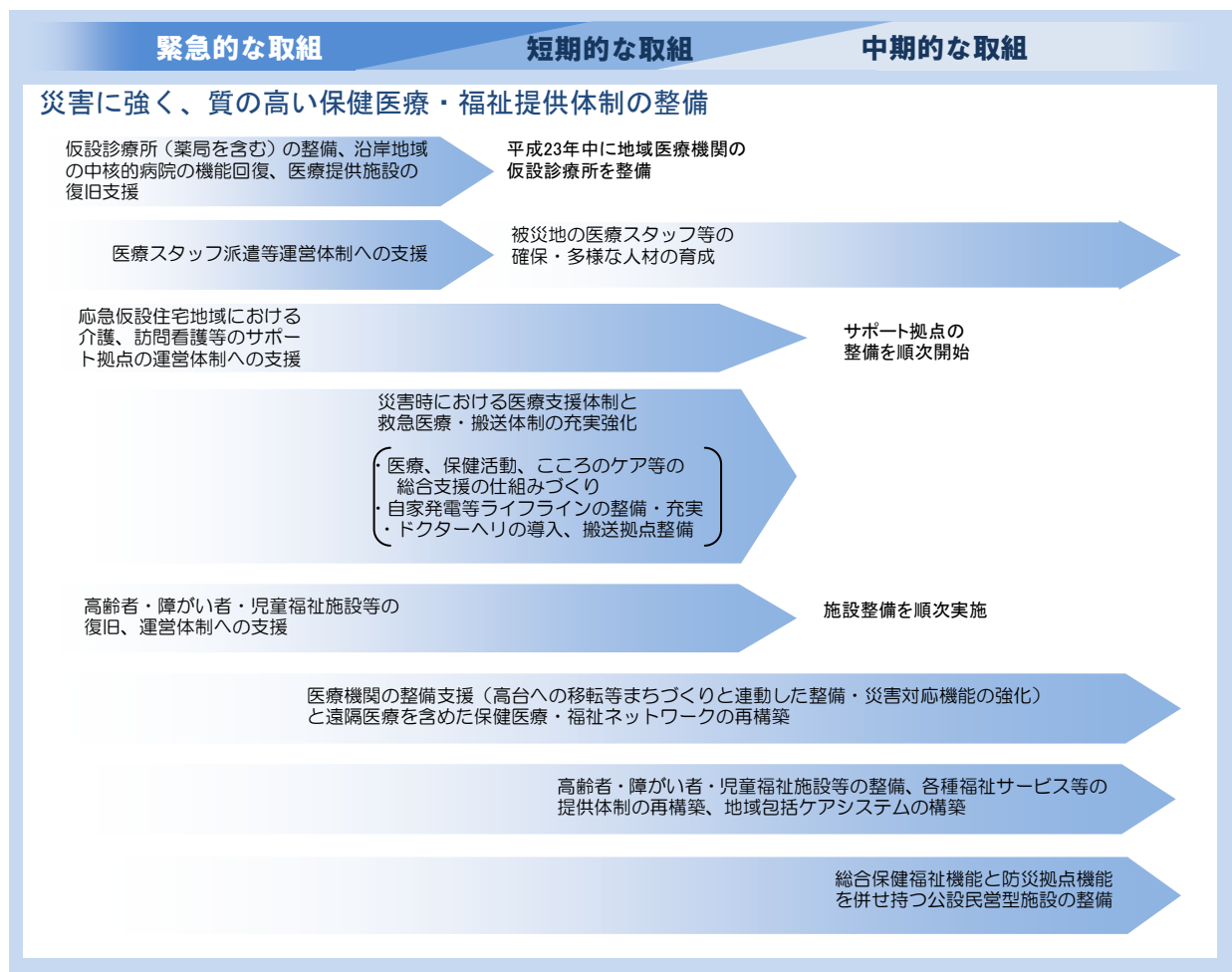
被災者の心身の健康を守るため、被災した医療提供施設及び社会福祉施設等の機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制を整備

◆ 保健医療・福祉提供体制の整備（イメージ図）



- **緊急的な取組**
 - ・ 医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援
- **短期的な取組**
 - ・ 災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進
 - ・ 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成
- **中期的な取組**
 - ・ 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健医療・福祉施設を整備
 - ・ 地域の保健医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築
 - ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 大規模な災害の発生に備え、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設を整備

復興への歩み



取組項目② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

概要

きめ細かな保健活動とこころのケア活動を推進するとともに、保護を必要とする子どもたちの養育を支援

➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の状況に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導、口腔ケア活動等の取組支援や「こころのケアチーム」による住民等へのこころのケアの実施
- ・ 被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図るとともに、震災孤児の適切な養育環境を確保

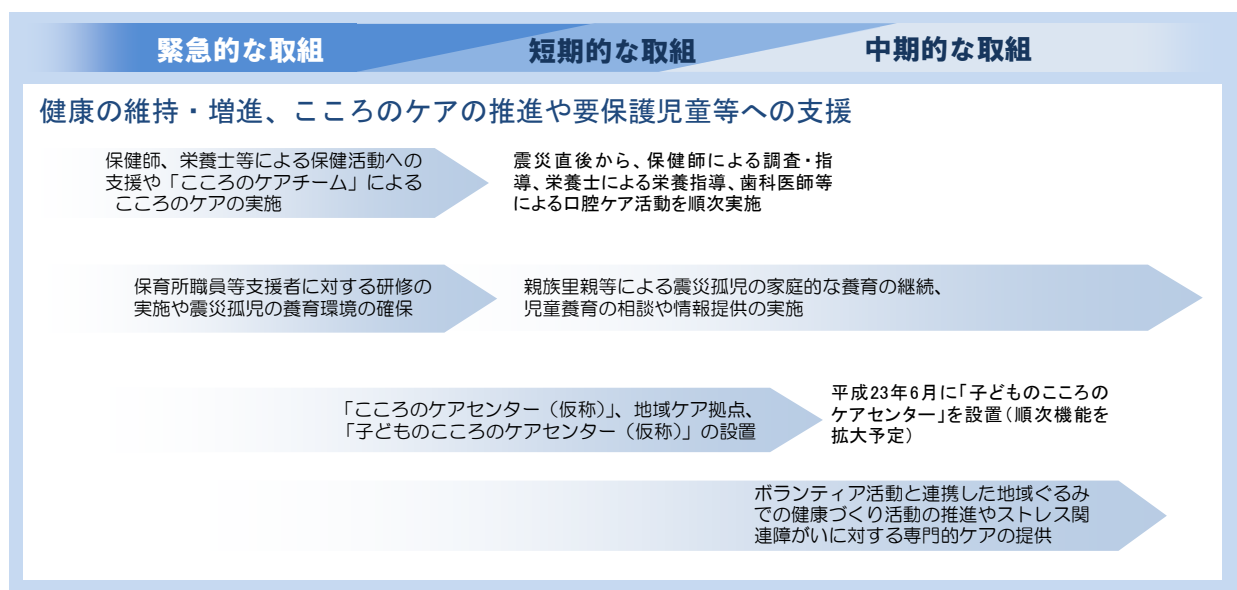
➤ 短期的な取組

- ・ 「こころのケアセンター（仮称）」等の設置や精神医療体制の強化により被災者に対するきめ細かなこころのケアを実施
- ・ 「子どものこころのケアセンター（仮称）」を設置し、被災した子どもに対するこころのケアや支援者への技術的支援を実施
- ・ 震災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による継続した支援を実施

➤ 中期的な取組

- ・ 地域のボランティア等多様な主体の参画による地域ぐるみでの健康づくり活動を推進
- ・ 精神保健医療福祉体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施
- ・ 長期にわたり子どものこころのケアを推進するため、被災児童に対する学校教育と連携した継続的な支援体制を整備

復興への歩み



「暮らし」の再建

III 教育・文化

■ 基本的考え方

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行うとともに、東日本大震災津波体験を踏まえた防災教育や復興に対する自己の在り方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムを進めることにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の復興を図る。

また、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動及び伝統文化等の保存と継承を支援する。

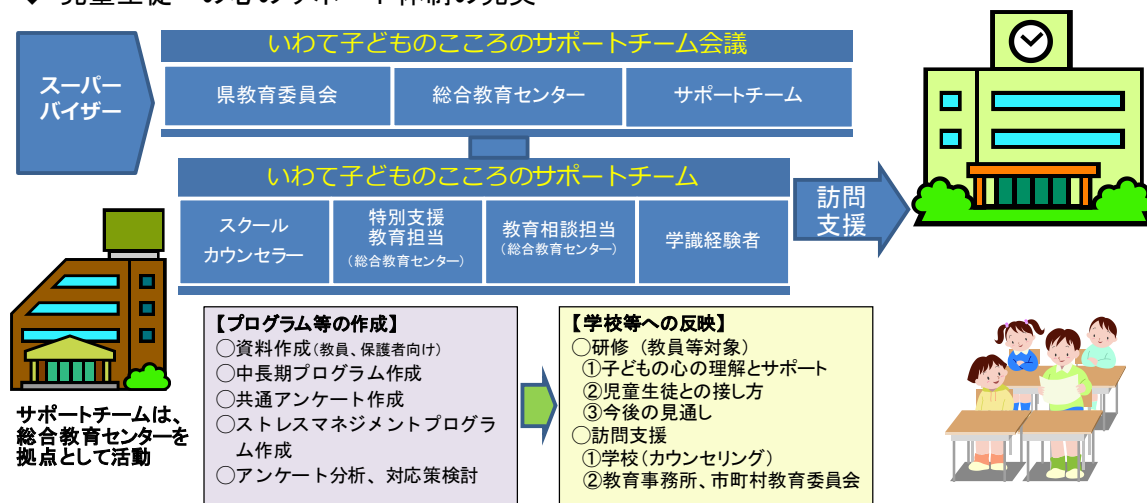
取組項目① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

概要

学校教育の早期正常化のため、被災等によって心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細かな対応や心のサポートのための体制強化を推進するとともに、児童生徒が安心して就学できる教育環境の整備を推進

また、大震災津波の体験を踏まえ、災害の知識や身の守り方、自己の在り方、復興における自分自身の役割、地域との関わり方、郷土の将来像の創造等、様々な要素を組み入れた「いわての復興教育」プログラムを構築

◆ 児童生徒への心のサポート体制の充実



○目的

今回の大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートのために、臨床心理士等で構成する「いわて子どものこころのサポートチーム」を結成し、組織的・継続的に支援を行う。

○県教育委員会の取組

- 県内の公立学校を対象に、同じ資料、様式を使用し、中長期にわたり「心のサポート」を実施する。
 - ・研修、訪問支援、緊急支援派遣の実施
 - ・中長期の「こころのサポート」プログラム等の作成
 - ・教員等向け資料作成及び「こころのファイル（仮称）」の作成

➤ **緊急的な取組**

- ・ 県内外の臨床心理士の被災校への派遣による児童生徒の適切な心のサポート
- ・ 「いわての復興教育」プログラムの作成及び各学校への導入と実践
- ・ 児童生徒が安心して就学するための学校施設の復旧整備と通学手段の確保
- ・ 被災児童生徒の学習支援等きめ細かな対応のための加配教員の配置
- ・ 「津波・震災孤児」等の支援のための「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度の創設

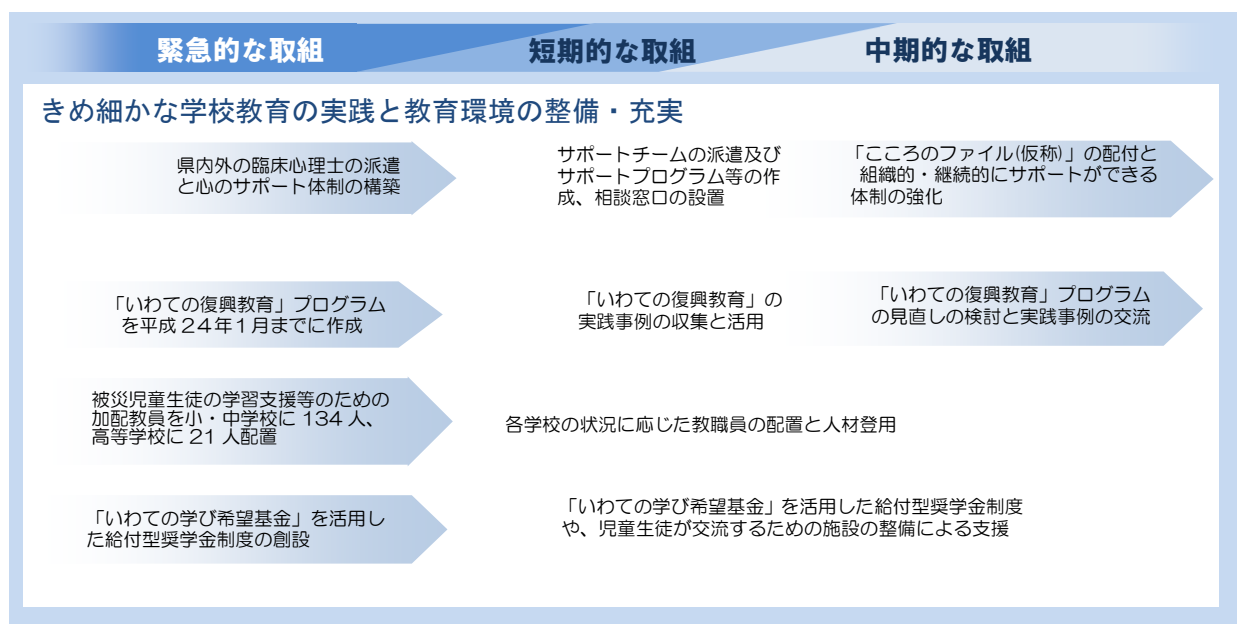
➤ **短期的な取組**

- ・ 「いわて子どものこころのサポートチーム」による県内公立学校への派遣や「こころのサポート」プログラム等の作成と県内臨床心理士による相談窓口の設置による個に応じた対応を関係機関と連携しながら実施
- ・ 「いわての復興教育」の実践事例の収集と活用

➤ **中期的な取組**

- ・ 児童生徒の心の相談経過を記録できる「こころのファイル（仮称）」を学校に配付し、作成ファイルに関係者で共有するなど、中長期にわたる児童生徒の心のサポートを推進
- ・ 「いわての復興教育」プログラムの見直しの検討と各学校における実践事例の交流
- ・ 災害等の発生時に応急避難場所としての機能を果たすことができる防災機能を兼ね備えた学校施設整備の推進
- ・ 被災児童生徒が在籍する各学校状況に応じた教職員の配置と人材登用
- ・ 「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度や、児童生徒が交流するための施設等の整備による継続的な支援

復興への歩み



取組項目② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

概要

文化芸術活動の早期復興を図るため、芸術文化施設等の機能回復を支援するとともに、被災地域の伝統的な文化芸術や文化財の保存と継承、活用を支援

➤ 緊急的な取組

- ・ 文化財レスキュー等による被災地域の歴史資料や文化財等の修復と保存

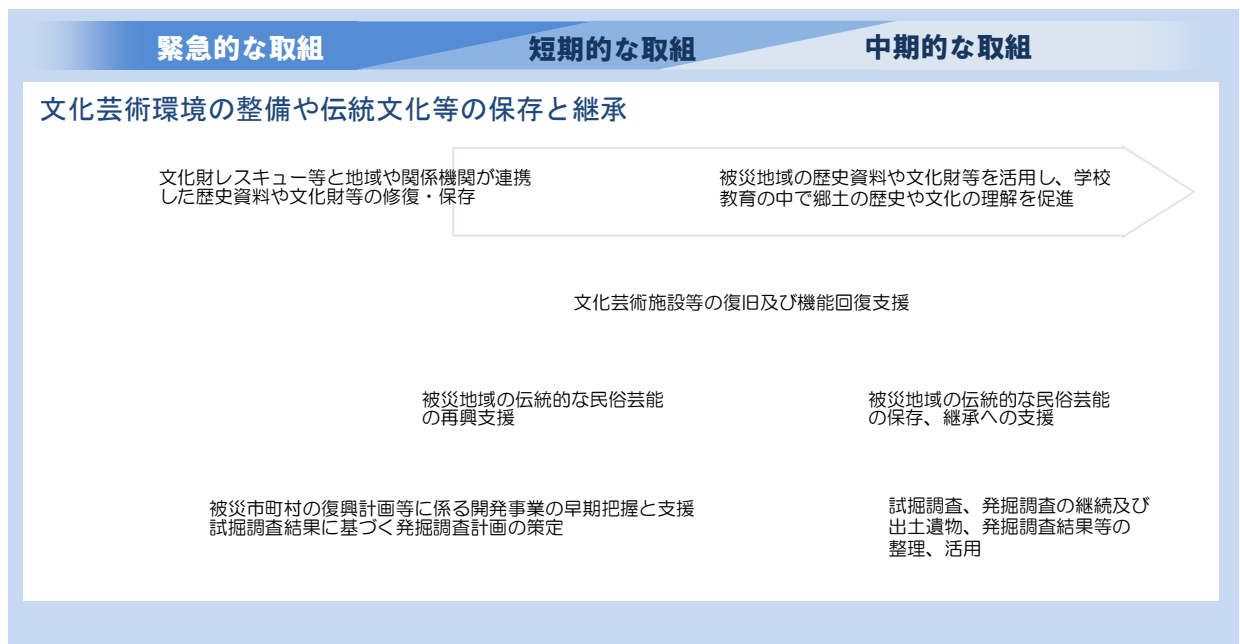
➤ 短期的な取組

- ・ 地域の芸術文化の拠点となる文化芸術施設等の復旧及び機能回復への支援
- ・ 被災地域の中で守り育まれてきた伝統的な民俗芸能の再興支援
- ・ 被災市町村の復興計画等に沿った埋蔵文化財調査体制の確立と調査の推進

➤ 中期的な取組

- ・ 文化芸術施設等整備の支援
- ・ 被災地域の歴史資料、文化財等を学校教育の中で活用し、郷土の歴史や文化の理解を促進
- ・ 被災地域の伝統的な民俗芸能の公演機会の確保や、学校と連携した民俗芸能の継承者の育成等による保存、継承への支援
- ・ 埋蔵文化財調査の継続と出土した資料の整理及び活用

復興への歩み



「暮らし」の再建

IV 地域コミュニティ

■ 基本的考え方

従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整える。

さらに、全ての人々が安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う等の「福祉のまちづくり」の観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。

また、県は、地域住民や「新しい公共」の担い手であるNPO・企業・市町村などと協働し、被災地域の住民が主役となって進める復興のまちづくりを支援する。

取組項目① 地域コミュニティの再生・活性化

概要

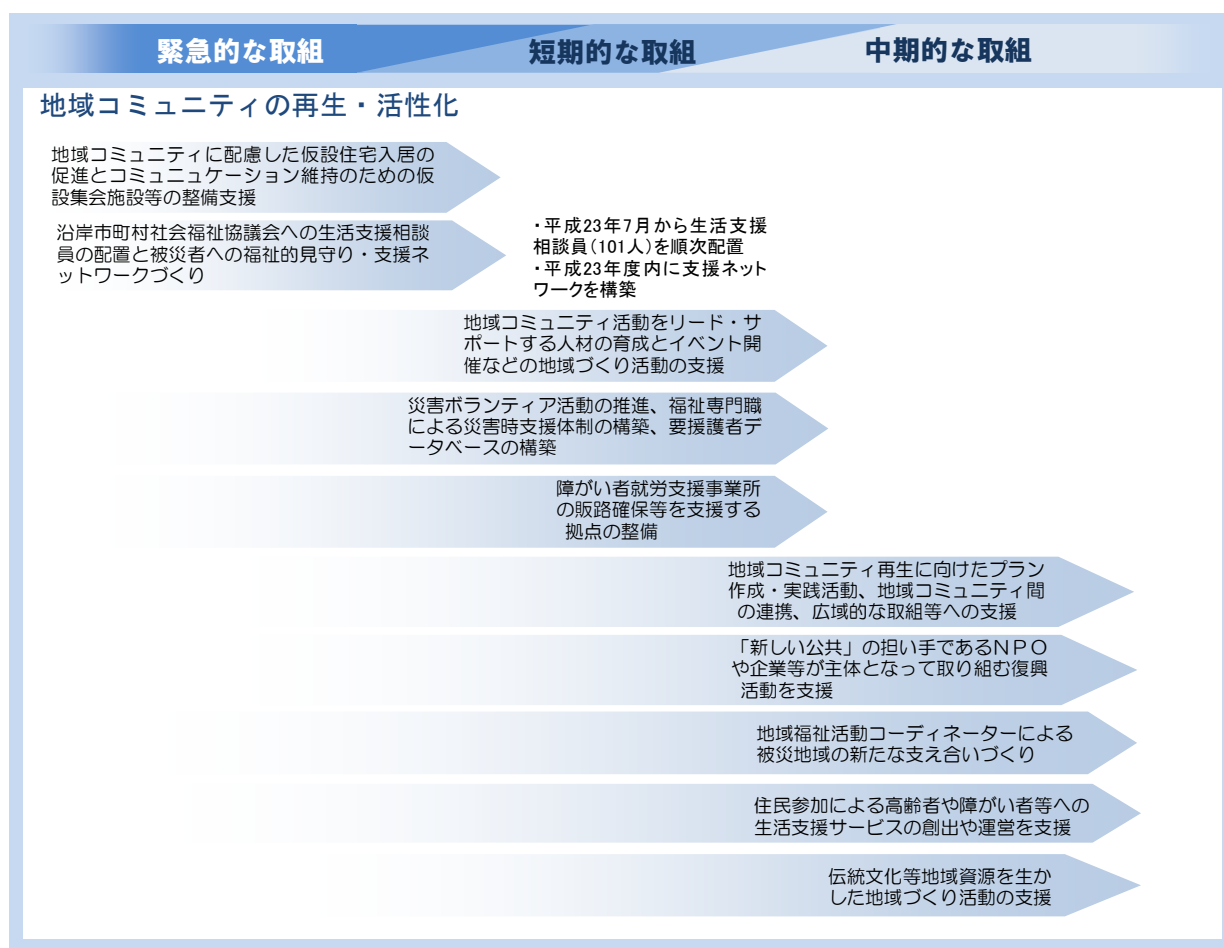
被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組の支援や、福祉コミュニティを確立するための体制づくり、地域の結束力の強化に向けた郷土芸能や文化活動を支援

◆ 地域コミュニティの再生・活性化策



- **緊急的な取組**
 - ・ 地域コミュニティに配慮した仮設住宅入居の促進とコミュニケーション維持のための仮設集会施設等の整備支援
 - ・ 応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化の防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築
- **短期的な取組**
 - ・ 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成とイベント開催などの地域づくり活動の支援
 - ・ 高齢者や障がい者等の要援護者に対する災害時支援体制づくりの推進
 - ・ 障がい者が地域で生活できる環境づくりを支援するため、障がい者の就労を支援
- **中期的な取組**
 - ・ 地域コミュニティ再生に向けたプラン作成・実践活動、コミュニティ間の連携、広域的な取組等への支援
 - ・ 「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
 - ・ 被災地域の全ての住民が安心して生活できるようにするため、住民等の主体的な参画により地域全体で高齢者や障がい者等の要援護者の生活を支援する体制づくりを推進
 - ・ 伝統文化等地域資源を生かした地域づくり活動の支援

復興への歩み



「暮らし」の再建

V 市町村行政機能

■ 基本的考え方

地域住民の安全・安心の確保のため、被災により住民に対する行政サービスの提供に支障が生じている市町村の行政機能の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりのランドデザイン（全体構想）を描ける環境を整える。

取組項目① 行政機能の回復

概 要

被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、人的支援や技術的助言などを実施

➤ 緊急的な取組

- ・ 県内外の自治体や県からの職員の派遣による人的支援と公的機関の機能等の早期復旧に向けた支援

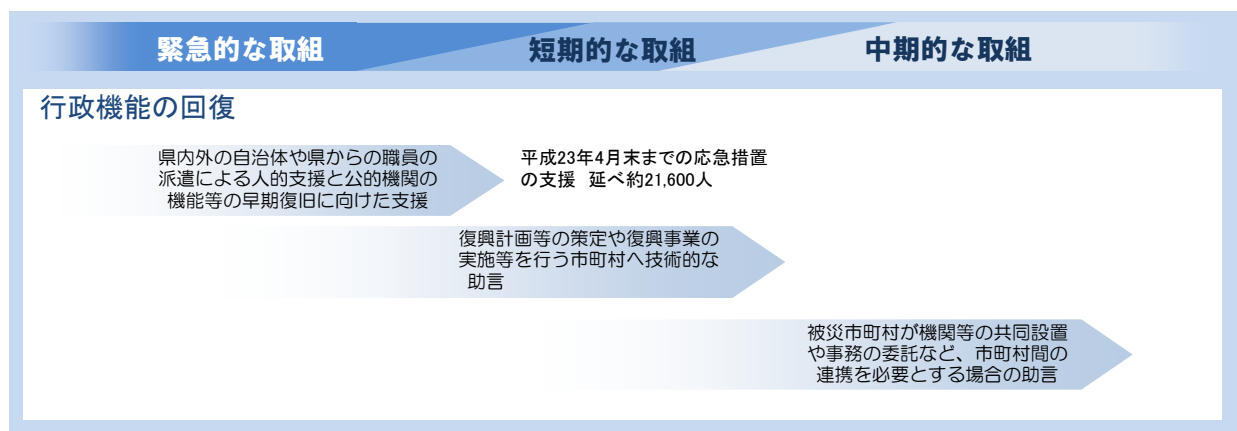
➤ 短期的な取組

- ・ 復興計画等の策定や復興事業の実施等を行う市町村への技術的な助言

➤ 中期的な取組

- ・ 被災市町村が機関等の共同設置や事務の委託など、市町村間の連携を必要とする場合の助言・支援

復興への歩み



「なりわい」の再生

I 水産業・農林業

■ 基本的考え方

〈水産業〉

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。

また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進する。

〈農林業〉

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性等を踏まえた生産性・収益性の高い農業を実現するため、園芸産地の形成や農地等の農業生産基盤、海岸保全施設等の復旧・整備を進める。

また、地域の木材加工体制の再生を図るため、被災した合板工場等の復旧・整備を支援するとともに、地域の防災対策を踏まえた防潮林等の復旧・整備を進める。

取組項目① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

概要

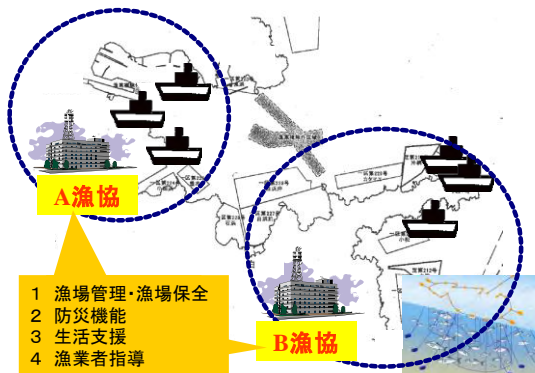
漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

◆ 漁業協同組合を核とした「共同利用システム」等の構築

● 岩手県の特徴（被害状況等）

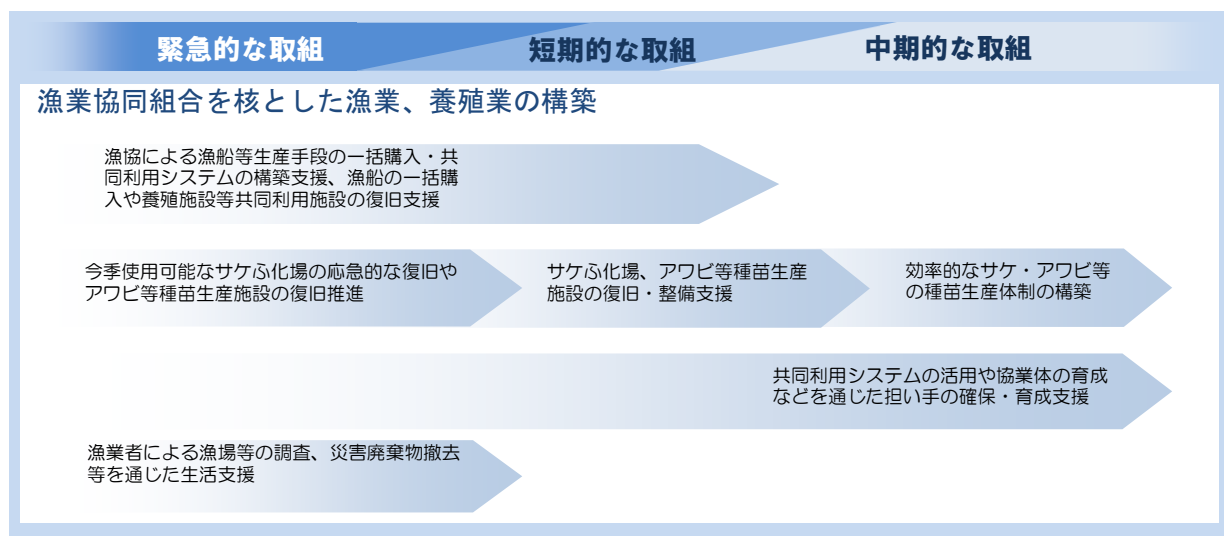
- 1 海面漁業・養殖業年間生産額に対する被害額が甚大
- 2 水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態
- 3 本県の漁業者は小規模経営体が多い
- 4 県下24漁協のうち、14漁協の事務所が流失・全壊

● 沿岸集落の地域コミュニティは水産業を通じて形成



- **緊急的な取組**
 - ・ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
 - ・ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
 - ・ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
 - ・ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援
- **短期的な取組**
 - ・ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
 - ・ サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
 - ・ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援
- **中期的な取組**
 - ・ 漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

復興への歩み

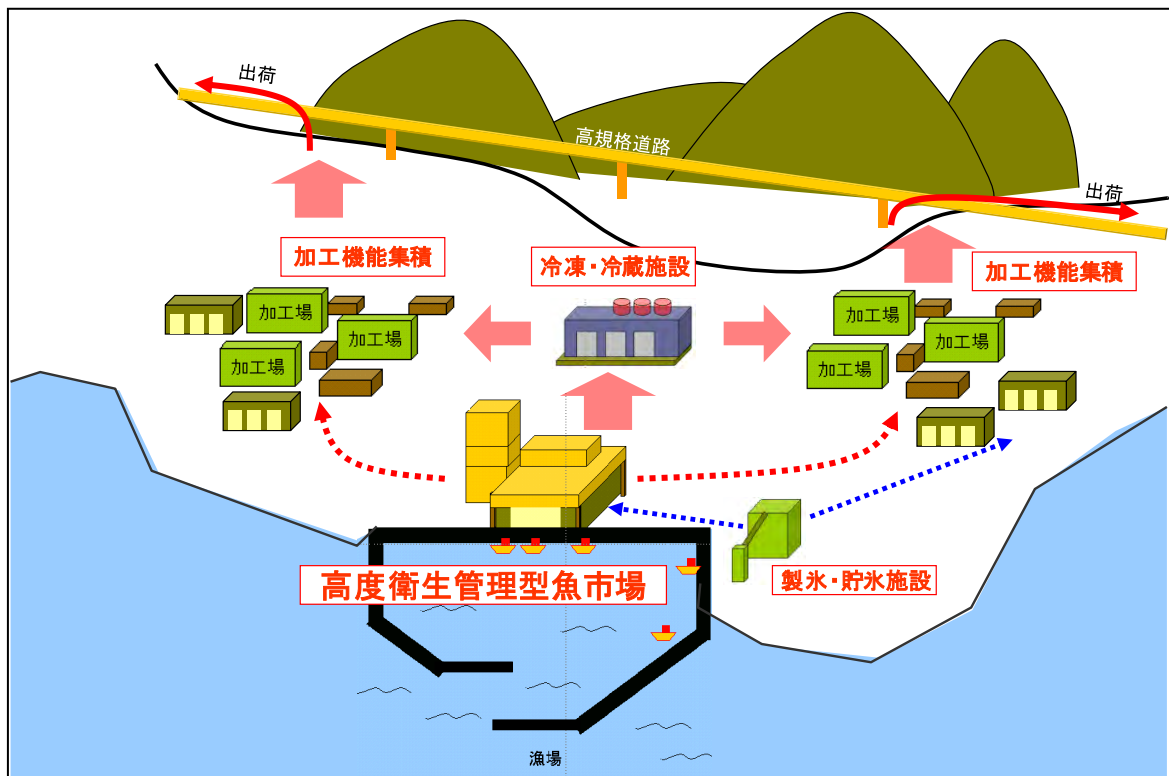


取組項目② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

概 要

中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設・設備・機器の復旧・整備や、加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を促進

◆ 産地魚市場を核とした流通・加工体制イメージ



➤ **緊急的な取組**

- ・ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
- ・ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
- ・ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実により企業再生を支援

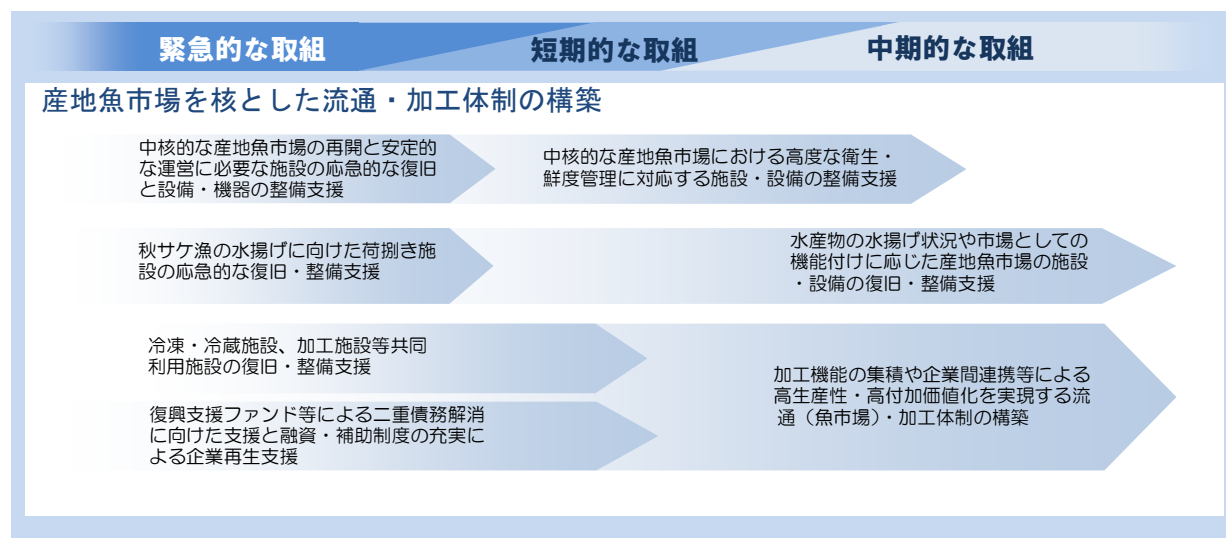
➤ **短期的な取組**

- ・ 水産物の水揚げ状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援
- ・ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援

➤ **中期的な取組**

- ・ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築

復興への歩み

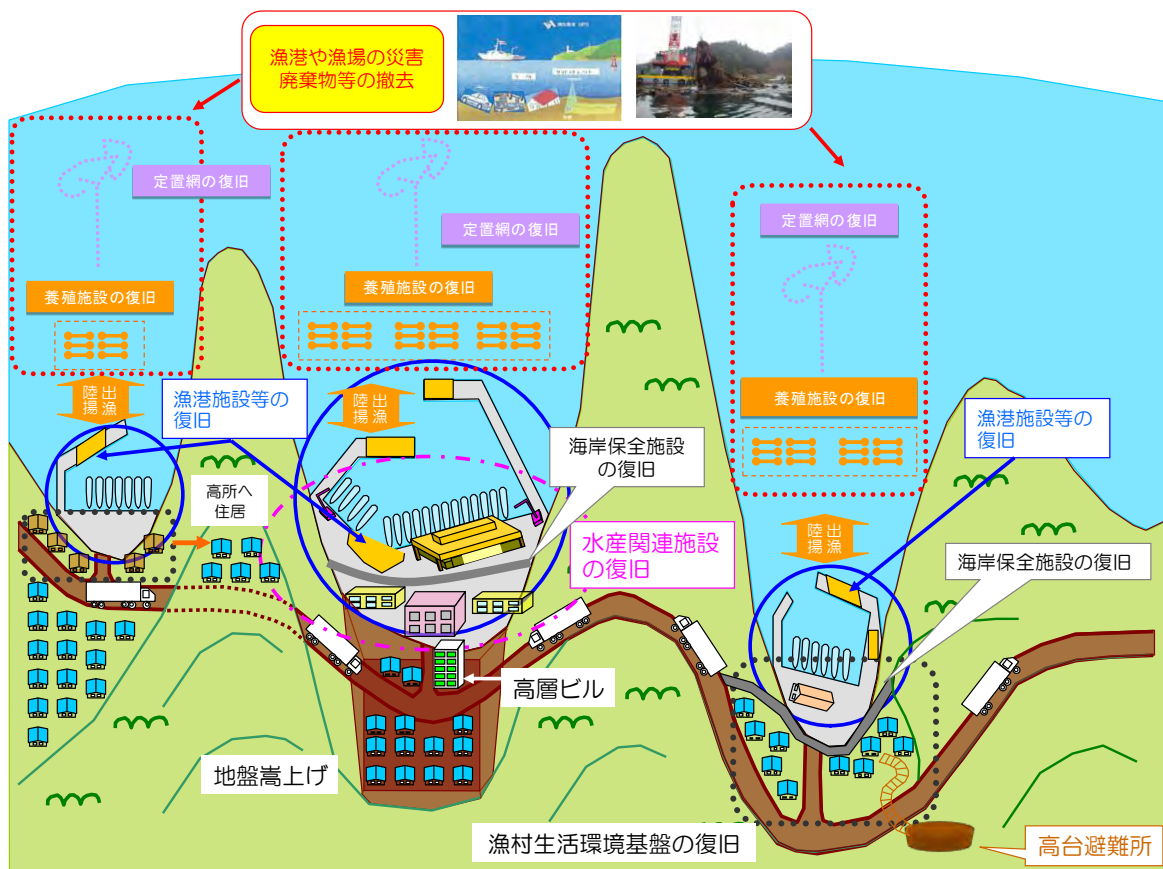


取組項目③ 漁港等の整備

概要

漁港・漁場の支障物・災害廃棄物（がれき）の早期撤去、当面の安全性や機能の確保のための漁港、海岸保全施設等の応急的な復旧を進めるとともに、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進

◆ 漁港・漁場・漁村生活環境基盤等の整備イメージ



- **緊急的な取組**
 - ・ 漁港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物を撤去
 - ・ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物を撤去
 - ・ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧
- **短期的な取組**
 - ・ 水産物の水揚げ状況や漁船の安全確保等の必要とされる機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
 - ・ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- **中期的な取組**
 - ・ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



取組項目④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

概要

早期の営農再開に向けた農地等の復旧を進めるとともに、沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 農地等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去や除塩対策の実施
- ・ 早期の営農再開に向けて、農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の応急的な復旧
- ・ カントリーエレベーターや農業倉庫等共同利用施設の復旧を支援
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設等の応急的な復旧
- ・ 当面の所得確保に向けた農産加工等の再開や秋冬期野菜（キャベツ等）の導入促進

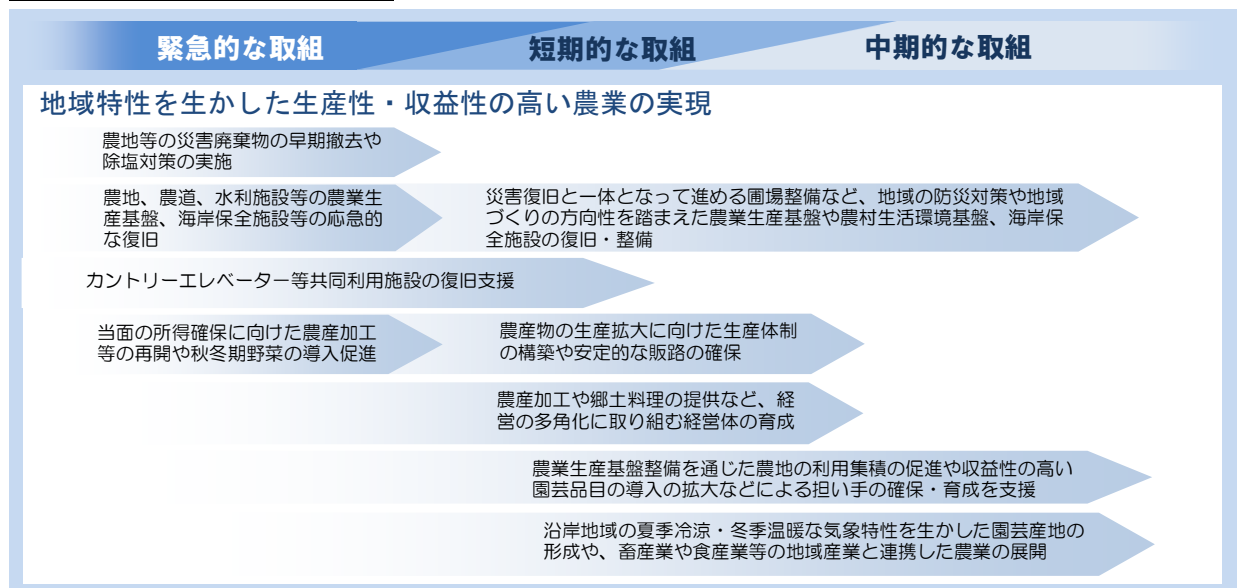
➤ 短期的な取組

- ・ 農産物の生産拡大に向けた生産体制の構築や安定的な販路の確保を支援
- ・ 農産加工や郷土料理の提供など、経営の多角化に取り組む経営体の育成
- ・ 農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の復旧・整備
- ・ 災害に強く快適な農村環境形成のための農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ・ 農業生産基盤整備を通じた農地の利用集積の促進や収益性の高い園芸品目の導入の拡大などによる担い手の確保・育成を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性を生かした園芸産地の形成や、畜産業や食産業等の地域産業と連携した農業の展開
- ・ 災害復旧と一体となって進める圃場の整備など、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



取組項目⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生

概 要

地域の木材を活用する合板工場等の復旧・整備を支援し、木材加工体制の再生を図るとともに、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた海岸保全施設等の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 早期の操業再開が可能な地域の木材を活用する合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 地域の合板工場等の被災により流通が停滞している原木の販路拡大を支援
- ・ 防潮林等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設の応急的な復旧

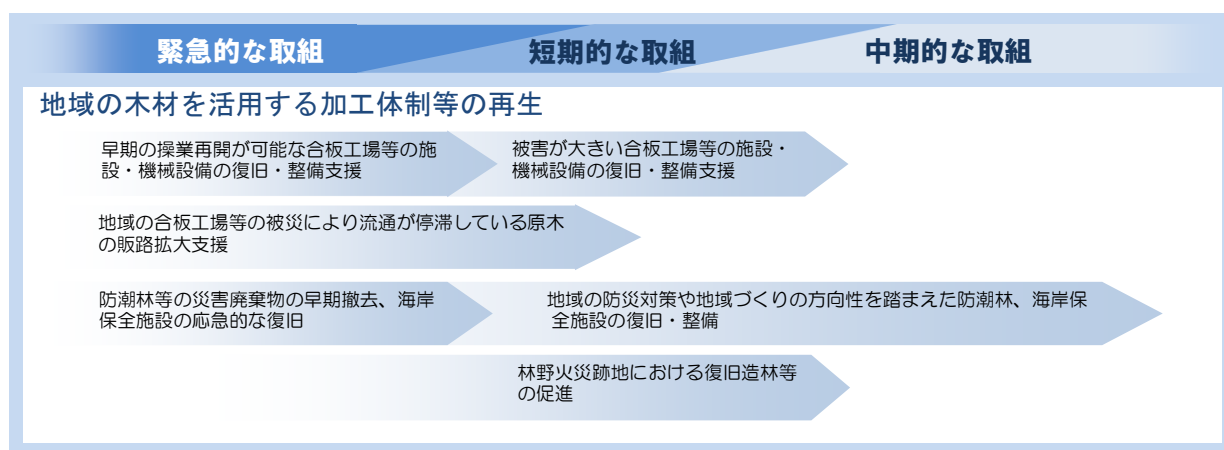
➤ 短期的な取組

- ・ 被害が大きい合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 林野火災跡地における復旧造林等の促進

➤ 中期的な取組

- ・ 地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた防潮林、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



「なりわい」の再生

II 経済産業

■ 基本的考え方

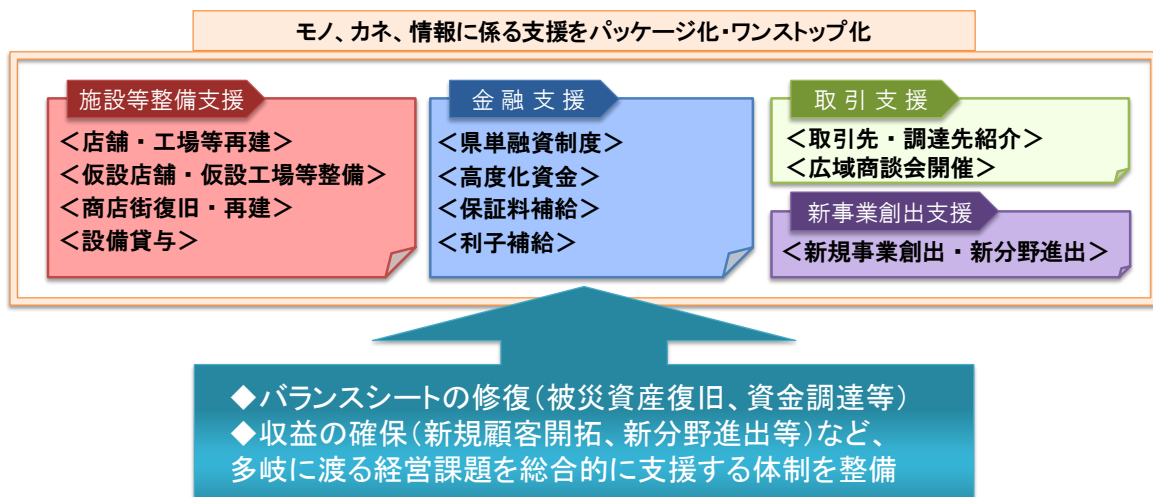
被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな商店街の再構築によるにぎわいの回復や地域の特性を生かした産業の振興を支援する。

取組項目① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組

概 要

被災地域の企業や商店街に向けた支援体制や助成制度を構築し、早期の事業再開を図るとともに、きめ細かなサポートにより地域産業を振興

◆ 中小企業等再建への支援体制



➤ 緊急的な取組

- ・ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備
- ・ 仮設店舗・工場など早期の事業再開に必要な施設等の整備支援や融資・助成制度の創設・拡充
- ・ 専門家派遣の拡充など経営相談体制の充実

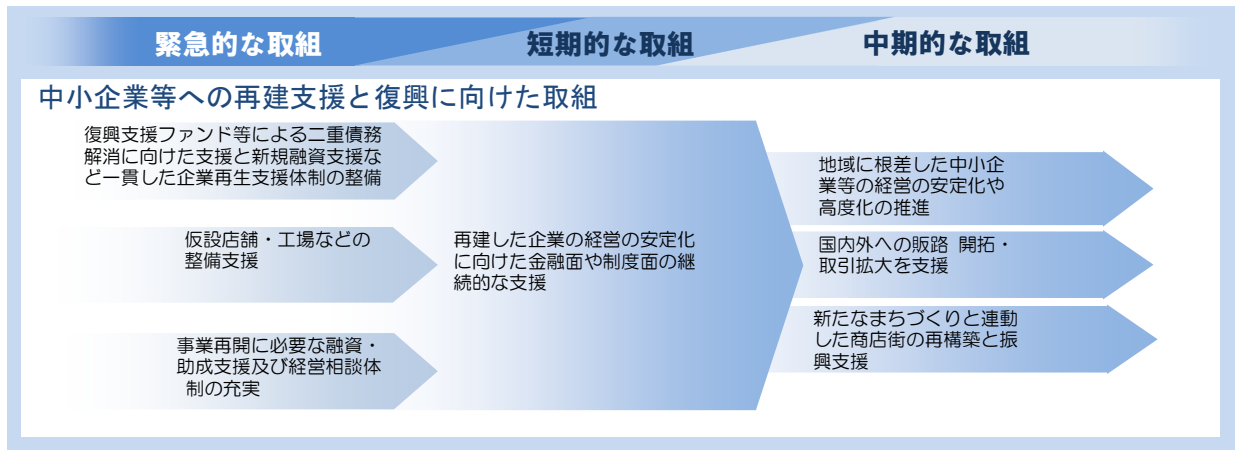
➤ 短期的な取組

- ・ 再建した企業の経営安定化に向けた金融面や制度面の継続的な支援

➤ 中期的な取組

- ・ 地域に根差した中小企業等の経営の安定化や高度化の推進
- ・ 国内外への販路開拓・取引拡大を支援
- ・ 新たなまちづくりと連動した商店街の再構築と振興支援

復興への歩み



取組項目② ものづくり産業の新生

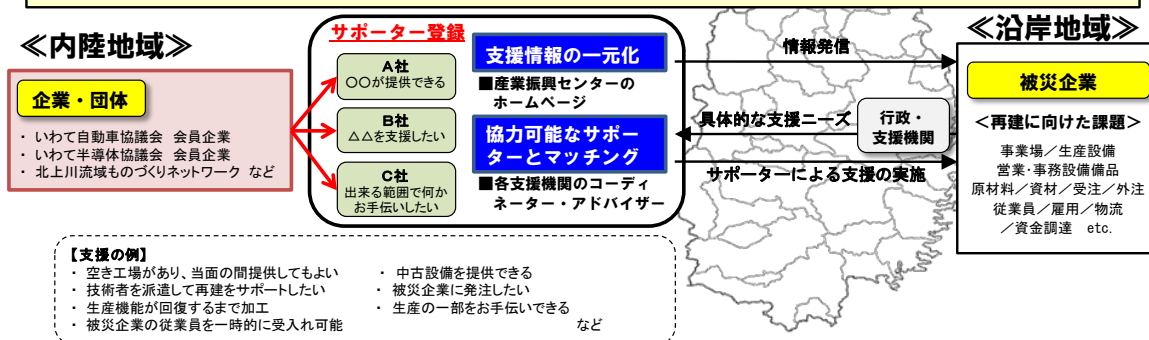
概要

被災企業の早期事業再開や地域の牽引役となる産業の早期回復を支援するとともに、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や更なる産業集積・新産業の創出を図ることにより地域経済の活性化を促進

◆ 沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制強化

■被災ものづくり企業支援サポーター登録制度

- ◆ねらい 被災したものづくり企業を官民が連携して支援。その早期の再建を促進。
- ◆取組内容 被災企業支援に賛同する企業等を「被災ものづくり企業支援サポーター」として登録
→ 被災企業の様々なニーズに対し、サポーターの可能な範囲での協力を得ながら支援を実施



- 【支援の例】
- ・ 空き工場があり、当面の間提供してもよい
 - ・ 技術者を派遣して再建をサポートしたい
 - ・ 生産機能が回復するまで加工
 - ・ 被災企業の従業員を一時的に受入れ可能
 - ・ 中古設備を提供できる
 - ・ 被災企業に発注したい
 - ・ 生産の一部をお手伝いできる

➤ 緊急的な取組

- ・ 被災企業の早期事業再開や被災地域の拠点企業等の早期回復を支援

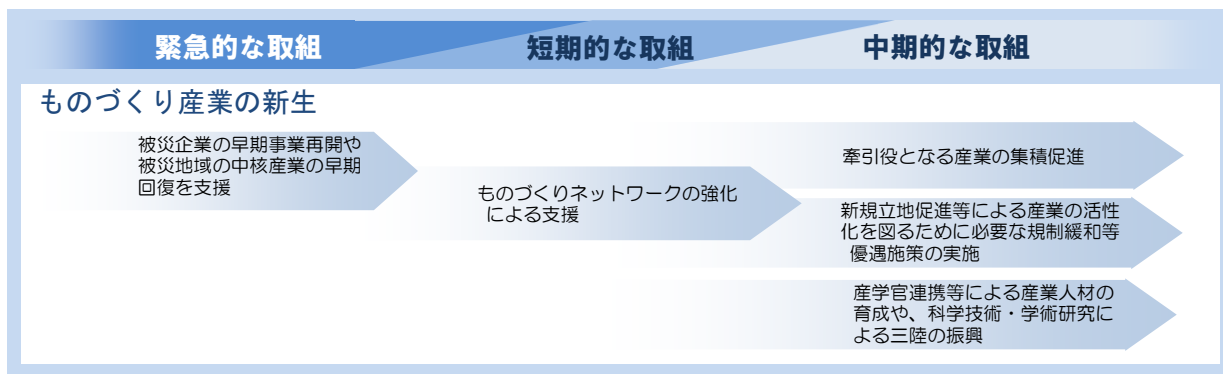
➤ 短期的な取組

- ・ 内陸のものづくり企業とのネットワーク構築等による企業間の相互支援を促進
- ・ サプライチェーンの維持・回復と取引拡大支援

➤ 中期的な取組

- ・ 牽引役となる産業の集積促進
- ・ 新規立地促進等による産業の活性化を図るために必要な規制緩和等優遇施策の実施
- ・ 産学官連携による産業人材の育成や、地域の特性を生かした科学技術や学術研究による三陸の振興

復興への歩み



「なりわい」の再生

III 観光

■ 基本的考え方

多くの観光資源が失われた沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、震災に負けない、がんばる岩手を広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立する。

取組項目① 観光資源の再生と新たな魅力の創造

概要

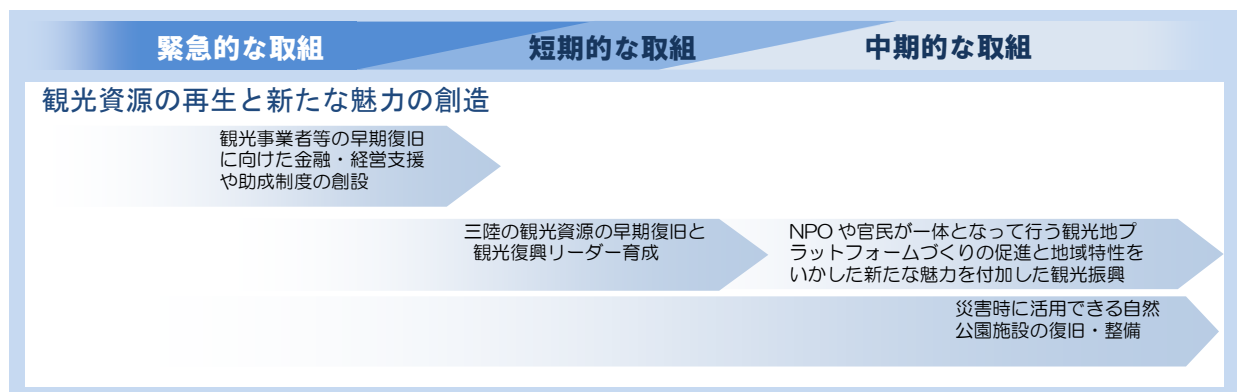
三陸沿岸観光の再構築を図るため、被災した沿岸地域の観光産業の早期再建に注力するとともに、きめ細かなサポートにより経営を支援し、観光に関わる官民一体となった観光地のプラットフォームづくりを促進
 また、災害を考慮した自然とのふれあいの場の提供など、安全・安心な観光地の構築による交流人口の増加

◆ 復興の動きと連動した観光地づくりプラットフォームの構築と誘客促進の取組イメージ



- **緊急的な取組**
 - ・ 観光事業者等の早期復旧に向けた金融・経営支援や助成制度の創設
- **短期的な取組**
 - ・ 早期に復旧可能な三陸の特色ある観光資源の情報発信や観光復興リーダーの育成支援
 - ・ 災害時に活用できる自然公園施設の復旧・整備
- **中期的な取組**
 - ・ 観光に関わる幅広い産業の連携やNPOや官民が一体となった観光地のプラットフォームづくりの促進
 - ・ 復興に合わせ新たな観光資源を開発するなど三陸沿岸観光を再構築し、津波・防災等の研究拠点やジオパークなど新たな魅力を付加した観光振興

復興への歩み



取組項目② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

概 要

震災被害等により沈滞する観光産業を支援し、岩手の歴史・文化・景観等に根差した観光資源の発掘・みがきあげによる誘客の促進を図るとともに、復興支援をきっかけとして生まれたつながりを大切にする「おもてなしの郷 いわて」として国際的な観光立県を確立

➤ 緊急的な取組

- ・ 自粛ムードにより沈滞した観光需要を喚起するため、国内外からの復興支援の取組に連動したキャンペーンを官民挙げて実施
- ・ 復興支援と連動したツアー商品の造成促進や各種キャンペーンを通じた宣伝・誘客活動の促進

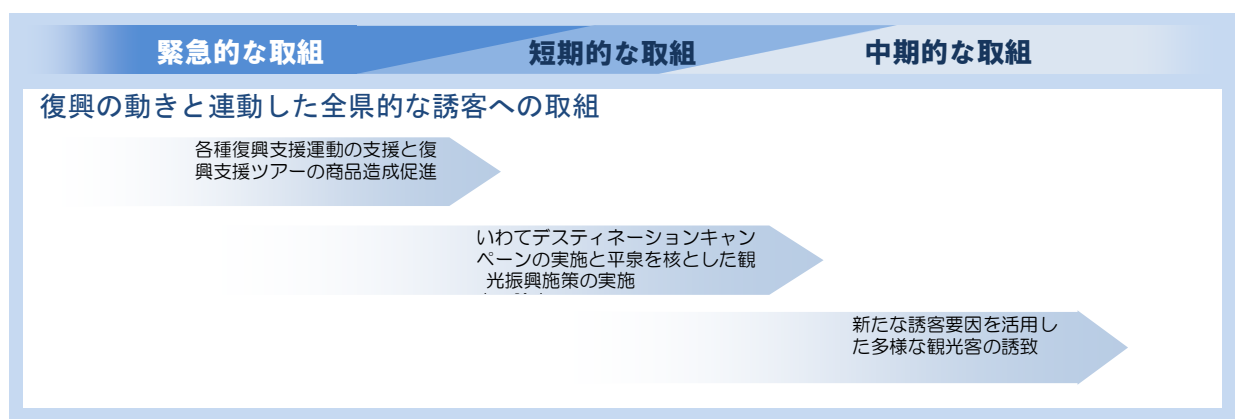
➤ 短期的な取組

- ・ いわてデスティネーションキャンペーンの実施と平泉文化遺産の世界遺産登録と連動する観光振興施策の実施

➤ 中期的な取組

- ・ 津波防災等の先駆的な取組を新たな誘客要因とした観光資源の創造及びそれらの情報発信による多様な観光客の誘致
- ・ 日本一の「おもてなし」の心と、歴史、文化、豊かな自然と暮らしが調和する国際的な観光立県の確立

復興への歩み



3 取組項目一覧

「安全」の確保

I 防災のまちづくり

○ 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

《緊急的な取組》

- ◆ 生活環境に支障が生じる災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ◆ 被災により危険性が著しく高まっている地域に関する情報提供
- ◆ 高潮や波浪に対する二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧
- ◆ 防潮堤等の海岸保全施設にまちづくり・ソフト施策を組み合わせた多重防災型のまちづくり計画等の策定
- ◆ 防災機能を強化したブロードバンド等の情報通信ネットワークの整備
- ◆ 災害情報等を的確に伝達する防災通信機能の復旧
- ◆ 被災地の良好な治安の確保に向けた治安基盤の強化

《短期的な取組》

- ◆ 計画的な災害廃棄物の処理を行うとともに、リサイクルを進めるなど、環境に配慮した処理を促進
- ◆ 防災拠点（警察署、消防署、学校、病院、庁舎等を含む）の復旧・整備及び災害時に効果的に機能させるための仕組みづくり
- ◆ 防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備
- ◆ 住宅や公共建築物の耐震化の促進
- ◆ 災害に強いライフラインの構築（電気、ガス、上下水道、浄化槽等）
- ◆ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となったJR及び三陸鉄道の復旧・整備
- ◆ 避難経路の充実をはじめとする迅速な避難体制の構築
- ◆ コミュニティの中心となる自主防災組織の育成・強化や大学等との連携による地域防災教育等の拠点形成など地域防災力の向上に向けた取組の促進

《中・長期的な取組》

- ◆ 防潮堤等の公共土木施設の整備
- ◆ 津波防災を考慮した土地利用に基づく建築物の誘導
- ◆ 災害発生時において応急対策の拠点として機能する広域防災拠点の整備（災害時における物流ターミナル基地、広域医療搬送拠点等）
- ◆ 複数の避難経路の確保等の高齢者など誰もが余裕を持って安全に避難できる体制の構築
- ◆ 災害に強い防災通信機能の整備
- ◆ 津波の脅威を風化させない防災教育等の充実
- ◆ 防災機能を強化した共同溝や汚水処理施設などの災害に強いライフラインの構築
- ◆ 通信設備の重要機能の地域分散や多ルート化、停電対策の強化など災害に強い情報通信ネットワークの構築
- ◆ 太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入促進
- ◆ 地域における防犯活動の促進

「中・長期的な取組」には、第2期を中心とする取組を記載しているが、第2期の期間中に着手を予定するものの、当該期間内に完了しない取組や計画期間を超える取組を含めて記載している。

◎ 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

《緊急的な取組》

- ◆ 住民生活を支える道路、汚水処理施設等の生活基盤の応急的な復旧

《短期的な取組》

- ◆ 住民の意向を踏まえた新たな生活環境に対応した道路、汚水処理施設等の生活基盤の整備
- ◆ ユニバーサルデザインの考え方に基づいたひとにやさしいまちづくりの推進
- ◆ 地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりの推進
- ◆ 災害遺構の保存や防災教育の充実等による「防災文化」の醸成と継承

《中・長期的な取組》

- ◆ 震災の記憶を未来へ語り継ぎ故郷への思いを継承するイベントの実施及びメモリアル公園等の拠点施設の整備

「安全」の確保

Ⅱ 交通ネットワーク

◎ 災害に強い交通ネットワークの構築

《緊急的な取組》

- ◆ 緊急輸送等のための迂回路の確保や道路の応急的な復旧
- ◆ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進

《短期的な取組》

- ◆ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備
- ◆ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備（三陸縦貫自動車道などの三陸沿岸地域の縦断軸、東北横断道釜石秋田線などの内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸）
- ◆ 緊急輸送道路などの耐震補強や道路防災施設等の整備
- ◆ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となったJR及び三陸鉄道の復旧・整備（再掲）
- ◆ いわて花巻空港の災害対応機能の強化（非常用電源、ターミナル機能等の充実）

《中・長期的な取組》

- ◆ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築
- ◆ 高規格幹線道路等を補完する国道、県道などを含めた災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築
- ◆ 工業製品、農林水産物などの生産拠点や観光地等へのアクセス道路の整備
- ◆ 耐震強化岸壁等の整備による港湾の機能拡充
- ◆ いわて花巻空港の航空ネットワークの充実

被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

《緊急的な取組》

- ◆ 短期間における宿泊施設への一時移送
- ◆ 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- ◆ 住宅ローンの二重債務の解消に向けた支援
- ◆ 義援金、被災者再建支援金等の支給による生活支援
- ◆ 生活福祉資金、災害援護資金等の貸付による生活支援
- ◆ 多言語による情報提供、相談対応の実施等外国人県民等[※]被災者の生活支援
- ◆ 応急仮設住宅の早期建設
- ◆ 公営住宅等の空き住戸の有効活用
- ◆ 公営住宅等に居住する被災者に対する家賃負担の軽減
- ◆ 住まいに関する相談窓口の開設
- ◆ 生活再建に向けた被災住宅の新築や修繕等に対する支援
- ◆ 避難施設や応急仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援

《短期的な取組》

- ◆ NPOや民生委員など関係機関との連携による相談機能の充実
- ◆ 安全で良質な災害公営住宅等の公的賃貸住宅の供給の推進
- ◆ 住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
- ◆ 安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給の推進

《中・長期的な取組》

- ◆ 安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給の推進（再掲）
 - ◆ 民間企業等と連携した分譲住宅の供給の推進
 - ◆ 避難機能や地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備
 - ◆ 高齢化対応の公営住宅の整備
 - ◆ 民間のサービス付高齢者向け住宅の普及
 - ◆ ICT（情報通信技術）を活用した市町村と地域住民との円滑なコミュニケーション環境の整備支援
- ※ 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。

雇用維持・創出と就業支援

《緊急的な取組》

- ◆ 雇用調整助成金や雇用保険等による労働者の雇用維持
- ◆ 雇用労働相談窓口の設置や巡回相談の実施
- ◆ 地域ジョブカフェなどワンストップサービス等によるきめ細かな生活・就労支援の実施
- ◆ 各種雇用対策基金の活用による雇用創出や復興需要等による雇用拡大に向けたマッチング支援
- ◆ 復興需要に対応する建設機械オペレーター養成など再就職等へ向けた職業訓練の拡充

《短期的な取組》

- ◆ 被災した離職者等を受け入れる企業の確保支援や、内陸地域の企業への雇用拡大の要請

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域産業の早期復興による安定的な雇用の場の創出を支援
- ◆ 設備等補助と人件費支援を合わせたパッケージ型国庫補助制度の創設
- ◆ 職業訓練等の実施による、新たな産業分野に対応する人材の育成

「暮らし」の再建

Ⅱ 保健医療・福祉

○ 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備

《緊急的な取組》

- ◆ 仮設診療所（薬局を含む）の整備や医療スタッフ派遣等運営体制への支援
- ◆ 沿岸地域における中核的病院の医療機能の回復
- ◆ 地域医療を担う診療所等の復旧への支援
- ◆ 応急仮設住宅地域における介護、訪問看護等のサポート拠点の整備
- ◆ 避難所から応急仮設住宅への移転など、居住環境の変化に対応した介護予防や介護・障がい福祉サービスの充実
- ◆ 介護保険施設、介護サービス事業所等の復旧、運営体制への支援
- ◆ 障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の復旧、運営体制への支援
- ◆ 障がい児の早期療育の場の確保
- ◆ 保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧、運営体制への支援

《短期的な取組》

- ◆ 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成
- ◆ 災害発生当初のDMAT（災害派遣医療チーム）活動と連動し、医療、保健活動、こころのケアなどを一体的に進める医療支援体制の充実・強化
- ◆ ドクターヘリの導入とヘリコプター搬送拠点の整備など搬送体制の充実・強化
- ◆ 医薬品等の備蓄、医療支援の拠点機能の強化など災害拠点病院の機能強化
- ◆ 医薬品、診療材料、燃料等の計画的な備蓄、調達体制の再構築
- ◆ 災害拠点病院等の自家発電装置、通信機器等の非常用設備の充実・強化

《中・長期的な取組》

- ◆ 医療機関の整備支援（高台への移転等まちづくりと連動した整備、災害対応機能の強化）
- ◆ 遠隔医療を含めた保健医療・福祉ネットワークの再構築
- ◆ 地域の医療、介護の充実を図る地域包括ケアシステムの構築と、拠点となる介護保険施設、介護サービス事業所等の整備
- ◆ 地域の障がい福祉サービスの拠点となる障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備
- ◆ 障がい児の専門的な相談支援体制の充実・強化
- ◆ 被災地域の子育てニーズに対応した保育所、放課後児童クラブ等の整備充実
- ◆ 防災機能を有する市町村保健センターや社会福祉施設等の整備
- ◆ 児童福祉施設、高齢者施設等の機能を有する“総合保健福祉施設”と防災活動、防災学習等の機能を有する“防災拠点施設”を同一の建物内で運営する公設民営型複合施設の整備

健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

《緊急的な取組》

- ◆ 避難所から仮設住宅への移転など、被災者の状況の変化に応じた保健師、栄養士等による保健活動や栄養指導、口腔ケア活動等への支援
- ◆ 市町村保健センターの機能回復への支援
- ◆ 「こころのケアチーム」による住民や支援者等に対する“こころのケア”の実施
- ◆ 保育所職員や行政職員等の支援者に対する研修の実施
- ◆ 遊びの場の提供等を通じた子どもの情緒の安定の維持、回復
- ◆ 個別訪問、調査の実施による被災孤児の適切な養育環境の確保

《短期的な取組》

- ◆ 支援者に対する技術的支援等を担う「こころのケアセンター（仮称）」や地域におけるケア拠点等の設置
- ◆ 精神科医療機関への業務支援等
- ◆ 支援者への技術的支援や子どもの精神的ケアを担う「子どものこころのケアセンター（仮称）」の設置
- ◆ 被災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による児童の養育に係る適切な相談や情報提供の実施

《中・長期的な取組》

- ◆ 新たな地域コミュニティ活動に配慮した健康づくり活動の推進
- ◆ 地域のボランティア活動と連携した健康づくりネットワークの再構築と充実
- ◆ 「こころのケアセンター（仮称）」及び地域におけるケア拠点を中核とする精神科医療ネットワークの充実
- ◆ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）などのストレス関連障害に対する専門的ケアの提供
- ◆ 「子どものこころのケアセンター（仮称）」と保育所や児童館、児童家庭支援センター、学校等との連携による子どものこころのケアの実施
- ◆ 親族里親等による家庭的な養護の継続
- ◆ ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援

「暮らし」の再建

Ⅲ 教育・文化

きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

《緊急的な取組》

- ◆ 県内外の臨床心理士の被災校への派遣による児童生徒の適切な心のサポート
- ◆ 大震災津波体験を踏まえた「いわての復興教育」の推進
- ◆ 学校施設の復旧整備と通学手段の確保
- ◆ 学校運営及び学校教育の早期正常化
- ◆ 被災児童生徒の学習支援等のための加配教員の配置
- ◆ 「津波・震災孤児」等の支援のための「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度の創設
- ◆ 教職員の居住環境の確保と心と体のケアの体制整備

《短期的な取組》

- ◆ 「いわて子どものこころサポートチーム」による県内公立学校への派遣
- ◆ 「こころのサポート」プログラム等の作成と県内臨床心理士による相談窓口の設置
- ◆ 「いわての復興教育」の実践事例の収集と活用

《中・長期的な取組》

- ◆ 児童生徒への心のサポートの充実
- ◆ 「いわての復興教育」の充実と各学校の取組支援
- ◆ 防災機能を強化した学校施設整備の推進
- ◆ 被災児童生徒が在籍する各学校の状況に応じた教職員の配置と人材登用
- ◆ 「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度や、児童生徒が交流するための施設等の整備による継続的な支援
- ◆ 教職員の心と体のケアの充実
- ◆ 学校、家庭、地域が一体となった教育復興に対する支援

文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

《緊急的な取組》

- ◆ 被災地域の歴史資料や文化財等の修復・保存

《短期的な取組》

- ◆ 文化芸術施設等の復旧及び機能回復への支援
- ◆ 文化芸術活動等の鑑賞や交流の場の提供による被災者等の支援
- ◆ 中学生・高校生の文化部活動への支援
- ◆ 被災地域の伝統的な民俗芸能の再興支援
- ◆ 被災市町村の復興計画等に沿った埋蔵文化財調査体制の確立と調査の推進

《中・長期的な取組》

- ◆ 文化芸術施設等整備の支援
- ◆ 学校等で行う文化芸術活動の取組への支援
- ◆ 被災地域の歴史資料や文化財等の活用
- ◆ 被災地域の伝統的な民俗芸能の保存、継承への支援
- ◆ 埋蔵文化財調査の継続、出土資料の整理及び活用

社会教育・生涯学習環境の整備

《短期的な取組》

- ◆ 公民館、図書館等の社会教育施設の復旧支援
- ◆ 各種施設における事業の再開支援や地域づくりに向けた社会教育の支援
- ◆ 地域人材を活用した被災地における児童生徒の居場所づくりの推進
- ◆ 教育振興運動による地域づくりの推進

《中・長期的な取組》

- ◆ 公民館、図書館等の社会教育施設整備の支援
- ◆ 社会教育施設における事業充実や人材育成等への支援
- ◆ 地域人材による学校教育及び社会教育を支援する体制づくりの推進
- ◆ 教育振興運動による地域課題解決に向けた取組の推進

○ スポーツ・レクリエーション環境の整備

《短期的な取組》

- ◆ スポーツ・レクリエーション施設の復旧・整備の支援
- ◆ スポーツ活動や健康づくりを支える医科学サポートの環境整備
- ◆ スポーツの活動場所、競技用具等に係る支援情報の提供
- ◆ 中学生・高校生の運動部活動の諸大会への参加支援
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動団体の運営体制への支援
- ◆ スポーツイベント等の開催や参加への支援

《中・長期的な取組》

- ◆ スポーツ・レクリエーション施設整備の支援
- ◆ 医科学サポートを活用したスポーツ活動や健康づくりの支援
- ◆ 総合型地域スポーツクラブの活性化への支援

「暮らし」の再建

IV 地域コミュニティ

○ 地域コミュニティの再生・活性化

《緊急的な取組》

- ◆ 応急仮設住宅等での避難生活における、従前の住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティを継続するための仮設集会施設等の整備などの支援
- ◆ 応急仮設住宅等での身近な相談窓口の設置と生活支援相談員の配置
- ◆ 応急仮設住宅等における安否・見守り活動の実施

《短期的な取組》

- ◆ 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成や地域コミュニティ活動の支援
- ◆ 災害ボランティア活動の推進
- ◆ 福祉マップづくりや福祉避難所の協定の促進
- ◆ 福祉専門職による災害時支援体制の構築や災害時に有用な要援護者データベースの構築
- ◆ 被災地域の障がい者就労支援事業所の販路確保等を支援する拠点の整備

《中・長期的な取組》

- ◆ 避難施設と地域コミュニティ機能を兼ね備えた集合住宅の整備（再掲）
- ◆ 被災地域の自立的復興を促進するため、地域コミュニティ再生に向けた地域づくり計画の作成や実践活動の他、地域コミュニティ間の連携・広域的な取組等への支援

- ◆ 「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
- ◆ 市町村が目指すモデル的な地域コミュニティ再生に向けた地域住民の主体的な取組の支援
- ◆ 外国人県民等との交流機会づくりや、地域コミュニティ活動への参加の支援
- ◆ 地域の伝統行事、伝統芸能等の地域資源を生かした地域づくり活動への支援
- ◆ 福祉に関する相談のワンストップ体制の構築
- ◆ 民生委員の地区割りの再編成による地域福祉活動の促進
- ◆ 地域福祉活動コーディネーターによる地域における新たな支え合いの醸成
- ◆ 住民参加による高齢者や障がい者等への生活支援サービスの創出や運営の支援
- ◆ 福祉コミュニティづくりへの高齢者の参加促進
- ◆ 地域の福祉施設を中核とした障がい者の生活支援体制の構築
- ◆ 障がい者の就労スペースと商業施設の一体的な整備

「暮らし」の再建

V 市町村行政機能

○ 行政機能の回復

《緊急的な取組》

- ◆ 県内外の自治体や県からの一般事務職や専門職の派遣による人的支援
- ◆ 市町村行政に必要な基礎的資料の整備や公的機関の機能の早期復旧に向けた支援

《短期的な取組》

- ◆ 復興計画等の策定や復興事業の実施等を行う市町村への技術的な助言

《中期的な取組》

- ◆ 被災市町村が地方自治法に定める機関等の共同設置や事務の委託など、市町村間の連携を必要とする場合の助言・支援
- ◆ 市町村の公共的サービスへのICT（情報通信技術）の導入支援

漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

《緊急的な取組》

- ◆ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
- ◆ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
- ◆ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
- ◆ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援

《短期的な取組》

- ◆ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
- ◆ サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
- ◆ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

《緊急的な取組》

- ◆ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
- ◆ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
- ◆ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
- ◆ 国等で行う施設・設備整備補助や仮設工場貸付事業などへのコーディネート
- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実により企業再生を支援
- ◆ 各種助成制度・融資制度を円滑に活用するため、商工支援団体等と連携した事業協同組合等の協業化支援や地域の中核企業を中心とした企業間連携の促進

《短期的な取組》

- ◆ 水産物の水揚げの状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援
- ◆ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築
- ◆ 希望ファンド・農商工連携ファンド等の活用による付加価値の高い商品開発の支援
- ◆ 三陸ブランドの復活をアピールする国内外への販路拡大支援

○ 漁港等の整備

《緊急的な取組》

- ◆ 漁港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物を撤去
- ◆ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物を撤去
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧

《短期的な取組》

- ◆ 水産物の水揚げ状況や漁船の安全性確保等の必要とされる機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
- ◆ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境整備、海岸保全施設の復旧・整備

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

○ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

《緊急的な取組》

- ◆ 農地等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去や除塩対策の実施
- ◆ 早期の営農再開に向けて、農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の応急的な復旧
- ◆ カントリーエレベーターや農業倉庫等共同利用施設の復旧を支援
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設等の応急的な復旧
- ◆ 当面の所得確保に向けた農産加工等の再開や秋冬期野菜（キャベツ等）の導入促進
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 農産物の生産拡大に向けた生産体制の構築や安定的な販路の確保を支援
- ◆ 農産加工や郷土料理の提供など、経営の多角化に取り組む経営体の育成
- ◆ 農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の復旧・整備
- ◆ 災害に強く快適な農村環境形成のための農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ◆ 農業生産基盤整備を通じた農地の利用集積の促進や収益性の高い園芸品目の導入の拡大などによる担い手の確保・育成を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成や、畜産業や食産業等の地域産業と連携した農業の展開
- ◆ 災害復旧と一体となって進める圃場の整備など、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ◆ 市町村、団体との連携による新規就農者や地元企業等の新たな担い手の確保・育成

○ 地域の木材を活用する加工体制等の再生

《緊急的な取組》

- ◆ 早期の操業再開が可能な地域の木材を活用する合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ◆ 地域の合板工場等の被災により流通が停滞している原木の販路拡大を支援
- ◆ 森林組合による高性能林業機械等の再整備を支援
- ◆ 防潮林等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設の応急的な復旧
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 被害が大きい合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ◆ 林野火災跡地における復旧造林等の促進

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた防潮林、海岸保全施設の復旧・整備

「なりわい」の再生

Ⅱ 経済産業

○ 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組

《緊急的な取組》

- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備
- ◆ 仮設店舗・工場の整備等や空き工場・団地の斡旋による一時的な事業スペースの確保支援
- ◆ 仮設商店街の開設等による地域で失われた商機能回復のための支援
- ◆ 早期の事業再開に向けた融資制度の拡充や補助制度の創設等による金融支援の実施
- ◆ 国や商工支援団体と連携した専門家派遣の拡充など多様な相談に対応するワンストップ経営相談体制の確立
- ◆ 事業協同組合等の協業化支援や地域の中核企業を中心とした企業間連携の促進
- ◆ 首都圏アンテナショップの活用や全国の復興支援フェアへの協力など、被災した地場産業を支援する国内外への積極的な情報発信の実施

《短期的な取組》

- ◆ 経営の安定に資するための各種優遇税制措置や地方税減免

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域に根差した中小企業等の経営の安定化や高度化の推進
- ◆ 一次産業と連携した高生産性・高付加価値化を実現する食産業の振興
- ◆ 三陸ブランドの復活をアピールする国内外への販路拡大支援（再掲）
- ◆ 新たなまちづくりと連動した商店街の再構築と振興支援

ものづくり産業の新生

《緊急的な取組》

- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備（再掲）
- ◆ 仮設店舗・工場の整備等や空き工場・団地の斡旋による一時的な事業スペースの確保支援（再掲）
- ◆ 被災企業に対する金融支援、企業間連携の促進等きめ細かな早期回復支援

《短期的な取組》

- ◆ 経営の安定に資するための各種優遇税制措置や地方税減免（再掲）
- ◆ 内陸のものづくり企業とのネットワーク構築等による企業間の相互支援を促進
- ◆ サプライチェーンの維持・回復と取引拡大支援
- ◆ 学校と産業界との連携による現場実習やインターンシップの実施等の取組を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 牽引役となる産業の集積を促進するとともに、内陸地域の関連企業と沿岸企業とのパイプを強化し沿岸ものづくり企業の復興を支援
- ◆ 新規立地促進による産業の活性化を図るために必要な規制緩和の実施や本格操業に向けた工場整備等支援
- ◆ 地域産業の競争力を強化するため、産学官連携による産業人材の育成
- ◆ 三陸の資源や特性を生かした科学技術振興や学術研究とその拠点形成
- ◆ 災害に強い低炭素社会対応型の各種インフラの整備や先駆的なIT産業の誘致等による新産業の創出

○ 観光資源の再生と新たな魅力の創造

《緊急的な取組》

- ◆ 早期の事業再開に向けた融資制度の拡充や補助制度の創設等による金融支援の実施（再掲）
- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 経営の安定に資するための各種優遇税制措置や地方税減免（再掲）
- ◆ 三陸ならではの体験型観光素材の早期復旧支援
- ◆ 漁業や食産業の復旧と連動し、三陸の魅力を旅行エージェント等や復興支援フェアを通じて情報発信
- ◆ 観光コーディネーター等の活用による観光復興リーダーの育成支援
- ◆ 自然公園歩道などの施設復旧・整備による、自然とのふれあいの促進
- ◆ 災害時に活用できる自然公園施設の整備

《中・長期的な取組》

- ◆ 観光に関わる幅広い産業間の連携を促進し、県民、NPO、行政等が一体となった観光地のプラットフォームづくりの促進
- ◆ 養殖漁業の復興と連携した新たな観光資源の開発等による三陸沿岸観光の再構築
- ◆ 津波・防災等の研究拠点やジオパークなど新たな魅力の付加による観光の振興

○ 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

《緊急的な取組》

- ◆ 自粛ムードの解消に向けた取組（つなげる・つながる・まごころ運動）への支援
- ◆ 復興支援と連動したツアー商品の造成促進や各種キャンペーンを通じた宣伝・誘客活動の促進

《短期的な取組》

- ◆ 全国各地、海外からの多くの支援、激励への感謝を示す国内外への情報発信
- ◆ 復興支援の要素を加味した「いわてデスティネーションキャンペーン」の実施
- ◆ 平泉文化遺産の世界遺産登録と連動した国内外へ向けた観光振興施策の実施
- ◆ 新たな空路を活用した観光客等の誘致促進
- ◆ 新たなつながりを大切にした交流人口の拡大
- ◆ 様々な媒体を用いた岩手の魅力の発信

《中・長期的な取組》

- ◆ 三陸沿岸の景観・食の魅力に加え、津波防災等の先駆的な取組を誘客要因とした観光資源の創造と、それらの情報発信による多様な観光客の誘致
- ◆ 復興支援の交流をベースとしたツアーや復興支援番組・映画の誘致など、交流連携による観光の振興
- ◆ 日本一の「おもてなし」の心と、歴史・文化、豊かな自然と暮らしが調和する国際的な観光立県を確立

- この章では、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、復興を象徴し、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、これを体現するリーディング・プロジェクトとして「三陸創造プロジェクト」を掲げる。
- 「三陸創造プロジェクト」は、「第4章 復興に向けた具体的取組」に掲げる10分野の取組とともに、目指す姿の実現に向け、これらの分野を越えて横断的に取り組むものであり、地域における新しい価値の創造を目指しながら、県民に将来の夢と希望をもたらす取組として実施するものである。＜横断性・創造性＞
- また、三陸地域の産業や暮らし、歴史・文化、地理的条件などを踏まえ、三陸らしさなど地域の資源や特性を最大限に生かしていくものである。＜独自性＞
- このプロジェクトには、計画期間内での実現を目指しつつ、より長期的な展望を踏まえ、計画期間を越えて取り組む事項も含まれている。＜長期性＞
- このプロジェクトは、復興に向けて、県民はもとより、関係団体、企業、NPOや大学等の高等教育機関など、多様な主体と共に連携していくという計画推進の考え方にに基づき、今後、幅広く意見や提言を伺いながら、具体化を進めていくものである。＜多様な主体との連携＞

＜※想定されるプロジェクト例＞

【科学技術分野】

〔主な取組例〕

- 国際的な防災研究拠点の形成と国内外の防災研究ネットワークの構築
- 三陸の「海」の資源を活用した新産業創出等に向けた産学官連携による海洋研究拠点の形成
- 国際リニアコライダー（ILC）を核とした国際学術支援エリアの形成
- ジオパーク構想の推進に向けた取組

【環境共生・自然エネルギー分野】

[主な取組例]

- 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入促進
- バイオマス資源等を地域で循環させるシステムの構築
- LED照明・街灯やプラグインハイブリッド自動車等の普及など省エネルギー設備・技術の導入促進
- 災害時等において必要な再生可能エネルギーが安定供給される環境整備

【津波災害の次世代への継承】

[主な取組例]

- 津波資料館（アーカイブセンター）を拠点とした津波災害の記録収集や展示による次世代への確実な経験の継承
- 防災拠点としての機能を有するメモリアル公園の整備
- 震災津波体験者による記憶・教訓の伝承
- 防災機能を強化した「新しい学舎（まなびや）」を拠点とした復興を担う次世代の人材育成

【産業振興分野】

[主な取組例]

- 「ものづくり特区」など総合的な支援策の実施によるものづくり産業の振興
- コバルト合金やナノカーボン等の新素材関連研究拠点の形成と新産業の創出
- 高付加価値を有する多様な製品が産み出される水産加工拠点の形成
- 災害に強い物流インフラや通信インフラの構築など三陸地域の産業を支える基盤整備

【新たな交流による地域づくり】

[主な取組例]

- 三陸復興国立公園（仮称）の創設を契機とした体験・滞在型観光の展開
- 平泉の文化遺産の世界遺産登録を契機とした歴史・文化を生かした地域づくりの推進
- 芸術家などの長期滞在による創作活動の支援を通じた文化芸術創造拠点の形成

1 市町村と連携した復興の取組

(1) 被災市町村との連携

復興の実現に向けて、県は、被災市町村の状況と復興に向けた考え方を十分に踏まえて計画を策定し、県の取組を重点的に進めるとともに、制度的、人的・技術的な面などから被災市町村の取組を最大限支援することが重要である。

このため、復興に向かって歩みを進めるに当たっては、被災状況や土地利用の状況、産業構造等の地域特性を十分に尊重しつつ、被災市町村の復興計画等の策定段階や実施段階など、それぞれのステージにおいて当該市町村との連携を図りながら、復興が着実に達成されるよう取組を推進する。

(2) 内陸市町村との連携

今回の大震災津波においては、発生直後から被災地の後方支援活動拠点として様々な支援を行っている遠野市をはじめ、内陸地域の市町村による被災地への支援が継続的に実施されている。

こうした中、内陸地域の市町村においても、直接的な被害や社会経済的な影響が及んでいることから、復興に向けては、沿岸地域と内陸地域の連携による全県一体となった継続的な取組が重要であり、県として、内陸市町村とも情報共有・意見交換を密にしながら十分な連携を図り、県全体として痛みと希望を分かち合いつつ、長期的な視野に立った取組を推進する。

2 県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携

今回の大震災津波の発生以降、県民はもとより、全国や海外から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されている。被災者の「暮らし」の再建や「なりわい」の再生などの復興に向けた取組に当たって、こうした県民、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関をはじめとした多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割は大きい。

「いわて県民計画」においても、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合い総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を推進してきたところであり、復興に向けても、こうした「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、民間を中心とした多様な復興活動の展開のための連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援する。

また、災害直後からの救援・復旧に当たって全国や海外と培われたつながりの芽を大切に、引き続き、復興に向けた多様な連携の輪を広げていく。

復興に向けた多様な主体との連携のイメージ



3 国家プロジェクトとしての復興の提案等

今回の大震災津波は、被害の広域性・甚大性から、県や市町村において対応できる範囲を大きく超える国家的な災害となっている。

また、本県沿岸地域をはじめとする東北の被災地が今回の大震災津波からの復興を遂げることは、日本全体の復興と、更なる発展に結び付くものである。

このため、国として、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取組に対する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施も含め、国家プロジェクトとして主体的に取り組み、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資、被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設など、復興に向けた必要な措置を講じるよう、県として提案等を行っている。

この計画により、県としての復興の方向性と取組を明らかにしながら、引き続き、国に対して必要な提案等を行っていく。

4 他の地方公共団体との連携

今回の大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしている。また、災害に伴う産業活動の停滞や風評被害などによる社会経済への影響も甚大であり、今後の復興に向けた様々な課題を克服していくため、本県として進める取組の他、これら被災県、さらには、北海道・東北などの連携による県境を越えた取組を行っていく。

さらに、発災以降、本県に現地事務所を設置した関西広域連合をはじめ、東京都、静岡県、名古屋市など、多くの地方公共団体から力強い支援の手が差し伸べられており、こうした連携は、新たな地方自治の姿を示唆するものと考えている。引き続き、地方公共団体との連携も復興の力としながら、取組を進めていく。

5 専門家の意見・提言の反映

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、津波防災や土木、都市計画等の専門家、研究者の方々の実態調査や技術的な意見・提言などをベースとした岩手県東日本大震災津波復興委員会における審議を基本とし、被災地・被災者をはじめとする県内の各分野の方々の復興への意見、要望等も踏まえて策定している。

また、復興に向けて、県内をはじめ、全国、海外の専門家等から貴重な意見や提言・アイデアが数多く寄せられており、計画の策定とともに、具体的な取組に当たっての参考として活用していく。

特に、世界に誇る新しい三陸地域の創造に向けた「三陸創造プロジェクト」については、県民に将来の夢と希望をもたらす取組として実施するものであり、「開かれた復興」という観点に立ち、今後、県内外、さらに海外の専門家からの意見や提言もいただきながら、具体化を進めていく。

6 計画の進行管理

迅速な復興を達成するため、計画の進行管理については、計画のマネジメントサイクルに基づき、県が行う施策、事業の実施状況や進捗について明らかし、計画の実効性を高め、その着実な推進を図るとともに、次に実施する取組につなげていく。

1 岩手県東日本大震災津波復興委員会委員及びオブザーバー並びに専門委員名簿

[委員]

(19名：五十音順)

区分	氏名	職名等
委員長	藤井 克己	国立大学法人岩手大学 学長
副委員長	元持 勝利	岩手県商工会議所連合会 会長
委員	石川 育成	社団法人岩手県医師会 会長
	伊東 碩子	社団法人岩手県栄養士会 会長
	植田 眞弘	公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部 学部長
	遠藤 洋一	岩手県教育振興基本対策審議会 会長
	及川 公子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 会長
	大井 誠治	岩手県漁業協同組合連合会 会長
	小川 惇	社団法人岩手県建築士会 会長
	桑島 博	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 会長
	佐藤 泰造	岩手県水産加工業協同組合連合会 代表理事会長
	高橋 真裕	社団法人岩手県銀行協会 理事会長
	田中 卓	特定非営利活動法人やませデザイン会議 議長
	長岡 秀征	社団法人岩手県工業クラブ 会長理事
	中崎 和久	岩手県森林組合連合会 代表理事会長
	長澤 壽一	岩手県農業協同組合中央会 会長
	野田 武則	岩手県沿岸市町村復興期成同盟会 会長（釜石市長）
平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションサテライト岩手 館長	
福田 泰司	東日本旅客鉄道株式会社執行役員 盛岡支社長	

[オブザーバー]

(5名)

氏名	職名等
佐々木 一 榮	岩手県議会 議長
佐々木 順 一	岩手県議会 災害対策特別委員会委員長
千葉 伝	岩手県議会 災害対策特別委員会副委員長
齊藤 廣見	国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所 所長
村上 明宏	国土交通省東北地方整備局 釜石港湾事務所 所長

[専門委員] (平成 23 年 6 月 9 日現在)

(8名：五十音順)

氏名	職名等
川村 雄介	株式会社大和総研 専務理事
北村 喜宣	上智大学法学部 教授
玄田 有史	東京大学社会科学研究所 教授
関 満博	明星大学経済学部 教授
多胡 秀人	アビームコンサルティング株式会社 顧問
三谷 陽造	財団法人神戸国際観光コンベンション協会コンベンション事業部 参事
藻谷 浩介	日本政策投資銀行地域振興部 参事役
森地 茂	政策研究大学院大学 政策研究センター所長

2 岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会委員名簿

(7名：五十音順)

区分	氏名	職名等
委員長	齋藤 徳美	放送大学岩手学習センター 所長
副委員長	豊島 正幸	岩手県立大学地域連携本部本部長、総合政策学部教授
委員	緒方 武比古	北里大学 海洋生命科学部長
	谷藤 邦基	(財) 岩手経済研究所地域経済調査部 主席研究員
	平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションサテライト岩手 館長
	広田 純一	岩手大学農学部 教授
	南 正昭	岩手大学工学部 教授

3 岩手県津波防災技術専門委員会委員及びオブザーバー名簿

[委員]

(8名:五十音順)

区 分	氏 名	職 名 等
委員長	堺 茂 樹	岩手大学 工学部長
委員	今 村 文 彦	東北大学大学院 教授
	首 藤 伸 夫	東北大学 名誉教授
	内 藤 廣	建築家・前東京大学教授
	羽 藤 英 二	東京大学大学院 准教授
	平 山 健 一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーション サテライト岩手 館長
	南 正 昭	岩手大学工学部 教授
	山 本 英 和	岩手大学工学部 准教授

[オブザーバー]

(7名:五十音順)

氏 名	職 名 等
諏 訪 義 雄	国土交通省 国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室長
富 田 孝 史	独立行政法人港湾空港技術研究所 アジア・太平洋沿岸防災研究セ ンター 上席研究官
中 嶋 義 全	国土交通省 東北地方整備局港湾空港部 港湾計画課長
永 嶋 善 隆	農林水産省 東北農政局 農村計画部長
毛 利 栄 征	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 施設工学研究領域長
八 木 宏	独立行政法人 水産総合研究センター 水産工学研究所水産土木 工学部水産基盤グループ長
横 山 喜代太	国土交通省 東北地方整備局河川部 地域河川課長

岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱

(設置)

第1条 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波」により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項を調査審議するため、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復旧、復興の現状と課題の分析に関すること。
- (2) 復興に向けた提言に関すること。
- (3) その他復興施策の推進に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、当該専門の事項に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員会は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解散するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策地域部において処理する。

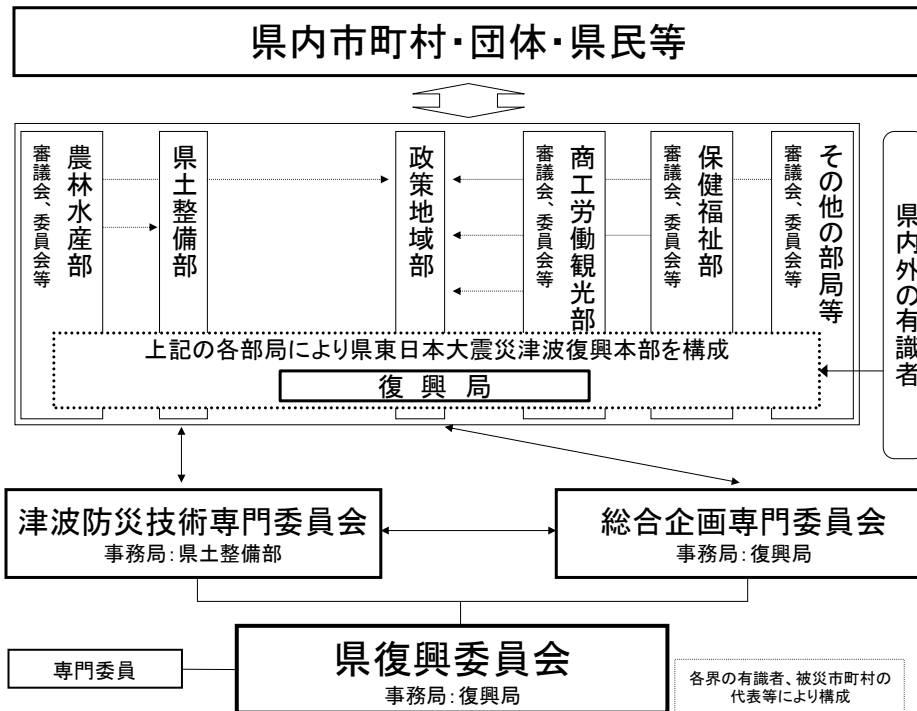
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 8 日から施行する。

【参考】計画策定の体制



岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会設置要領

(設置)

第1 岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）に総合企画専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合的な見地から行う復興に関する課題の調査に関すること。
- (2) 総合的な見地から行う復興に関する課題間の調整に関すること。
- (3) その他分野間の調査と整合性を図るために必要な事項に関すること。

(庶務)

第3 専門委員会の庶務は、政策地域部において処理する。

(雑則)

第4 本要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領による。

附 則

この要領は、平成23年4月30日から施行する。

岩手県津波防災技術専門委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「岩手県津波防災技術専門委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東日本大震災津波からの復興に向けた「復興ビジョン」及び「復興計画」を策定するにあたり、被害状況等の調査結果や技術的根拠等専門的な知見に基づき、地域の歴史や文化、産業等の地域特性を考慮し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりについて検討、提言を行い、まちづくりに資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津波対策、防災型の都市・地域づくりの現状と課題の分析に関すること。
- (2) 津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりに係る提言に関すること。
- (3) その他津波対策、防災型の都市・地域づくりの推進にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総務し、懇談会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

月 日	内 容
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災津波発災
平成 23 年 4 月 7 日	余震発生（県内最大震度 6 弱）
平成 23 年 4 月 11 日	「がんばろう！岩手」宣言発表
同日	「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」決定
同日	第 1 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事等〕 ・委員長・副委員長選任 ・東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針 ・復興に向けた論点
平成 23 年 4 月 14 日	岩手県東日本大震災津波復興委員会現地調査（陸前高田市、大船渡市、釜石市）
平成 23 年 4 月 15 日	岩手県東日本大震災津波復興委員会現地調査（宮古市、山田町、大槌町）
平成 23 年 4 月 22 日	第 1 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事等〕 ・委員長選任 ・東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針 ・今後の検討の進め方
平成 23 年 4 月 25 日	岩手県東日本大震災津波復興本部（本部長：知事）及び復興局の設置
同日	「いわて復興ネット」（県復興計画策定サイト）の開設
平成 23 年 4 月 26 日	第 2 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・各委員からの提言 ・復興に向けた論点
平成 23 年 4 月 30 日	第 1 回総合企画専門委員会 〔議事等〕 ・委員長・副委員長選任 ・各委員からの提言 ・復興に向けた論点
平成 23 年 5 月 8 日	第 2 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 ・現況施設の効果検証及び海岸保全施設の被災メカニズム ・津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりの考え方
平成 23 年 5 月 13 日	第 3 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・各委員からの提言 ・復興に向けた具体的取組

月 日	内 容
平成 23 年 5 月 16 日	第 2 回総合企画専門委員会 〔議事〕 ・各委員からの提言 ・復興計画の構成 ・復興に向けた具体的取組
平成 23 年 5 月 22 日	第 3 回総合企画専門委員会 〔議事〕 ・復興計画のフレーム ・復興の基本目標 ・復興に向けた原則と具体的取組等
平成 23 年 5 月 23 日	第 3 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 ・津波再現シミュレーション結果 ・津波対策の方向性等の考え方 ・復興まちづくりのイメージ
平成 23 年 5 月 25 日	第 4 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・復興の基本目標等 ・復興に向けた原則と具体的取組等
平成 23 年 5 月 30 日	沿岸市町村副市町村長等との意見交換会 (13 市町村)
平成 23 年 5 月 31 日	内陸市町村副市町村長等と県との会議 (21 市町村)
平成 23 年 6 月 1 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 ・復興基本計画 (案)
同日	第 4 回総合企画専門委員会 〔議事〕 ・復興基本計画 (案)
平成 23 年 6 月 2 日	沿岸地域各団体と県との意見交換会 (久慈・宮古・山田会場)
平成 23 年 6 月 3 日	沿岸地域各団体と県との意見交換会 (釜石・大船渡会場)
平成 23 年 6 月 7 日	第 5 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・復興基本計画 (案)
平成 23 年 6 月 9 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 ・復興基本計画 (案) 決定

東日本大震災津波からの 復興に向けた基本方針

平成 23 年 4 月 11 日

岩 手 県

東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針

平成 23 年 4 月 11 日
岩 手 県

1 趣旨

東日本大震災津波からの復興に向けて、緊急的に取り組む内容や、復興への地域の未来の設計図となる復興ビジョン及び復興計画の策定など、県として取り組む基本的な方針を明らかにするものです。

2 基本方針を貫く二つの原則

基本方針を貫く二つの原則を掲げ、この原則のもとに取組を進めていきます。

- 被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する
- 犠牲者の故郷への思いを継承する

3 緊急的に取り組む内容

行方不明者の捜索や被災者への生活支援、県民生活の回復を最優先課題とし、緊急的に取り組む内容は、以下のとおりです。

(1) 県の取組事項

- 行方不明者の捜索
- 被災者の生活支援
 - ・ 避難所の運営支援
 - ・ 内陸部への一時避難
 - ・ 応急仮設住宅の建設 等
- ライフライン等の復旧
 - ・ 電気・ガス、水道、交通・通信網などの早期復旧
 - ・ 日常生活に必要な物資の安定供給
 - ・ 燃料の確保 等
- 被害市町村に対する人的支援
 - ・ 行政機能回復支援
 - ・ 応急措置支援 等
- 保健医療提供体制の整備
 - ・ 救援医療体制の整備
 - ・ 医薬品等の提供
 - ・ 医療介護等従事者の派遣
 - ・ 被災者の感染症予防等保健・衛生対策
 - ・ 高齢者等要援護者の支援等

○ **災害廃棄物(がれき)の処理**

- ・ 市街地や湾内などがれき等の災害廃棄物の早期処理

○ **産業・雇用の復興に向けた基盤構築**

- ・ 被災企業への金融支援
- ・ 中小企業者への相談体制の整備
- ・ 雇用対策基金による被災地における雇用の維持 等

○ **水産業等の復興に向けた基本機能の早期復旧**

- ・ 農林水産業施設等の被害実態調査・応急対応
- ・ 漁業協同組合機能の早期回復支援
- ・ 生産基盤を失った生産者への支援 等

○ **公共土木施設等の早期復旧**

- ・ 被災状況の実態調査
- ・ 道路や港湾、汚水処理施設等の公共土木施設等の応急対応 等

○ **教育環境の復旧**

- ・ 被災地域における学校の再開
- ・ 被災地の児童・生徒の心のケア支援等 等

(2) **国への要望事項**

○ **被災者の速やかな救出と救援の強化**

○ **ライフライン等の復旧**

- ・ ガソリン等の生活関連物資の安定的供給
- ・ 県民生活への総合的支援
- ・ 地域安全対策の強化 等

○ **被災市町村に対する人的・財政的支援**

○ **医療・福祉**

- ・ 医療体制の確保と医療施設や社会福祉施設等の早期復旧
- ・ 被災地を対象とした地域医療再生臨時特定交付金制度の創設
- ・ 避難所への医薬品の提供支援 等

○ **災害廃棄物**

- ・ 災害廃棄物（がれき）の早期処理と全面的な支援の確保

○ **地域産業**

- ・ 産業施設の早期復旧と事業継続支援
- ・ 仮設工場の整備・貸与、民間貸工場入居に対する家賃補助
- ・ 当面の資金繰り支援と特別な融資制度（無利子・利子補給）の創設
- ・ 被災した地域産業の事業継続のための大型補助制度の創設 等

○ **水産業等**

- ・ 漁業と流通・加工業の一体的な再建
- ・ 漁業者等の生活補償等
- ・ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

- ・ 水産基盤施設等の復旧・復興
- ・ 農地の復旧や畜産被害に関する緊急対策
- ・ 木材の緊急的な流通対策 等

○ **道路、港湾等の公共土木施設の早期復旧の支援**

○ **文教環境の復旧**

- ・ 被災学校に対する支援
- ・ 避難所における教育の確保
- ・ 生活基盤を失うおそれのある児童生徒への支援 等

○ **災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充**

4 復興ビジョンと復興計画の策定

(1) 策定の趣旨

復興ビジョン及び復興計画は、今後の復興に当たって、様々な分野の取組を総合的かつ効果的に行うとともに、国・県・市町村はもとより、県民、企業、NPOなど地域社会のあらゆる構成主体が一体となって取り組むための指針として策定するものです。

(2) 復興ビジョンと復興計画

- 「復興ビジョン」は、復興に向けての基本理念や取組内容のあらまし等について定めるものです。
- 「復興計画」は、具体的に取り組む施策や事業、工程表等について定めるものです。
- 復興ビジョン及び復興計画は、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（以下「委員会」という。）の意見を基に、専門家・研究者の提言や、関係市町村、被災者をはじめとした県民等の意見も踏まえながら、策定します。
- 復興にはある程度の期間を要することから、復興ビジョン及び復興計画の期間は、中長期なものを想定していますが、委員会の意見も踏まえ、今後、定めていきます。

(3) 復興に向けて取り組む内容

復興に向けて取り組む内容については、次のように想定していますが、具体的内容については、委員会の意見を踏まえて定めていきます。また、項目の追加や変更もあるものです。

① 市町村行政機能の支援

- ・ 被災市町村における復興計画策定支援
- ・ 被災者の生活再建の支援
- ・ 復興段階を考慮した被災者向け住宅の供給
- ・ 地域コミュニティの維持・再生の支援 等

② まちづくり

- ・ ハード、ソフトの両面からの災害に強いまちづくりの推進

- ・ 故郷への思いを生かしたまちづくりの推進
- ・ 防災を考慮したインフラの復旧と整備
- ・ 地域と地域を結ぶ広域的な道路ネットワーク形成 等

③ 水産業等

- ・ 漁業協同組合機能の回復
- ・ 水産施設（個人施設を含む）の再建と漁業・流通・加工業の再構築
- ・ 農林業の生産基盤の再生 等

④ 学校・教育

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった「学びの場」の再生
- ・ 児童生徒の心のケアへの対応
- ・ 学校・地域における文化・スポーツ活動の再始動 等

⑤ 医療・福祉

- ・ まちづくりと連動した保健医療福祉体制の整備
- ・ 福祉コミュニティの再構築
- ・ 被災者の心のケアへの対応 等

⑥ 経済産業・雇用

- ・ 事業所再建と地域産業の事業継続支援
- ・ 各地域の特色あるものづくり産業の復興と経済産業の基盤構築
- ・ 科学技術振興やベンチャー支援などによる新産業創出
- ・ 被災等による離職者の雇用の確保 等

⑦ 観光

- ・ 観光施設等の再生
- ・ 風評被害への対応
- ・ 新たな観光資源の開発
- ・ 復興のアピールと賑わいの回復 等

5 復興に向けた体制整備

- 震災から復興に向けた取組を加速させるため、県庁内に専担組織を設置します。
- 全県的に必要な行政サービスに配慮しながら、復興事業へのシフトと重点化を図っていきます。

6 国との連携

- 本県を始め、東北地方の復興は、日本全体の繁栄に結び付くものと考えます。このため、国には、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取組に対する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施も含め、国家プロジェクトとして主体的に取り組むことを期待するものです。